

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和5年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1 省略)</p> <p style="text-align: center;">第2 相 続 税 関 係</p> <p>(1～10 省略)</p> <p><u>10-1 相続税の申告書 (第5表の付表)</u></p> <p>(11～32 省略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(39～60 省略)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～7-10 省略)</p> <p>7-11 特定事業用資産等の明細書付表 (特定事業用資産を取得した他の受贈者がいる場合)</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(注) 簿書様式は、<u>令和4年12月23日</u>現在の法令に基づくものである。</p> <p>(第1 同左)</p> <p style="text-align: center;">第2 相 続 税 関 係</p> <p>(1～10 同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(11～32 同左)</p> <p><u>33 相続税の修正申告書 (第1表)</u></p> <p><u>34 同 (第1表続)</u></p> <p><u>35 同 (第3表・第8表2)</u></p> <p><u>36 同 (第3表 (続) ・第8表2 (続) )</u></p> <p><u>37 同 (第5表の付表)</u></p> <p><u>37-1 同 (第8の2表)</u></p> <p><u>37-1-1 同 (第8の2の2表)</u></p> <p><u>37-2-1 同 (第8の3表)</u></p> <p><u>37-2-2 同 (第8の4表)</u></p> <p><u>37-2-3 同 (第8の5表)</u></p> <p><u>37-2-4 同 (第8の6表)</u></p> <p><u>37-2-5 同 (第8の7表)</u></p> <p><u>37-2-6 同 (第8の8表)</u></p> <p><u>37-3 同 (第11・11の2表の付表1)</u></p> <p><u>38 同 (第15表)</u></p> <p>(39～60 同左)</p> <p style="text-align: center;">第3 贈 与 税 関 係</p> <p>(1～7-10 同左)</p> <p>7-11 特定事業用資産等の明細書付表 (特定事業用資産を取得した他の贈与者がいる場合)</p>

改正後	改正前
<p>(8～28 省略)</p> <p>(第4～7 省略)</p> <p style="text-align: center;">第8 納 税 猶 予 関 係</p> <p>(1～71 省略)</p> <p>72 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書</p> <p>(73～75 省略)</p> <p>76 相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書</p> <p>(77～187 省略)</p> <p style="text-align: center;">第9 措 法 第 40 条 の 規 定 に よ る 承 認 申 請 関 係</p> <p>(1～23 省略)</p> <p>24 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの者の親族等に該当しないことを確認した旨の証明書</p> <p>(25～33-2 省略)</p> <p>33-3 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書</p> <p>(33-4～37 省略)</p> <p style="text-align: center;">第10 更 正 の 請 求 関 係</p> <p>1 相続税の更正の請求書</p> <p>2 同(次葉) (相続税)</p> <p>3 同(次葉) (相続税一付表1)</p> <p>3-1 同(次葉) (相続税一付表2)</p> <p>3-1-1 同(次葉) (相続税一付表2の2)</p> <p>3-2 同(次葉) (相続税一付表3)</p> <p>3-3 同(次葉) (相続税一付表4)</p> <p>3-4 同(次葉) (相続税一付表5)</p> <p>3-5 同(次葉) (相続税一付表6)</p> <p>3-6 同(次葉) (相続税一付表7)</p> <p>4 贈与税の更正の請求書</p> <p>(5～7 省略)</p>	<p>(8～28 同左)</p> <p>(第4～7 同左)</p> <p style="text-align: center;">第8 納 税 猶 予 関 係</p> <p>(1～71 同左)</p> <p>72 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書</p> <p>(73～75 同左)</p> <p>76 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書</p> <p>(77～187 同左)</p> <p style="text-align: center;">第9 措 法 第 40 条 の 規 定 に よ る 承 認 申 請 関 係</p> <p>(1～23 同左)</p> <p>24 贈与又は遺贈をした者が法人の役員等及び社員並びにこれらの親族等に該当しないことを確認した旨の証明書</p> <p>(25～33-2 同左)</p> <p>33-3 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益目的支出計画に基づき特定一般法人から贈与を受けた場合の届出書</p> <p>(33-4～37 同左)</p> <p style="text-align: center;">第10 更 正 の 請 求 関 係</p> <p>1 _____税の更正の請求書</p> <p>2 贈与税の更正の請求書</p> <p>3 同(次葉) (相続税)</p> <p>4 同(次葉) (相続税一付表1)</p> <p>4-1 同(次葉) (相続税一付表2)</p> <p>4-1-1 同(次葉) (相続税一付表2の2)</p> <p>4-2 同(次葉) (相続税一付表3)</p> <p>4-3 同(次葉) (相続税一付表4)</p> <p>4-4 同(次葉) (相続税一付表5)</p> <p>4-5 同(次葉) (相続税一付表6)</p> <p>4-6 同(次葉) (相続税一付表7)</p> <p>(5～7 同左)</p>

改正後	改正前
(第11 省略)	(第11 同左)

## 2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式	
1	相続税の申告書（第1表）
2	同（控用）
3	相続税の申告書（第1表続）
4	同（控用）
5	相続税の申告書（第1表の付表1）
6	同（第1表の付表2）
6-1	同（第1表の付表3）
6-2	同（第1表の付表4）
6-3	同（第1表の付表5）
7	同（第2表）
9	同（第4表）
9-1	同（第4表の付表）
10-1	同（第5表の付表）
11	同（第6表）
12	同（第7表）
13	同（第8表）
13-1	同（第8の2表）
13-4-2	同（第8の2の2表）
13-5	同（第8の3表）
13-7	同（第8の4表）
13-8	同（第8の5表）
13-9	同（第8の5表の付表）
13-10	同（第8の6表）
13-13	同（第8の6表の付表4）
13-14	同（第8の7表）
13-15	同（第8の8表）
13-16	同（控用）
17	同（第11の2表）

- 18-5 同（第11・11の2表の付表1別表2）
- 25 同（第14表）
- 40-1 配偶者居住権等の評価明細書
- 59 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

第8 《納税猶予関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおり改める。

様 式
7-1 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書
7-2 別紙3 特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書
72 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書
73 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等
74 貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）
76 相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書
77 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等
77-1 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）
77-5 相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）
83-1 営農困難時貸付けに関する届出書
83-3 「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧
83-4 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書
83-6 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧
83-7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書
83-9 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書
83-11 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧
83-16-1 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書
83-16-2 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書
83-17 同（付表1）
83-18 同（付表2の1）
83-19 同（付表2の2）
83-19-1 同（付表2の3）
83-20 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧
83-21 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

- 83-23 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧
- 83-24 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書
- 83-26 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書
- 83-28 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧
- 83-31 相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書
- 83-32 同（付表1）
- 83-33 同（付表2の1）
- 83-34 同（付表2の2）
- 83-35 同（付表2の3）
- 83-36 「認定都市農地貸付け等に関する届出書」の添付書類一覧
- 84 贈与税の免除届出書
- 93 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（一般措置）
- 93-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）
- 94 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）
- 94-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）
- 94-2 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）別紙
- 94-3 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙
- 94-4 認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
- 94-5 特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
- 97 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）
- 97-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）
- 98 認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（一般措置）
- 98-1 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）
- 98-3 特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙
- 99 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（一般措置）
- 99-1 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）（特例措置）
- 100 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）
- 100-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）
- 100-2 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧
- 100-3 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧
- 101 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）
- 101-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

- 101-2 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）
- 101-3 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）
- 102-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）
- 102-1-1 非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）
- 103 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（一般措置）
- 103-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書（特例措置）
- 105-4-1 租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置）
- 105-5 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書（特例措置）
- 105-6 特例対象株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）
- 136 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書
- 138 事業用資産に係る事業に関する明細書（継続届出用）
- 140 事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書
- 145 買換資産の取得価額等の明細書
- 147 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）
- 148 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（事業継続困難免除）
- 151 事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）
- 154 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）
- 155 事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書
- 159 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書
- 162 事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
19 同（第15表 宗教法人・美術館等を設置運営する法人用）

第10 《更正の請求関係》中、次表に掲げる申請・届出等の様式を「3 資産課税関係の申請・届出等様式（対照表）」のとおりに改める。

様 式
1 相続税の更正の請求書
2 同（次 葉）（相続税）
3 同（次 葉）（相続税一付表1）
3-1 同（次 葉）（相続税一付表2）

3-1-1 同(次葉)(相続税-付表2の2)

3-2 同(次葉)(相続税-付表3)

3-3 同(次葉)(相続税-付表4)

3-4 同(次葉)(相続税-付表5)

3-5 同(次葉)(相続税-付表6)

3-6 同(次葉)(相続税-付表7)









改正後

改正前

相続税の申告書(続) 修正

相続税の申告書(続)

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人	財産を取得した人
氏名			
個人番号又は法人番号	※控用には個人番号の記入は不要です	※控用には個人番号の記入は不要です	
生年月日	年月日(年齢)	年月日(年齢)	
住所			
被相続人との続柄			
取得原因	相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与	
※整理番号			
課税価格の計算			
各人の算出税額の計算			
各人の納付・還付税額の計算			

第1表(続) (令和5年1月分以降用)

この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は、①～⑩で囲んでください。その人の分は申告書とは取り扱いません。)

(注) ⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に「-」を付してご記入ください。なお、この場合で、⑩欄の金額のつぎに贈与税の金額が赤字となる場合は、⑩欄の金額を「0」としてご記入ください。

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人	財産を取得した人
氏名			
個人番号又は法人番号	※控用には個人番号の記入は不要です	※控用には個人番号の記入は不要です	
生年月日	年月日(年齢)	年月日(年齢)	
住所			
被相続人との続柄			
取得原因	相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与	相続・遺贈・相続時特異課税に係る贈与	
※整理番号			
課税価格の計算			
各人の算出税額の計算			
各人の納付・還付税額の計算			

第1表(続) (平成31年1月分以降用)

この申告書で提出しない人である場合(参考として記載している場合は、①～⑩で囲んでください。その人の分は申告書とは取り扱いません。)

(注) ⑩欄の金額が赤字となる場合は、⑩欄の左端に「-」を付してご記入ください。なお、この場合で、⑩欄の金額のつぎに贈与税の金額が赤字となる場合は、⑩欄の金額を「0」としてご記入ください。

改正後

改正前

納税義務等の承継に係る明細書  
(兼相続人の代表者指定届出書)

縦書き

この表は、次の①から⑤までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。  
① 相続時特精算課税適用者が被相続人である特定継与者の死亡の日前に死亡している場合  
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合  
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等  
住所 フリガナ 氏名 相続開始年月日 令和 年 月 日  
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額  
納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の⑩又は⑪の金額) 円  
還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑩又は⑪の金額) △ 円  
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名  
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認  
5 相続人等に関する事項  
(1) 住所  
(2) 氏名  
(3) 個人番号又は法人番号  
(4) 職業及び被相続人との続柄  
(5) 生年月日  
(6) 電話番号  
(7) 承継割合・・・B  
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額  
(9) 各人の(8)の合計  
(10) (8)の(9)に対する割合  
6 税額  
A×B 納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て) 00円 00円 00円  
還付される税額 △ 円 △ 円 △ 円

第1表の付表1(令和5年1月分以降用)

整理番号 0  
番号確認 身元確認  
第1表の付表1(令和5年1月分以降用) (図4-20-1-2-A4続)

納税義務等の承継に係る明細書  
(兼相続人の代表者指定届出書)

縦書き

この表は、次の①から⑤までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。  
① 相続時特精算課税適用者が被相続人である特定継与者の死亡の日前に死亡している場合  
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合  
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等  
住所 フリガナ 氏名 相続開始年月日 令和 年 月 日  
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額  
納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額) 円  
還付される税額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額) △ 円  
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名  
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認  
5 相続人等に関する事項  
(1) 住所  
(2) 氏名  
(3) 個人番号又は法人番号  
(4) 職業及び被相続人との続柄  
(5) 生年月日  
(6) 電話番号  
(7) 承継割合・・・B  
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額  
(9) 各人の(8)の合計  
(10) (8)の(9)に対する割合  
6 税額  
A×B 納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て) 00円 00円 00円  
還付される税額 △ 円 △ 円 △ 円

第1表の付表1(令和5年1月分以降用)

整理番号 0  
番号確認 身元確認  
第1表の付表1(令和5年1月分以降用) (図4-20-1-2-A4続)

注の項目は記入する必要がある

注の項目は記入する必要がある

## 改正後

## 書きかた等

## 《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から④までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同して申告書を出すかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した者を除きます。）について記入します。

## 《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名してください。

## 《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄  
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
  - 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄  
死亡した人の申告書第1表の②又は③欄（還付になる場合には②又は③欄）の金額を転記してください。
  - 「5 相続人等に関する事項」  
共同して申告書を出すかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄  
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄  
この第1表の付表1により共同して申告書を出さない相続人や包括受遺者である場合（参考として記載している場合は、その者の氏名（法人である場合は名称）の右側の「参考」を○で囲んでください（共同して申告書を出さない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。）。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄  
この第1表の付表1により共同して申告書を出す相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いは十分ご注意ください。
- (4) 「承継割合・・・」欄  
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
- (注1) 次に掲げる場合は法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	相続人		法定相続分
	子がいる場合	配偶者	2分の1
子がい	ない場合	子	2分の1
		配偶者	3分の2
子も父母もいない場合	ない場合	父母	3分の1
		配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄  
各人が相続や包括遺贈により取得する債権財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、債権財産の総額に各人の相続分（「5 〔承継割合・・・〕」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄  
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5 〔承継割合・・・〕」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円（1円未満の端数を切り捨て）単位まで記入してください。

(令5.7)

## 改正前

## 書きかた等

## 《使用目的等》

- この第1表の付表1は、表面の①から④までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 共同して申告書を出すかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した者を除きます。）について記入します。

## 《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
- (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名してください。

## 《第1表の付表1の書きかた》

- 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄  
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
  - 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄  
死亡した人の申告書第1表の②欄（還付になる場合には③欄）の金額を転記してください。
  - 「5 相続人等に関する事項」  
共同して申告書を出すかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
- (1) 「住所」欄  
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
- (2) 「氏名」欄  
この第1表の付表1により共同して申告書を出さない相続人や包括受遺者である場合（参考として記載している場合は、その者の氏名（法人である場合は名称）の右側の「参考」を○で囲んでください（共同して申告書を出さない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。）。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄  
この第1表の付表1により共同して申告書を出す相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
- なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いは十分ご注意ください。
- (4) 「承継割合・・・」欄  
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
- (注1) 次に掲げる場合は法定相続分は、次の表のとおりになります。
- なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	相続人		法定相続分
	子がいる場合	配偶者	2分の1
子がい	ない場合	子	2分の1
		配偶者	3分の2
子も父母もいない場合	ない場合	父母	3分の1
		配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

(注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄  
各人が相続や包括遺贈により取得する債権財産の相続時の価額を記入してください。
- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、債権財産の総額に各人の相続分（「5 〔承継割合・・・〕」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄  
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5 〔承継割合・・・〕」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
- なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(令3.7)

改正後

改正前

還付される税額の受取場所

被相続人

第1表の付表2 (令和5年1月分以降用)

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「◎欄」若しくは「◎欄」又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- なお、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、
該当する項目に記入してください。
※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を記入してください。

Table with columns for 相続時精算課税適用者等 and 銀行等の預貯金口座への振込みの場合. Includes fields for フリガナ, 氏名, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 口座番号, 記号番号, 郵便局名等.

Table with columns for 相続時精算課税適用者等 and 銀行等の預貯金口座への振込みの場合. Includes fields for フリガナ, 氏名, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 口座番号, 記号番号, 郵便局名等.

Table with columns for 相続時精算課税適用者等 and 銀行等の預貯金口座への振込みの場合. Includes fields for フリガナ, 氏名, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 口座番号, 記号番号, 郵便局名等.

Table with columns for 相続時精算課税適用者等 and 銀行等の預貯金口座への振込みの場合. Includes fields for フリガナ, 氏名, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 口座番号, 記号番号, 郵便局名等.

第1表の付表2 (令6.7) (表4-20-1-3-A4続一)

還付される税額の受取場所

被相続人

第1表の付表2 (平成31年1月分以降用)

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「◎欄」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- なお、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、
該当する項目に記入してください。
※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

Table with columns for 相続時精算課税適用者等 and 銀行等の預貯金口座への振込みの場合. Includes fields for フリガナ, 氏名, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 口座番号, 記号番号, 郵便局名等.

Table with columns for 相続時精算課税適用者等 and 銀行等の預貯金口座への振込みの場合. Includes fields for フリガナ, 氏名, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 口座番号, 記号番号, 郵便局名等.

Table with columns for 相続時精算課税適用者等 and 銀行等の預貯金口座への振込みの場合. Includes fields for フリガナ, 氏名, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 口座番号, 記号番号, 郵便局名等.

Table with columns for 相続時精算課税適用者等 and 銀行等の預貯金口座への振込みの場合. Includes fields for フリガナ, 氏名, 預金種類, 普通, 当座, 納税準備, 口座番号, 記号番号, 郵便局名等.

第1表の付表2 (令元.7) (表4-20-1-3-A4続一)

## 改正後

## 還付される税額の受取場所の書き方

還付申告(※1)の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例に沿って記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座(相統時精算課税適用者等(※2)ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「◎欄」若しくは「◎欄」又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。  
 ※2 相統時精算課税適用者等とは、相統時精算課税適用者又は相統税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相統時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

## 《記載例》

## ○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行		金融・総合		本行・支店	
		普通	当座	納税準備	振替	出金併	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	◎	◎	△	△	
		その他( )		口座番号	X	X	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の窓口での受取りの場合			
		記号番号 (7～13桁)		郵便局名等			

該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に○印を付けてください。  
 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

## ○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行		金融・総合		本行・支店	
		普通	当座	納税準備	振替	出金併	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	◎	◎	△	△	
		その他( )		口座番号	X	X	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の窓口での受取りの場合			
		記号番号 (7～13桁)	1	X	X	X	
		記号部分(5桁)		番号部分(2～8桁)			

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

## ○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行		金融・総合		本行・支店	
		普通	当座	納税準備	振替	出金併	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	◎	◎	△	△	
		その他( )		口座番号	X	X	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の窓口での受取りの場合			
		記号番号 (7～13桁)		ゆうちょ銀行口支店 又は ○郵便局			

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

(※5)

## 改正前

## 還付される税額の受取場所の書き方

還付申告(※1)の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座(相統時精算課税適用者等(※2)ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。  
 ※2 相統時精算課税適用者等とは、相統時精算課税適用者又は相統税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相統時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

## 《記載例》

## ○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行		金融・総合		本行・支店	
		普通	当座	納税準備	振替	出金併	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	◎	◎	△	△	
		その他( )		口座番号	X	X	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の窓口での受取りの場合			
		記号番号 (7～13桁)		郵便局名等			

該当する預金種類(総合口座の場合には「普通」)に○印を付けてください。  
 口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

## ○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行		金融・総合		本行・支店	
		普通	当座	納税準備	振替	出金併	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	◎	◎	△	△	
		その他( )		口座番号	X	X	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の窓口での受取りの場合			
		記号番号 (7～13桁)	1	X	X	X	
		記号部分(5桁)		番号部分(2～8桁)			

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

## ○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行		金融・総合		本行・支店	
		普通	当座	納税準備	振替	出金併	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	◎	◎	△	△	
		その他( )		口座番号	X	X	
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の窓口での受取りの場合			
		記号番号 (7～13桁)		ゆうちょ銀行口支店 又は ○郵便局			

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

(※元)



改正後

改正前

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

		被相続人							
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		受託者の名称又は氏名(法人整理番号)	( )						
<b>1 信託の明細</b>									
番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地							
1									
2									
3									
<b>2 信託に関する権利の明細</b>									
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額	
					数量	単価	円	円	
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②
<small>(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。          2 この明細は、第11表に準じて記入してください。          3 「信託」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び借入金の明細書)には記載しないでください。          4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。</small>									
<b>3 相続税額の計算</b>									
① 相続税の算出税額(第1表の受託者の①の受託者の①の金額)		② 相続税額の2割加算額(第1表の受託者の②の金額)		③ 外国税額控除額(②欄の金額)		④ (①+②-③)の金額		⑤ ④又は③欄の金額	
円		円		円		円		円	
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑥の価額に基づく法人税等の額					
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額)		⑧ 控除税額等相当額		⑨ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑦-⑧)		⑩ ⑩の金額			
円		円		円		円		円	
⑪ ⑩の金額に基づく事業税の額		⑫ ⑩の金額に基づく地方法人税の額		⑬ ⑩の金額に基づく道府県民税の額		⑭ ⑩の金額に基づく市町村民税の額			
円		円		円		円		円	
⑮ ⑩の金額に基づく特別法人事業税の額		⑯ 法人税等控除額(⑪+⑫+⑬+⑭)		⑰ (⑮+⑯-⑱)の金額		⑱ 申告納税額(申告期限までに納すべき税額)(⑮-⑲)			
円		円		円		円		円	
<small>(注) 1 ⑩又は⑪の各欄は、⑩又は⑪の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。          2 ⑫又は⑬の各欄は、⑫又は⑬の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲り税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。          3 ⑭欄は、⑭欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。          4 ⑮欄は、⑮欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。          5 ⑯又は⑰の各欄は、⑯欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。          6 ⑱欄の金額を第1表の受託者の⑱欄に転記します。⑱欄の金額(⑮-⑲)がマイナスとなるときは「0」と記入します。</small>									
<b>4 信託財産責任負担債務の額の計算</b>									
番号	① ①欄の金額	② ②欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	③ (①×②+③)の金額	④ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑤ 信託財産責任負担債務の額(④-⑤)				
	円	円	円	円	円	円			
信託財産責任負担債務の額の合計額									
<small>(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)          2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。          3 ①欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。          4 ②欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。          5 ③欄の金額(①-②)がマイナスとなるときは「0」と記入します。          6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。</small>									

第1表の付表3(令5.7)

(資4-96-A4統一)

第1表の付表3(令和5年1月分以降適用)

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

		被相続人							
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。		受託者の名称又は氏名(法人整理番号)	( )						
<b>1 信託の明細</b>									
番号	信託の名称	営業所等の名称及び所在地							
1									
2									
3									
<b>2 信託に関する権利の明細</b>									
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額	
					数量	単価	円	円	
信託に関する権利の価額の合計額等								①	②
<small>(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。          2 この明細は、第11表に準じて記入してください。          3 「信託」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び借入金の明細書)には記載しないでください。          4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。</small>									
<b>3 相続税額の計算</b>									
① 相続税の算出税額(第1表の受託者の①の受託者の①の金額)		② 相続税額の2割加算額(第1表の受託者の②の金額)		③ 外国税額控除額(②欄の金額)		④ (①+②-③)の金額		⑤ ④又は③欄の金額	
円		円		円		円		円	
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑥ ⑥の価額に基づく法人税等の額					
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額)		⑧ 控除税額等相当額		⑨ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑦-⑧)		⑩ ⑩の金額			
円		円		円		円		円	
⑪ ⑩の金額に基づく事業税の額		⑫ ⑩の金額に基づく地方法人税の額		⑬ ⑩の金額に基づく道府県民税の額		⑭ ⑩の金額に基づく市町村民税の額			
円		円		円		円		円	
⑮ ⑩の金額に基づく特別法人事業税の額		⑯ 法人税等控除額(⑪+⑫+⑬+⑭)		⑰ (⑮+⑯-⑱)の金額		⑱ 申告納税額(申告期限までに納すべき税額)(⑮-⑲)			
円		円		円		円		円	
<small>(注) 1 ⑩又は⑪の各欄は、⑩又は⑪の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。          2 ⑫又は⑬の各欄は、⑫又は⑬の各欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲り税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。          3 ⑭欄は、⑭欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。          4 ⑮欄は、⑮欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。          5 ⑯又は⑰の各欄は、⑯欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。          6 ⑱欄の金額を第1表の受託者の⑱欄に転記します。⑱欄の金額(⑮-⑲)がマイナスとなるときは「0」と記入します。</small>									
<b>4 信託財産責任負担債務の額の計算</b>									
番号	① ①欄の金額	② ②欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	③ (①×②+③)の金額	④ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑤ 信託財産責任負担債務の額(④-⑤)				
	円	円	円	円	円	円			
信託財産責任負担債務の額の合計額									
<small>(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)          2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。          3 ①欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。          4 ②欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。          5 ③欄の金額(①-②)がマイナスとなるときは「0」と記入します。          6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。</small>									

第1表の付表3(令5.7)

(資4-96-A4統一)

第1表の付表3(令和3年1月分以降適用)

## 改 正 後

## 書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）に従って記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。  
なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。  
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税額に対し、相続税法第18条に規定する相続税額に加算を行う必要があります。

## 改 正 前

## 書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。  
なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。
- 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。  
なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。
- 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。
- 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。
- 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（遺産に係る基礎控除）の相続人の数に算入しません。
- 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税額に対し、相続税法第18条に規定する相続税額に加算を行う必要があります。

改正後

改正前

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を作成する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称
---	-------------------------------------

1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	雜目	利用区分、 除附等	所在場所等	数量	単価	価額
					法定相続 分 価額	份数	
1							円
2							
3							
4							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額						②	円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算					
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の前払の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)		
円	円	円	円		円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の金額に基づく地方法人税の額		
円	円	円	円		円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑩+⑪+⑫+⑬)		
円	円	円	円		円

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)					
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑤の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑮×②+①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑩の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)		
円	円	円	円		円

4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)					
⑲ 相続税の差引税額 (第1表の⑤の金額)	⑳ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑭の金額)	㉑ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑲-⑳)	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。		
円	円	円	<input type="checkbox"/>		

人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人が遺贈に係る相続税の申告書を作成する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 人格のない社団等 又は持分の定めのない法人の名称
---	-------------------------------------

1 遺贈により取得した財産の明細等							
番号	種類	雜目	利用区分、 除附等	所在場所等	数量	単価	価額
					法定相続 分 価額	份数	
1							円
2							
3							
4							
遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額	①	
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額						②	円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算					
③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の前払の合計額 (②の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ④の金額に基づく特別法人事業税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)		
円	円	円	円		円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑧の金額に基づく地方法人税の額		
円	円	円	円		円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ ⑧の金額に基づく特別法人事業税の額	⑭ 法人税等に相当する額 (⑩+⑪+⑫+⑬)		
円	円	円	円		円

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)					
⑮ 相続税の差引税額 (第1表の⑤の金額)	⑯ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑮×②+①)	⑰ 法人税等に相当する額 (⑩の金額)	⑱ 限度額 (⑯の金額と⑰の金額のうちいずれか少ない方の金額)		
円	円	円	円		円

4 申告納税額 (納付すべき税額) の計算 (特定一般社団法人等について、第1表の付表5を作成する場合にはこちらの計算は不要です。)					
⑲ 相続税の差引税額 (第1表の⑤の金額)	⑳ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑭の金額)	㉑ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑲-⑳)	※ 当該法人が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、レ印を記入してください。		
円	円	円	<input type="checkbox"/>		

第1表の付表4 (令和3年1月分以降適用)

## 改 正 後

## 書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。  
 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
  - (1) 「④」及び「⑨」欄は、それぞれ「③」及び「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
  - (2) 「⑤」及び「⑬」欄は、それぞれ「④」及び「⑨」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
  - (3) 「⑧」欄は、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
  - (4) 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
  - (5) 「⑭」及び「⑱」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。  
 なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「⑭」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

## 改 正 前

## 書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めがない法人（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第 11 表に準じて記入します。  
 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲みます。
- 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入します。
  - (1) 「④」及び「⑨」欄は、それぞれ「③」及び「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
  - (2) 「⑤」及び「⑬」欄は、それぞれ「④」及び「⑨」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
  - (3) 「⑧」欄は、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
  - (4) 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方法税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
  - (5) 「⑭」及び「⑱」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。  
 なお、一般社団法人又は一般財団法人に課された「⑭」欄の金額については、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

改正後

改正前

特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 特定一般社団法人等の名称	第1表の付表5 (令和5年1月分以降用)
--	----------------------	-------------------------

1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算 (注) 第1表の付表5(別表1)において明細を作成してください。		
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額(第1表の付表5(別表1)の①の価額)	①	円
特定一般社団法人等が有する債務の金額(第1表の付表5(別表1)の②の金額)	②	円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額(第1表の付表5(別表1)の③の金額)	③	円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額(第1表の付表5(別表1)の④の金額)	④	円
相続開始の時における基金の額(第1表の付表5(別表1)の⑤の金額)	⑤	円
特定一般社団法人等の純資産額(①-②-③-④-⑤)(赤字の場合は0)	⑥	円
相続開始の時の同族理事の数(第1表の付表5(別表1)の⑦の数)に1を加えた数	⑦	円
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額(⑥÷⑦) (注) ⑥の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。	⑧	円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算(第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。)		
相続税額から控除する法人税等に相当する額(第1表の付表4の⑬の金額)	⑩	円
相続税の差引税額(第1表の⑮の金額)	⑪	円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(第1表の付表4の⑫の金額)	⑭	円
相続税の課税価格(第1表の⑯の金額)	⑫	円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額(⑩×⑫÷⑭)	⑬	円
控除額(⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑭	円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 (注) 第1表の付表5(別表2)において明細を作成してください。		
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額(第1表の付表5(別表2)の①の金額)	⑰	円
⑰の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額(第1表の付表5(別表2)の②の金額)	⑱	円
控除対象金額(⑰-⑱)	⑲	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算 (注) ⑳の金額を特定一般社団法人等の第1表の㉑欄に転記します。		
⑮ 相続税の差引税額(第1表の⑮の金額)	⑱ 相続税額から控除する法人税等に相当する額(⑬の金額)	㉑ 申告納税額(納付すべき税額)(⑰-⑱-⑲)(赤字の場合は0)
円	円	円

5 控除対象税額の残額の計算((⑱-⑲-㉑)の計算が赤字の場合のみ、記入します。)		
㉑の金額のうち、「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」において控除した金額(⑱-⑲)	㉒	円
控除対象税額の残額(㉑-㉒)	㉓	円

第1表の付表5(令5.7) (資4-20-1-5-A4統一)

特定一般社団法人等に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	被相続人 特定一般社団法人等の名称	第1表の付表5 (平成31年1月分以降用)
---	----------------------	--------------------------

1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算 (注) 第1表の付表5(別表1)において明細を作成してください。		
相続開始の時に特定一般社団法人等が有する財産の価額の合計額(第1表の付表5(別表1)の①の価額)	①	円
特定一般社団法人等が有する債務の金額(第1表の付表5(別表1)の②の金額)	②	円
特定一般社団法人等に課される国税又は地方税の額(第1表の付表5(別表1)の③の金額)	③	円
被相続人の死亡により支給する退職手当金などの額(第1表の付表5(別表1)の④の金額)	④	円
相続開始の時における基金の額(第1表の付表5(別表1)の⑤の金額)	⑤	円
特定一般社団法人等の純資産額(①-②-③-④-⑤)(赤字の場合は0)	⑥	円
相続開始の時の同族理事の数(第1表の付表5(別表1)の⑦の数)に1を加えた数	⑦	円
特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額(⑥÷⑦) (注) ⑥の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。	⑧	円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算(第1表の付表4の作成がある場合のみ、記入します。)		
相続税額から控除する法人税等に相当する額(第1表の付表4の⑬の金額)	⑩	円
相続税の差引税額(第1表の⑮の金額)	⑪	円
遺贈により取得した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(第1表の付表4の⑫の金額)	⑭	円
相続税の課税価格(第1表の⑯の金額)	⑫	円
相続税額から控除する法人税等に相当する額の控除限度額(⑩×⑫÷⑭)	⑬	円
控除額(⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)	⑭	円

3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算 特定一般社団法人等が相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に記入します。 (注) 第1表の付表5(別表2)において明細を作成してください。		
相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税及び相続税の税額(第1表の付表5(別表2)の①の金額)	⑰	円
⑰の金額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により控除された金額(第1表の付表5(別表2)の②の金額)	⑱	円
控除対象金額(⑰-⑱)	⑲	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算 (注) ⑳の金額を特定一般社団法人等の第1表の㉑欄に転記します。		
⑮ 相続税の差引税額(第1表の⑮の金額)	⑱ 相続税額から控除する法人税等に相当する額(⑬の金額)	㉑ 申告納税額(納付すべき税額)(⑰-⑱-⑲)(赤字の場合は0)
円	円	円

5 控除対象税額の残額の計算((⑱-⑲-㉑)の計算が赤字の場合のみ、記入します。)		
㉑の金額のうち、「4 申告納税額(納付すべき税額)の計算」において控除した金額(⑱-⑲)	㉒	円
控除対象税額の残額(㉑-㉒)	㉓	円

第1表の付表5(令3.7) (資4-20-1-5-A4統一)

## 改 正 後

## 書 き か た 等

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額について計算します。
  - (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。
  - (2) 「⑦」欄の「相続開始の時点における同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。
- 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。
 

なお、「⑨」及び「⑩」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。
- 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。

- (注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時点において公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。
- 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。
    - (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること
    - (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること
  - 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

## 改 正 前

## 書 き か た 等

この明細書は、平成 30 年 4 月 1 日以降に一般社団法人等の理事である者（一般社団法人等の理事でなくなった日から 5 年を経過していない者を含みます。）が死亡した場合において、その一般社団法人等が相続税法第 66 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する特定一般社団法人等に該当するときに、その特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 遺贈により取得したとみなされる金額の計算」は、特定一般社団法人等が被相続人から遺贈により取得したとみなされる金額について計算します。
  - (1) 「①」から「⑤」欄には、第 1 表の付表 5（別表 1）の「①」から「⑤」欄の額を転記します。
  - (2) 「⑦」欄の「相続開始の時点における同族理事の数に 1 を加えた数」は、第 1 表の付表 5（別表 1）の「⑥」欄の数に 1 を加えた数を記入します。
- 3 「3 相続税額から控除する贈与税・相続税の税額の計算」は、過去に相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額がある場合に、相続税から控除する金額を計算します。
 

なお、「⑨」及び「⑩」欄には、第 1 表の付表 5（別表 2）の「①」及び「②」欄の額を転記します。
- 4 「5 控除対象税額の残額の計算」は、この相続税の申告に係る相続後に開始した相続につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定によりその特定一般社団法人等に相続税が課される場合に控除されることとなる金額を計算します。

- (注) 1 「一般社団法人等」とは、一般社団法人又は一般財団法人（被相続人の相続開始の時点において公益社団法人又は公益財団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定目的会社等を子会社として保有することを専ら目的とするものその他の相続税法施行令第 34 条第 4 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人に該当するものを除きます。）をいいます。
- 2 「特定一般社団法人等」とは、次の(1)、(2)に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます。
    - (1) 相続開始の直前における被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超えること
    - (2) 相続の開始前 5 年以内において、被相続人に係る同族理事の数の理事の総数のうちに占める割合が 2 分の 1 を超える期間の合計が 3 年以上であること
  - 3 「同族理事」とは、一般社団法人等の理事のうち、被相続人又はその配偶者、三親等内の親族その他の被相続人と相続税法施行令第 34 条第 3 項に規定する特殊の関係のある者をいいます。

改正後

改正前

相続税の総額の計算書

被相続人

第2表(令和5年1月分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑥欄から⑩欄までは記入する必要がありません。

Table with 3 columns: ①課税価格の合計額, ②遺産に係る基礎控除額, ③課税遺産総額. Includes calculation formulas and input fields.

Table with 4 columns: ④法定相続人, ⑤左の法定相続人に, ⑥法定相続分に, ⑦相続税の総額の. Includes a grid for listing heirs and their shares.

(注)1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ④欄の金額を第1表⑩欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑤欄の金額を第1表⑪欄へ転記するとともに、⑥欄の金額を第3表⑪欄へ転記します。

相続税の速算表

Table with 2 rows: 法定相続分に, 税率. Columns show inheritance tax amounts and rates for various brackets.

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額
⑧欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○遺贈納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

相続税の総額の計算書

被相続人

第2表(平成27年分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑥欄から⑩欄までは記入する必要がありません。

Table with 3 columns: ①課税価格の合計額, ②遺産に係る基礎控除額, ③課税遺産総額. Includes calculation formulas and input fields.

Table with 4 columns: ④法定相続人, ⑤左の法定相続人に, ⑥法定相続分に, ⑦相続税の総額の. Includes a grid for listing heirs and their shares.

(注)1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。
2 ④欄の金額を第1表⑩欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑤欄の金額を第1表⑪欄へ転記するとともに、⑥欄の金額を第3表⑪欄へ転記します。

相続税の速算表

Table with 2 rows: 法定相続分に, 税率. Columns show inheritance tax amounts and rates for various brackets.

この速算表の使用方法は、次のとおりです。
⑥欄の金額×税率-控除額=⑦欄の税額
⑧欄の金額×税率-控除額=⑩欄の税額
例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%-500千円=4,000千円です。

○遺贈納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

○この表を修正申告書の第2表として使用するときは、⑦欄には修正申告書第1表の⑥欄の④の金額を記入し、⑩欄には修正申告書第3表の①の⑩欄の④の金額を記入します。

改正後

改正前

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表(令和5年4月分以降用)

この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合に記入します。

なお、相続や遺贈により取得した財産のうちに、次の管理残額がある人は、第4表の付表を作成します。

イ 相続特別措置法第70条の2の2(直系卑属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額のうち、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分

ロ 相続特別措置法第70条の2の3(直系卑属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額のうち、令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分

(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表①又は第1表②の金額)	①	円	円	円	円
相続開始時 被相続人の一親等の血族であつた 被相続人から取得した財産のうち、 被相続人から贈与を受けた場合の贈与税の 非課税部分(第1表①+第1表②+第1表③) の金額	②	円	円	円	円
相続開始時 被相続人の一親等の血族であつた 被相続人から贈与を受けた場合の贈与税の 非課税部分(第1表①+第1表②+第1表③) の金額	③	円	円	円	円
相続開始時 被相続人の一親等の血族であつた 被相続人から贈与を受けた場合の贈与税の 非課税部分(第1表①+第1表②+第1表③) の金額	④	円	円	円	円
相続特別措置法第70条の2の2第12項第1号 に規定する管理残額がある場合の 加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表①)	⑤	円	円	円	円
相続特別措置法第70条の2の3第12項第2号 に規定する管理残額がある場合の 加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表②)	⑥	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記①~④の金額がある場合には、 (①+②+③+④)×0.2となります。	⑦	円	円	円	円

(注) 1 相続時特種課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時特種課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時点で被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。  
2 各人の控除の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額①」欄に記載します。

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表(令和3年4月分以降用)

この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人がある場合に記入します。

なお、相続や遺贈により取得した財産のうちに、次の管理残額がある人は、第4表の付表を作成します。

イ 相続特別措置法第70条の2の2(直系卑属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額のうち、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間であって、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分

ロ 相続特別措置法第70条の2の3(直系卑属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額のうち、令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分

(注)一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表①又は第1表②の金額)	①	円	円	円	円
相続開始時 被相続人の一親等の血族であつた 被相続人から取得した財産のうち、 被相続人から贈与を受けた場合の贈与税の 非課税部分(第1表①+第1表②+第1表③) の金額	②	円	円	円	円
相続開始時 被相続人の一親等の血族であつた 被相続人から贈与を受けた場合の贈与税の 非課税部分(第1表①+第1表②+第1表③) の金額	③	円	円	円	円
相続開始時 被相続人の一親等の血族であつた 被相続人から贈与を受けた場合の贈与税の 非課税部分(第1表①+第1表②+第1表③) の金額	④	円	円	円	円
相続特別措置法第70条の2の2第12項第2号 に規定する管理残額がある場合の 加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表①)	⑤	円	円	円	円
相続特別措置法第70条の2の3第12項第2号 に規定する管理残額がある場合の 加算の対象とならない相続税額 (第4表の付表②)	⑥	円	円	円	円
相続税額の加算金額 (①×0.2) ただし、上記①~④の金額がある場合には、 (①+②+③+④)×0.2となります。	⑦	円	円	円	円

(注) 1 相続時特種課税適用者である孫が相続開始の時点で被相続人の養子となった場合は、「相続時特種課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時点で被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。  
2 各人の控除の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額①」欄に記載します。



改 正 後

改 正 前

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

第4表の付表（令和5年4月分以降用）

1 指置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額がある場合  
この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。  
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は第1表④の金額)	①	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「2」参照)	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の金額 (第1表①・第1表②)	③				
債務及び葬式費用の金額 (第1表④)	④				
③-④(赤字のときは0)	⑤				
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表⑥)	⑥				
加算の対象とならない相続税額 ⑤× ⑥-⑦	⑦	円	円	円	円

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうち相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。)がある人の氏名を記載します。  
2 各人の⑦欄の金額を第4表のその人の⑦欄に転記します。

第4表の付表(令5、7)

(表4-20-5-2-A4続-)

相続税額の加算金額の計算書付表

被相続人

第4表の付表（令和3年4月分以降用）

1 指置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額がある場合  
この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち、被相続人の一親等の血族(代襲して相続人となった直系尊属を含みます。)及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。)で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。  
(注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 (第1表③又は第1表④の金額)	①	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額 (裏面の「2」参照)	②	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の金額 (第1表①・第1表②)	③				
債務及び葬式費用の金額 (第1表④)	④				
③-④(赤字のときは0)	⑤				
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表⑥)	⑥				
加算の対象とならない相続税額 ⑤× ⑥-⑦	⑦	円	円	円	円

(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうち相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間で、被相続人の相続開始前3年以内に被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。)がある人の氏名を記載します。  
2 各人の⑦欄の金額を第4表のその人の⑦欄に転記します。

第4表の付表(令3、7)

(表4-20-5-2-A4続-)

## 改正後

## 【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

1 この表における「教育資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定による非課税措置、「結婚・子育て資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定による非課税措置をいいます。

2 「② 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次の算式により計算します。

(1) 令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合

(算式)

$$A - \left( A \times \frac{C}{B+C} \right)$$

(2) 令和5年3月31日以前に贈与者から信託受益権又は金銭等を取得し、「教育資金の非課税」の適用を受けている場合（上記(1)に該当する場合を除きます。）

(算式)

$$A \times \frac{B}{B+C}$$

※ 上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。

A＝租税特別措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

B＝被相続人から平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をした信託受益権又は金銭等（その被相続人の死亡前3年以内に取得をしたものに限ります。）のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

3 「③ 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。

(算式)

$$D \times \frac{E}{E+F}$$

※ 上記算式中の「D」、「E」及び「F」は、それぞれ次によります。

D＝租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

E＝被相続人から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

F＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

(令5.7)

## 改正前

## 【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

1 この表における「教育資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定による非課税措置を、「結婚・子育て資金の非課税」とは、租税特別措置法第70条の2の3第1項の規定による非課税措置をいいます。

2 「② 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。

(算式)

$$A \times \frac{B}{B+C}$$

※ 上記算式中の「A」、「B」及び「C」は、それぞれ次によります。

A＝租税特別措置法第70条の2の2第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

B＝被相続人から平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得をした信託受益権又は金銭等（その被相続人の死亡前3年以内に取得をしたものに限ります。）のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

C＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「教育資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

3 「③ 被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額」は、次の算式により計算します。

(算式)

$$D \times \frac{E}{E+F}$$

※ 上記算式中の「D」、「E」及び「F」は、それぞれ次によります。

D＝租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号に規定する管理残額（取扱金融機関の営業所等にご確認ください。）

E＝被相続人から令和3年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

F＝被相続人から令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち、「結婚・子育て資金の非課税」の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額

(令3.7)

改正後

改正前

(新規)

**配偶者の税額軽減額の計算書(付表)** 被相続人

この表は、被相続人から相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。)により財産を取得した者(以下「納税義務者」といいます。)のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

**第5表各欄の金額の計算**  
納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

① 第1表の「各人の合計」の④の金額 <small>(配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の②の金額)</small>	② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額 <small>(配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の③の金額)</small>	③ (①+②)の金額	④ 第1表の「各人の合計」の(①+②)の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額 <small>(配偶者以外の者が農業相続人である場合には第3表の「(各人の合計)」の(①+②)の金額)</small>	⑤ 第1表の「各人の合計」の②の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額
円	円	円	円	円
⑥ (④+⑤)の金額と第1表の「各人の合計」の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑦ 第1表の「各人の合計」の⑤の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ (⑥+⑦)の金額	⑨ (⑧-⑥)の金額 (1,000円未満切捨て)	⑩ ⑨の金額に相当する相続税の総額
円	円	円	円	円
.000				

(注) 1 ⑥欄の金額を第5表の⑥又は⑩欄に転記します。また、⑩欄の金額を第5表の⑦又は⑪欄に転記します。  
2 ⑩欄の金額は、⑨欄の金額を課税価格の合計額とみなして計算した場合の相続税の総額を記載します。  
なお、⑩欄の金額については、第2表を別途作成して算出してください。

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

① 第1表の配偶者の④の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	② 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	③ (①+②)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額	④ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑤ (③+④)の金額	⑥ (⑤-③)の金額 (1,000円未満切捨て)
円	円	円	円	円	円
.000					

(注) ⑥欄の金額を第5表の「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の「(第1表の③の金額)欄」又は「(第3表の③の金額)欄」に転記します。

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

① 第11表の配偶者の①の金額(分別財産の金額)	分別財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			③ (①-②)の金額 (赤字のときは0)	④ 第1表の配偶者の⑤の金額(純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額)
	② 第1表の配偶者の③の金額(債務及び葬式費用の金額)	⑤ 第11表の配偶者の②の金額(未分別財産の金額)	⑥ (⑤-③)の金額 (⑥の金額が⑤の金額より大きいときは0)		
円	円	円	円	円	円
⑦ ①の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑧ ②の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額	⑨ (⑦+⑧)の金額と⑤の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑩ ②の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額	⑪ (⑨+⑩)の金額	⑫ (⑨+⑩-⑦)の金額 (赤字のときは0)
円	円	円	円	円	円

(注) ⑫欄の金額を第5表の⑫又は⑬欄に転記します。

第5表の付表(令和5年1月分以降適用)

## 改 正 後

## 改 正 前

## 【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表は、期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。
- 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑩、⑪及び⑫の各欄並びに⑬、⑭及び⑯の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。
- 3 ④、⑩及び⑫欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。

(新規)

改正後

改正前

未成年者控除額  
障害者控除額の計算書

被相続人

第6表(令和5年1月分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	計
未成年者控除額	10万円×(18歳- )歳	10万円×(18歳- )歳	10万円×(18歳- )歳	10万円×(18歳- )歳	円
未成年者の第1表の(②+③-④-⑤)又は(②+③-④-⑤)の相続税額	円	円	円	円	円
控除しきれない金額(②-③)	円	円	円	円	円計 ④

(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)  
④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。

扶養義務者の氏名	計
扶養義務者の第1表の(②+③-④-⑤)又は(②+③-④-⑤)の相続税額	円
未成年者控除額	円

(注) 各人の⑤欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「未成年者控除額①」欄に転記します。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

障害者の氏名	一般障害者		特別障害者		計
	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	
障害者控除額	10万円×(85歳- )歳	10万円×(85歳- )歳	20万円×(85歳- )歳	20万円×(85歳- )歳	円
障害者の第1表の(②+③-④-⑤)又は(②+③-④-⑤)の相続税額	円	円	円	円	円
控除しきれない金額(②-③)	円	円	円	円	円計 ④

(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額)  
④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。

扶養義務者の氏名	計
扶養義務者の第1表の(②+③-④-⑤)又は(②+③-④-⑤)の相続税額	円
障害者控除額	円

(注) 各人の⑤欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第8の8表1の「障害者控除額②」欄に転記します。

未成年者控除額  
障害者控除額の計算書

被相続人

第6表(令和4年4月分以降用)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満18歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	計
未成年者控除額	10万円×(18歳- )歳	10万円×(18歳- )歳	10万円×(18歳- )歳	10万円×(18歳- )歳	円
未成年者の第1表の(②+③-④-⑤)又は(②+③-④-⑤)の相続税額	円	円	円	円	円
控除しきれない金額(②-③)	円	円	円	円	円計 ④

(注) 1 令和4年3月31日以前は、「20歳」となります。  
2 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。  
3 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額④」欄に転記します。  
4 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。

(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額)  
④欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。

扶養義務者の氏名	計
扶養義務者の第1表の(②+③-④-⑤)又は(②+③-④-⑤)の相続税額	円
未成年者控除額	円

(注) 各人の⑤欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額④」欄に転記します。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時特種課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

障害者の氏名	一般障害者		特別障害者		計
	年 齢	年 齢	年 齢	年 齢	
障害者控除額	10万円×(85歳- )歳	10万円×(85歳- )歳	20万円×(85歳- )歳	20万円×(85歳- )歳	円
障害者の第1表の(②+③-④-⑤)又は(②+③-④-⑤)の相続税額	円	円	円	円	円
控除しきれない金額(②-③)	円	円	円	円	円計 ④

(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。  
2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑤」欄に転記します。  
3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。

(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額)  
④欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑤欄に記入します。

扶養義務者の氏名	計
扶養義務者の第1表の(②+③-④-⑤)又は(②+③-④-⑤)の相続税額	円
障害者控除額	円

(注) 各人の⑤欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑤」欄に転記します。

改正後

改正前

相次相続控除額の計算書

被相続人

第7表(令和5年1月分以降用)

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

Table with 3 columns: 前の相続に係る被相続人の氏名, 前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄, 前の相続に係る相続税の申告書の提出先. Includes calculation fields for inheritance date, period, and total amount.

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち)に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

Table with 6 columns: 今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名, 相次相続控除額の総額, 各相続人の純資産価額, 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額, 各人の割合, 各人の相次相続控除額.

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した)人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

Table with 6 columns: 今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名, 相次相続控除額の総額, 各相続人の純資産価額, 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額, 各人の割合, 各人の相次相続控除額.

(注) 1 ⑩欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。 2 各人の⑪又は⑫欄の金額を第8の8表1のその人の「相次相続控除額⑫」欄に転記します。

相次相続控除額の計算書

被相続人

第7表(平成21年4月分以降用)

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

Table with 3 columns: 前の相続に係る被相続人の氏名, 前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄, 前の相続に係る相続税の申告書の提出先. Includes calculation fields for inheritance date, period, and total amount.

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち)に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

Table with 6 columns: 今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名, 相次相続控除額の総額, 各相続人の純資産価額, 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額, 各人の割合, 各人の相次相続控除額.

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した)人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。

Table with 6 columns: 今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名, 相次相続控除額の総額, 各相続人の純資産価額, 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額, 各人の割合, 各人の相次相続控除額.

(注) 1 ⑩欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。 2 各人の⑪又は⑫欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額⑫」欄に転記します。

改正後

改正前

外国税額控除額 農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第8表(令和5年1月分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

Table with 8 columns: 外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名, 外国の法令により課せられた税, ③の日本産における邦貨換算率, ④邦貨換算税額, ⑤邦貨換算在外純財産の価額, ⑥(②×⑤)の割合, ⑦相次相続控除後の税額×⑥, ⑧控除額(④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。 3 各人の⑧欄の金額を第8表1のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

Table with 4 columns: 農業相続人の氏名, 納税猶予の基となる税額(第3表の各農業相続人の②の金額), 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表の「相続税額控除額」の②の金額), 第3表④の各農業相続人の算出税額, ③-(①+④)の金額(赤字のときは0), 農地等納税猶予税額(①+②-③)(100円未満は切り捨て、赤字のときは0)

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8表7の⑦欄の金額を第8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。 2 この申告が修正申告である場合の⑦欄に記入する金額は、⑦欄の「①+②-③」の金額が修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超える場合には、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特例農地等(期限内申告において第12表に記入した特例農地等に限り、)の課税額(又は税額の計算額)があった場合で、その額だけを修正するものであるときの⑦欄の金額は、当該修正前の「農地等納税猶予税額」の金額を超えることができます。

外国税額控除額 農地等納税猶予税額の計算書

被相続人

第8表(平成31年1月分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

Table with 8 columns: 外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名, 外国の法令により課せられた税, ③の日本産における邦貨換算率, ④邦貨換算税額, ⑤邦貨換算在外純財産の価額, ⑥(②×⑤)の割合, ⑦相次相続控除後の税額×⑥, ⑧控除額(④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。 2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。 3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額④」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

Table with 4 columns: 農業相続人の氏名, 納税猶予の基となる税額(第3表の各農業相続人の②の金額), 相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表の「相続税額控除額」の②の金額), 第3表④の各農業相続人の算出税額, ③-(①+④)の金額(赤字のときは0), 農地等納税猶予税額(①+②-③)(100円未満は切り捨て、赤字のときは0)

(注) 各人の⑦欄の金額を第8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8表7の⑦欄の金額を第8表2のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）

この計算書は、経営承継人等又は経営承継人等に関する人が対象上層株式等についての納税額の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。

1. 経営承継人等及び経営承継人等に関する人、以下の計算書（第8の2表）において「経営承継人」を記載して下さい。
2. 再上層株式等についての納税額の納税猶予に係る「特別措置」の適用を受ける場合には第8の2の2表を使用して下さい。

私は、第1の2表の付表1・付表2の「2 対象上層株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 対象納税上層株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち表明額の⑩の株式等の数等について非上層株式等についての納税猶予及び免除（後掲特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けず。

Table with 2 columns: Item and Amount. Rows include 1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算, (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算, ① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額, ② 経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額, etc.

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 特定価額に基づく相続税の税額の計算, 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の税額の計算. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ①欄の「第1表の⑩+⑪」の金額は、経営承継人が後掲特別措置法第70条の6第1項の規定による最優先による相続税の適用を受ける場合には、「第3表の⑩」の金額となります。また、⑩欄の「第1表の⑩+⑪」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による最優先による相続税の適用を受ける人がある場合には、「第3表の⑩」の金額となります。

Table with 2 columns: Item and Amount. Rows include 2 株式等納税猶予税額の計算, ① (経営承継人の第1表の⑩+⑪-⑫)の金額, ② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額, etc.

(注) 1 e欄の株式の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による最優先による相続税の適用を受ける人がいる場合には、「第1表の⑩」の金額とします。

2 ⑩欄について、対象上層株式等又は対象納税上層株式等に係る会社が2社以上ある場合は、⑩欄の金額をA欄に入力します(100円未満切り捨て)。なお、A欄に入力する金額は、対象上層株式等の「第1表の⑩」又は第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象上層株式等の明細」の⑩欄及び付表3の「2 対象納税上層株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の形に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し併記して下さい。

3 ⑩欄のA欄の金額を算出する際の「第1表の⑩」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による最優先による相続税の適用を受ける人がある場合は、⑩欄のA欄の金額に入力します(100円未満切り捨て)。なお、A欄に入力する金額は、対象上層株式等の「第1表の⑩」又は第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象上層株式等の明細」の⑩欄及び付表3の「2 対象納税上層株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の形に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し併記して下さい。

4 この申請が確定申告である場合は⑩欄に入力する金額は、⑩欄の「(a-b-c)」の金額が確定申告の高額金額を超える場合には、高額申告の金額に入力します(⑩及び⑩欄も同様です)。ただし、この申請が確定申告である場合は対象上層株式等又は対象納税上層株式等（個別申請において「第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象上層株式等の明細」又は「第8の2表の付表3の「2 対象納税上層株式等の明細」」に記載した対象上層株式等又は対象納税上層株式等に該当します。）の取得額又は税額計算額があった場合、その額だけを上乗せする必要がある場合は、高額申告の金額を超えることができます。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

第8の2表（令5.7）

（表4-20-9-2-A 4統一）

株式等納税猶予税額の計算書（一般措置用）

この計算書は、経営承継人等又は経営承継人等に関する人が対象上層株式等についての納税額の納税猶予に係る「一般措置」の適用を受ける場合に納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。

1. 経営承継人等及び経営承継人等に関する人、以下の計算書（第8の2表）において「経営承継人」を記載して下さい。
2. 再上層株式等についての納税額の納税猶予に係る「特別措置」の適用を受ける場合には第8の2の2表を使用して下さい。

私は、第1の2表の付表1・付表2の「2 対象上層株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 対象納税上層株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち表明額の⑩の株式等の数等について非上層株式等についての納税猶予及び免除（後掲特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けず。

Table with 2 columns: Item and Amount. Rows include 1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算, (1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算, ① 経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額, ② 経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額, etc.

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 特定価額に基づく相続税の税額の計算, 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の税額の計算. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ①欄の「第1表の⑩+⑪」の金額は、経営承継人が後掲特別措置法第70条の6第1項の規定による最優先による相続税の適用を受ける場合には、「第3表の⑩」の金額となります。また、⑩欄の「第1表の⑩+⑪」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による最優先による相続税の適用を受ける人がある場合には、「第3表の⑩」の金額となります。

Table with 2 columns: Item and Amount. Rows include 2 株式等納税猶予税額の計算, ① (経営承継人の第1表の⑩+⑪-⑫)の金額, ② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額, etc.

(注) 1 e欄の株式の「第1表の⑩」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による最優先による相続税の適用を受ける人がいる場合には、「第1表の⑩」の金額とします。

2 ⑩欄について、対象上層株式等又は対象納税上層株式等に係る会社が2社以上ある場合は、⑩欄の金額をA欄に入力します(100円未満切り捨て)。なお、A欄に入力する金額は、対象上層株式等の「第1表の⑩」又は第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象上層株式等の明細」の⑩欄及び付表3の「2 対象納税上層株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の形に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し併記して下さい。

3 ⑩欄のA欄の金額を算出する際の「第1表の⑩」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による最優先による相続税の適用を受ける人がある場合は、⑩欄のA欄の金額に入力します(100円未満切り捨て)。なお、A欄に入力する金額は、対象上層株式等の「第1表の⑩」又は第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象上層株式等の明細」の⑩欄及び付表3の「2 対象納税上層株式等の明細」の⑩欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の形に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し併記して下さい。

4 この申請が確定申告である場合は⑩欄に入力する金額は、⑩欄の「(a-b-c)」の金額が確定申告の高額金額を超える場合には、高額申告の金額に入力します(⑩及び⑩欄も同様です)。ただし、この申請が確定申告である場合は対象上層株式等又は対象納税上層株式等（個別申請において「第8の2表の付表1及び付表2の「2 対象上層株式等の明細」又は「第8の2表の付表3の「2 対象納税上層株式等の明細」」に記載した対象上層株式等又は対象納税上層株式等に該当します。）の取得額又は税額計算額があった場合、その額だけを上乗せする必要がある場合は、高額申告の金額を超えることができます。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

※ 8の項目は記入する必要はありません。

第8の2表（令2.7）

（表4-20-9-2-A 4統一）

第8の2表（令和5年1月1日分以降適用）

第8の2表（平成31年1月1日分以降適用）



改正後

特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置用）

Table with columns for '被相続人' and '特例経営承継人'. Includes introductory text and calculation instructions.

私は、第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」又は第8の2の2表の付表2の「2 特例対象非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の①欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項、同法第70条の7の8第1項）の適用を受けます。

Table for '1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算'. Includes sub-sections (1) and (2) with various calculation items and amounts.

Table for '2 特例株式等納税猶予税額の計算'. Includes sub-sections (a) and (b) with columns for '法定相続人の氏名' and '法定相続分'. Includes calculation formulas and amounts.

(注) 1 ①欄の「第1表の①+②」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による異動等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、①欄の「第1表の①欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による異動等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の①欄」の金額となります。

Table for '2 特例株式等納税猶予税額の計算'. Includes sub-sections (a) and (b) with columns for '特例経営承継人の第1表の①+②+③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺' and '特例経営承継人の第1表の①+②+③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺'.

(注) 1 b欄の算式中の「第1表の①」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による異動等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の①」の金額とします。

※ 印の項目は記入する必要はありません

※ 印の項目は記入する必要はありません

第8の2の2表(令5.7) (資4-20-9-12-A 4続一)

改正前

特例株式等納税猶予税額の計算書（特例措置用）

Table with columns for '被相続人' and '特例経営承継人'. Includes introductory text and calculation instructions.

私は、第8の2の2表の付表1の「2 特例対象非上場株式等の明細」又は第8の2の2表の付表2の「2 特例対象非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の①欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項、同法第70条の7の8第1項）の適用を受けます。

Table for '1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算'. Includes sub-sections (1) and (2) with various calculation items and amounts.

Table for '2 特例株式等納税猶予税額の計算'. Includes sub-sections (a) and (b) with columns for '法定相続人の氏名' and '法定相続分'. Includes calculation formulas and amounts.

(注) 1 ①欄の「第1表の①+②」の金額は、特例経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による異動等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、①欄の「第1表の①欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による異動等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の①欄」の金額となります。

Table for '2 特例株式等納税猶予税額の計算'. Includes sub-sections (a) and (b) with columns for '特例経営承継人の第1表の①+②+③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺' and '特例経営承継人の第1表の①+②+③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺'.

(注) 1 b欄の算式中の「第1表の①」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続税特別措置法第70条の6第1項の規定による異動等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の①」の金額とします。

※ 印の項目は記入する必要はありません

※ 印の項目は記入する必要はありません

第8の2の2表(令2.7) (資4-20-9-12-A 4続一)



改正後

改正前

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相給人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

Table with 2 columns: 1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算, 2 「特定価値に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 法定相続分に占める取得価額, 相続税の総額の基礎となる税額

(注) ① ②欄の「第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相給人等が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

Table with 2 columns: ① 医療法人持分相給人等の第1表の(①+②)の金額, ② 特定価値に基づく医療法人持分相給人等の算出税額

Table with 2 columns: イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合, ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合

(注) ① ②欄の算式中の「第1表の(①+②)」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相給人等の「第1表の(①)」の金額をいいます。

Table with 4 columns: 消費税等整理欄, 入力, 確認

第8の4表(令5.7) (資4-20-9-6-A-4改)

第8の4表(令和5年1月分以降用)

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

この計算書は、次に掲げる特例の適用を受ける人（以下この表において「医療法人持分相給人等」と表記しています。）が、医療法人の持分に係る納税猶予税額（医療法人持分納税猶予税額）又は税額控除額（医療法人持分税額控除額）を算出するために使用します。

Table with 2 columns: 1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算, 2 「特定価値に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 法定相続分に占める取得価額, 相続税の総額の基礎となる税額

(注) ① ②欄の「第1表の(①+②)」の金額は、医療法人持分相給人等が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①」の金額となります。

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

Table with 2 columns: ① 医療法人持分相給人等の第1表の(①+②)の金額, ② 特定価値に基づく医療法人持分相給人等の算出税額

Table with 2 columns: イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合, ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合

(注) ① ②欄の算式中の「第1表の(①+②)」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、医療法人持分相給人等の「第1表の(①)」の金額をいいます。

Table with 4 columns: 消費税等整理欄, 入力, 確認

第8の4表(令元.7) (資4-20-9-6-A-4)

第8の4表(平成31年1月分以降用)

※の項目は記入する必要がありません

※の項目は記入する必要があります

改正後

改正前

美術品納税猶予税額の計算書

被相続人

この計算書は、寄託相続人に該当する人が特定の美術品についての納税猶予税額（美術品納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の5表の付表の「2 特定美術品の明細」に記載した特定美術品について租税特別措置法第70条の6第7項に規定する特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けます。

1 美術品納税猶予税額の基礎となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 2 columns: Item description and Amount (円). Rows include ① 寄託相続人の第8の5表の付表のA欄の金額, ② 寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額, ③ 寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額, ④ 控除未済債務額, ⑤ 特定価額, ⑥ 特定価額の20%に相当する金額, ⑦ 寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額, ⑧ 基礎控除額, ⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額, ⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額.

2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 6 columns: ① 法定相続人の氏名, ② 法定相続分, ③ 法定相続分に応ずる取得金額, ④ 相続税の総額の基礎となる税額, ⑤ 法定相続分に応ずる取得金額, ⑥ 相続税の総額の基礎となる税額. Includes a summary row for '法定相続分の合計'.

(注) 1 ④欄の「第1表の①+②」の金額は、寄託相続人が租税特別措置法第70条の4第1項の規定による相続等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の③欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続等について納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の④欄」の金額となります。

2 美術品納税猶予税額の計算

Table with 2 columns: Item description and Amount (円). Rows include ① (寄託相続人の第1表の⑤+⑥-⑦)の金額, ② 特定価額に基づく寄託相続人の算出税額, ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額, ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ⑥ (④+⑤-寄託相続人の第1表の⑧)の金額, ⑦ (①+②-⑥)の金額, ⑧ (①+③-⑦)の金額, ⑨ 特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額, ⑩ (特定美術品の名称)に係る美術品納税猶予税額, ⑪ (特定美術品の名称)に係る美術品納税猶予税額, ⑫ (特定美術品の名称)に係る美術品納税猶予税額, ⑬ 美術品納税猶予税額(⑩の金額(100円未満切捨て)又は⑪の金額の合計額).

(注) 1 e欄の算式中の「第1表の⑤」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑥」の金額とします。

※税務署管理用 入力 確認

美術品納税猶予税額の計算書

被相続人

この計算書は、寄託相続人に該当する人が特定の美術品についての納税猶予税額（美術品納税猶予税額）を算出するために使用します。

私は、第8の5表の付表の「2 特定美術品の明細」に記載した特定美術品について租税特別措置法第70条の6第7項に規定する特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受けます。

1 美術品納税猶予税額の基礎となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 2 columns: Item description and Amount (円). Rows include ① 寄託相続人の第8の5表の付表のA欄の金額, ② 寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額, ③ 寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額, ④ 控除未済債務額, ⑤ 特定価額, ⑥ 特定価額の20%に相当する金額, ⑦ 寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額, ⑧ 基礎控除額, ⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額, ⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額.

2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算

Table with 6 columns: ① 法定相続人の氏名, ② 法定相続分, ③ 法定相続分に応ずる取得金額, ④ 相続税の総額の基礎となる税額, ⑤ 法定相続分に応ずる取得金額, ⑥ 相続税の総額の基礎となる税額. Includes a summary row for '法定相続分の合計'.

(注) 1 ④欄の「第1表の①+②」の金額は、寄託相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑥欄の「第1表の③欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続等について納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第3表の④欄」の金額となります。

2 美術品納税猶予税額の計算

Table with 2 columns: Item description and Amount (円). Rows include ① (寄託相続人の第1表の⑤+⑥-⑦)の金額, ② 特定価額に基づく寄託相続人の算出税額, ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額, ⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ⑥ (④+⑤-寄託相続人の第1表の⑧)の金額, ⑦ (①+②-⑥)の金額, ⑧ (①+③-⑦)の金額, ⑨ 特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額, ⑩ (特定美術品の名称)に係る美術品納税猶予税額, ⑪ (特定美術品の名称)に係る美術品納税猶予税額, ⑫ (特定美術品の名称)に係る美術品納税猶予税額, ⑬ 美術品納税猶予税額(⑩の金額(100円未満切捨て)又は⑪の金額の合計額).

(注) 1 e欄の算式中の「第1表の⑤」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「第1表の⑥」の金額とします。

※税務署管理用 入力 確認

第8の5表(平成5年1月分以降用)

第8の5表(平成31年4月分以降用)

※この項目に入力する必要がある場合があります。

改正後

改正前

特定美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書

被相続人	
寄託相続人	

この明細書は、特定美術品についての納税猶予及び免除の適用を受ける特定美術品について、その明細等を記入します。

1 相続の開始があったことを知った日 (通常は相続開始の日と同じ日になります。) 年 月 日

2 特定美術品の明細  
この欄は、寄託相続人が相続又は遺贈により取得した特定美術品の明細を記入します。

① 特定美術品の名称	② 員数
③ 種類	重要文化財 ・ 登録有形文化財
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日 年 月 日 記号・登録番号
⑤ 通知された評価価格	A 円 (この金額を第8の5表の1①①欄に転記します。)

(注) 1 ③欄については、いずれか該当するものを丸で囲んでください。  
2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第58条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。  
3 ⑤欄には、文化庁長官により通知される「重要文化財(登録有形文化財)に係る評価価格通知書」に記載されている「評価した価格」を記載してください。

3 寄託先美術館に関する事項

① 名称	
② 所在地	
③ 契約期間	自: 年 月 日 至: 令和 年 月 日

(注) ③欄の「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。

4 認定保存活用計画の認定状況等

相続開始の日において、現に効力を有する認定保存活用計画に関する事項

① 認定年月日	年 月 日	② 認定番号	
③ 計画期間	自: 年 月 日 至: 令和 年 月 日		

相続税の申告書の提出期限において、現に効力を有する認定保存活用計画に関する事項

① 認定年月日	年 月 日	② 認定番号	
③ 計画期間	自: 年 月 日 至: 令和 年 月 日		

(注) 「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。

5 認定保存活用計画が終了している場合等  
次の①又は②に掲げる場合に該当する場合には、該当する□にレ点を付けてください。なお、②に掲げる場合に該当するときは、イ又はロのいずれか該当するものに○をし、その事情の詳細についても記載をしてください。  
□ ① 租税特別措置法施行令第40条の7の7第2項の規定に該当する場合<sup>(第11)</sup>  
□ ② 租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定に該当する場合<sup>(第12)</sup>  
【 イ 寄託契約の契約期間が終了した場合<sup>(第13)</sup> ・ ロ 寄託先美術館について登録の取消等があった場合<sup>(第14)</sup>】  
事情の詳細 \_\_\_\_\_

(注) 1 被相続人がこの特例の適用を受けようとする特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日以後4か月以内に死亡した場合には、その死亡の日前にその特定美術品に係る新たな認定保存活用計画に係る文化財保護法第53条の2第1項又は第67条の2第1項の規定による認定の申請をし、かつ、同日においてその認定を受けていないときをいいます。  
2 この特例の適用に係る相続の開始の日から相続税の申告書の提出期限までの間に次のイ又はロに掲げる場合に該当した場合において、寄託相続人が相続税の申告書の提出期限から1年を経過する日までに新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、かつ、特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであるときをいいます。  
イ 特例の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除又は契約の更新を行わない旨の申出により終了した場合  
ロ 特定美術品を寄託された寄託先美術館について、博物館法の規定により登録を取り消され、若しくは登録を抹消された場合又は博物館に相当する施設としての機能が喪失された場合

※税務署整理欄	入力	確認	
---------	----	----	--

第8の5表の付表(令和5年4月分以降適用)

※の項目は記入する必要がありません

第8の5表の付表(令5、7)

(資4-20-9-19-A4統一)

特定美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書

被相続人	
寄託相続人	

この明細書は、特定美術品についての納税猶予及び免除の適用を受ける特定美術品について、その明細等を記入します。

1 相続の開始があったことを知った日 (通常は相続開始の日と同じ日になります。) 年 月 日

2 特定美術品の明細  
この欄は、寄託相続人が相続又は遺贈により取得した特定美術品の明細等を記入します。

① 特定美術品の名称	② 員数
③ 種類	重要文化財 ・ 登録有形文化財
④ 指定・登録年月日等	指定・登録年月日 年 月 日 記号・登録番号
⑤ 通知された評価価格	A 円 (この金額を第8の5表の1①①欄に転記します。)

(注) 1 ③欄については、いずれか該当するものを丸で囲んでください。  
2 ④欄には、文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財として指定された年月日及び指定書の記号番号又は同法第58条第1項の規定により登録有形文化財として登録された年月日及び登録番号を記載してください。  
3 ⑤欄には、文化庁長官により通知される「重要文化財(登録有形文化財)に係る評価価格通知書」に記載されている「評価した価格」を記載してください。

3 寄託先美術館に関する事項

① 名称	
② 所在地	
③ 契約期間	自: 年 月 日 至: 令和 年 月 日

(注) ③欄の「契約期間」欄には、特定美術品の所有者と寄託先美術館の設置者との間で締結された特定美術品の寄託に関する契約の契約期間を記載してください。

4 認定保存活用計画の認定状況等

相続開始の日において、現に効力を有する認定保存活用計画に関する事項

① 認定年月日	年 月 日	② 認定番号	
③ 計画期間	自: 年 月 日 至: 令和 年 月 日		

相続税の申告書の提出期限において、現に効力を有する認定保存活用計画に関する事項

① 認定年月日	年 月 日	② 認定番号	
③ 計画期間	自: 年 月 日 至: 令和 年 月 日		

(注) 「認定保存活用計画」とは、文化財保護法第53条の2第3項第3号に掲げる事項が記載されている同法第53条の6に規定する「認定重要文化財保存活用計画」又は同法第67条の2第3項第2号に掲げる事項が記載されている同法第67条の5に規定する「認定登録有形文化財保存活用計画」をいいます。

5 認定保存活用計画が終了している場合等  
次の①又は②に掲げる場合に該当する場合には、該当する□にレ点を付けてください。なお、②に掲げる場合に該当するときは、イ又はロのいずれか該当するものに○をし、その事情の詳細についても記載をしてください。  
□ ① 租税特別措置法施行令第40条の7の7第2項の規定に該当する場合<sup>(第11)</sup>  
□ ② 租税特別措置法施行令第40条の7の7第3項の規定に該当する場合<sup>(第12)</sup>  
【 イ 寄託契約の契約期間が終了した場合<sup>(第13)</sup> ・ ロ 寄託先美術館について登録の取消等があった場合<sup>(第14)</sup>】  
事情の詳細 \_\_\_\_\_

(注) 1 被相続人がこの特例の適用を受けようとする特定美術品に係る認定保存活用計画の計画期間が満了した日以後4か月以内に死亡した場合には、その死亡の日前にその特定美術品に係る新たな認定保存活用計画に係る文化財保護法第53条の2第1項又は第67条の2第1項の規定による認定の申請をし、かつ、同日においてその認定を受けていないときをいいます。  
2 この特例の適用に係る相続の開始の日から相続税の申告書の提出期限までの間に次のイ又はロに掲げる場合に該当した場合において、寄託相続人が相続税の申告書の提出期限から1年を経過する日までに新たな寄託先美術館の設置者との間で寄託契約を締結し、かつ、特定美術品を寄託先美術館の設置者に寄託する見込みであるときをいいます。  
イ 特例の適用を受けようとする特定美術品に係る寄託契約の契約期間が寄託先美術館の設置者からの契約の解除若しくは契約の更新を行わない旨の申出により終了した場合  
ロ 特定美術品を寄託された寄託先美術館について、博物館法の規定により登録を取り消された場合又は登録を抹消された場合(寄託先美術館が博物館に相当する施設として指定された施設である場合には、これらに類するものとして一定の事由が生じた場合)

※税務署整理欄	入力	確認	
---------	----	----	--

第8の5表の付表(平成31年4月分以降適用)

第8の5表の付表(令元、7)

(資4-20-9-19-A4統一)



## 改正後

## 《書きかた等》

この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

なお、この特例の適用を受けようとする特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされるものに限ります。以下同じです。）の区分に応じて、この計算書に加えて次の付表を作成してください。

- 1 相続等により取得をした特定事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、次の①と②
  - ① 「第8の6表の付表1」
  - ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。）
- 2 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、この特例の適用を受ける場合には、次の①と②
  - ① 「第8の6表の付表2」（贈与後に特例受贈事業用資産を現物出資して租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた場合は「第8の6表の付表2の2」）
  - ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。）

(注) 1 各付表の内容は次のとおりです。

- ① 「第8の6表の付表1」  
相続等により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。
  - ② 「第8の6表の付表2」  
租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。
  - ③ 「第8の6表の付表2の2」  
租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるときに作成します。
  - ④ 「第8の6表の付表3」  
「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等・建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合における上記1の特例の適用に係る同意を得るとき又はこの特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」、「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等・建物について、限度面積を判定する場合に作成します。
  - ⑤ 「第8の6表の付表4」  
「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特例事業相続人等が相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出する場合に作成します。
- 2 上記2に該当する場合は、「第11の3表」を作成した上で、この計算書、上記2の①及び②の付表を作成します。

## 改正前

## 《書きかた等》

この計算書は、特例事業相続人等に該当する人が「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」に係る納税猶予税額（事業用資産納税猶予税額）を算出するために使用します。

なお、この特例の適用を受けようとする特定事業用資産又は特例受贈事業用資産（租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続又は遺贈（以下「相続等」といいます。）により取得したものとみなされるものに限ります。以下同じです。）の区分に応じて、この計算書に加えて次の付表を作成してください。

- 1 相続等により取得をした特定事業用資産についてこの特例の適用を受ける場合には、次の①と②
  - ① 「第8の6表の付表1」
  - ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。）
- 2 租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産について、この特例の適用を受ける場合には、次の①と②
  - ① 「第8の6表の付表2」（贈与後に特例受贈事業用資産を現物出資して租税特別措置法第70条の6の8第6項の承認を受けた場合は「第8の6表の付表2の2」）
  - ② 「第8の6表の付表3」及び「第8の6表の付表4」のうち該当するもの（該当がない場合は不要です。）

(注) 1 各付表の内容は次のとおりです。

- ① 「第8の6表の付表1」  
相続等により取得をした個人の事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。
  - ② 「第8の6表の付表2」  
租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産（同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等を除きます。）について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合に作成します。
  - ③ 「第8の6表の付表2の2」  
租税特別措置法第70条の6の9の規定により相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産が同法第70条の6の8第6項の承認に係る株式等である場合において、その株式等について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けるときに作成します。
  - ④ 「第8の6表の付表3」  
「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の対象となり得る宅地等・建物を被相続人から相続等により取得した者が1人でない場合における上記1の特例の適用に係る同意を得るとき又はこの特例の適用を受けるものとして「第8の6表の付表1」、「第8の6表の付表2」若しくは「第8の6表の付表2の2」に記載した宅地等・建物について、限度面積を判定する場合に作成します。
  - ⑤ 「第8の6表の付表4」  
「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の規定の適用を受ける特例事業相続人等が相続税法第13条の規定により控除すべき債務がある場合において、各特例事業相続人等に係る特定債務額を算出する場合に作成します。
- 2 上記2に該当する場合は、「第11の3表」を作成した上で、この計算書、上記2の①及び②の付表を作成します。





改正後

改正前

納税猶予税額等の調整計算書

納税猶予税額等の調整計算書		被相続人	
<p>この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において、「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6第1項）</li> <li>・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）</li> <li>・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）</li> <li>・ 山林についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の6第1項）</li> <li>・ 医療法人の持分についての税額控除（相続特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（相続特別措置法第70条の7の13第1項）</li> <li>・ 特定の美術品についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の7第1項）</li> <li>・ 個人等の事業用資産についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の10第1項）</li> </ul>			
1 調整前納税額等の明細		相続人等	
<p>この欄は、相続人等に係る農地等納税額等税額、株式等納税額等税額、特別株式等納税額等税額、山林納税額等税額、医療法人持分納税額等税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税額等税額」と表記しています。）、美術品納税額等税額又は事業用資産納税額等税額についてその明細を記入します。</p>			
① 調整前農地等納税額（相続人等の第8条の2の②の金額）			円
② 調整前株式等納税額（相続人等の第8条の2の2のAの金額）			円
③ 調整前特別株式等納税額（相続人等の第8条の2の2のAの金額）			円
④ 調整前山林納税額（相続人等の第8条の3条の2の②の金額）			円
⑤ 調整前医療法人持分納税額等（相続人等の第8条の4条の2の②の金額）			円
⑥ 調整前美術品納税額（相続人等の第8条の5条の2のA）			円
⑦ 調整前事業用資産納税額（相続人等の第8条の6条の2のA）			円
⑧ 調整前納税額等（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）			円
⑨ 猶予可能税額等（相続人等の第1条の③-④）の金額（100円未満切捨て）			円
<p>(注) ⑨欄の金額が⑧欄の金額を超える場合（⑨&gt;⑧）の場合は、「2 各納税額等税額等の調整」欄を記入します。なお、⑧欄の金額が⑨欄の金額以下の場合（⑧&lt;=⑨）の場合は、「2 各納税額等税額等の調整」欄は記入を要しません。</p>			
2 各納税額等税額等の調整			
<p>この欄は、1の⑨欄の金額が1の⑧欄の金額を超える場合（⑨&gt;⑧）の場合において、納税額等税額等の調整の計算をするときに記入します。なお、1の⑨欄の金額が1の⑧欄の金額以下の場合（⑧&lt;=⑨）の場合は記入を要しません。</p>			
⑩ 調整後の農地等納税額等税額（⑧×①/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑪ 調整後の株式等納税額等税額（⑧×②/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑫ 調整後の特別株式等納税額等税額（⑧×③/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑬ 調整後の山林納税額等税額（⑧×④/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑭ 調整後の医療法人持分納税額等税額等（⑧×⑤/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑮ 調整後の美術品納税額等税額（⑧×⑥/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑯ 調整後の事業用資産納税額等税額（⑧×⑦/⑨）（100円未満切捨て）			円
3 納税額等税額等			
<p>この欄は、1又は2により算出した納税額等税額等を基に、特例ごとの納税額等税額又は税額控除額を記入します。</p>			
⑰ 農地等納税額等税額等（⑩の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑩	円
⑱ 株式等納税額等税額等（⑪の金額（2において調整の計算をした場合には⑪の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑪	円
⑲ 特別株式等納税額等税額等（⑫の金額（2において調整の計算をした場合には⑫の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑫	円
⑳ 山林納税額等税額等（⑬の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑬	円
㉑ 医療法人持分納税額等税額等（⑭の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑭	円
イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額等税額等（⑮の金額を転記します。）	A（第8条の4条の2）	円
ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額（⑮の金額を転記します。）	B（第1条の④）
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（第8条の4条の付表の計算明細の各欄を記入します。）	医療法人持分税額控除額（第8条の4条の付表のFの金額を転記します。）	B（第1条の④）
㉒ 美術品納税額等税額等（⑮の金額（2において調整の計算をした場合には⑮の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑮	円
㉓ 事業用資産納税額等税額等（⑯の金額（2において調整の計算をした場合には⑯の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑯	円
<p>(注) 1 ⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮欄の各欄には、1又は2により算出した納税額等税額等を記入します。 2 ⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮又は⑯欄の金額は、相続人等の第8条の2の「農地等納税額等税額①」、「株式等納税額等税額②」、「特別株式等納税額等税額③」、「山林納税額等税額④」、「医療法人持分納税額等税額⑤」若しくは第1条の「医療法人持分税額控除額⑥」、第8条の2の「美術品納税額等税額⑦」又は「事業用資産納税額等税額⑧」欄にそれぞれ転記します。 3 ⑯欄は、⑯欄の金額を基に、イ又はロの場合に、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（イ）又は（ロ）に応じ、イのときには⑯欄の金額を、ロのときには⑯欄の金額に基づき算出した第8条の4条の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。</p>			

第8の7表(令5.7)

(資4-20-9-9-A4統一)

第8の7表(令5.7)

納税猶予税額等の調整計算書

納税猶予税額等の調整計算書		被相続人	
<p>この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において、「相続人等」と表記しています。）が、特例ごとの納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6第1項）</li> <li>・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）</li> <li>・ 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）</li> <li>・ 山林についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の6第1項）</li> <li>・ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の12第1項）又は医療法人の持分についての税額控除（相続特別措置法第70条の7の13第1項）</li> <li>・ 特定の美術品についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の7第1項）</li> <li>・ 個人等の事業用資産についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の6の10第1項）</li> </ul>			
1 調整前納税額等の明細		相続人等	
<p>この欄は、相続人等に係る農地等納税額等税額、株式等納税額等税額、特別株式等納税額等税額、山林納税額等税額、医療法人持分納税額等税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「医療法人持分納税額等税額」と表記しています。）、美術品納税額等税額又は事業用資産納税額等税額についてその明細を記入します。</p>			
① 調整前農地等納税額（相続人等の第8条の2の②の金額）			円
② 調整前株式等納税額（相続人等の第8条の2の2のAの金額）			円
③ 調整前特別株式等納税額（相続人等の第8条の2の2のAの金額）			円
④ 調整前山林納税額（相続人等の第8条の3条の2の②の金額）			円
⑤ 調整前医療法人持分納税額等（相続人等の第8条の4条の2の②の金額）			円
⑥ 調整前美術品納税額（相続人等の第8条の5条の2のA）			円
⑦ 調整前事業用資産納税額（相続人等の第8条の6条の2のA）			円
⑧ 調整前納税額等（①+②+③+④+⑤+⑥+⑦）			円
⑨ 猶予可能税額等（相続人等の第1条の③-④）の金額（100円未満切捨て）			円
<p>(注) ⑨欄の金額が⑧欄の金額を超える場合（⑨&gt;⑧）の場合は、「2 各納税額等税額等の調整」欄を記入します。なお、⑧欄の金額が⑨欄の金額以下の場合（⑧&lt;=⑨）の場合は、「2 各納税額等税額等の調整」欄は記入を要しません。</p>			
2 各納税額等税額等の調整			
<p>この欄は、1の⑨欄の金額が1の⑧欄の金額を超える場合（⑨&gt;⑧）の場合において、納税額等税額等の調整の計算をするときに記入します。なお、1の⑨欄の金額が1の⑧欄の金額以下の場合（⑧&lt;=⑨）の場合は記入を要しません。</p>			
⑩ 調整後の農地等納税額等税額（⑧×①/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑪ 調整後の株式等納税額等税額（⑧×②/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑫ 調整後の特別株式等納税額等税額（⑧×③/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑬ 調整後の山林納税額等税額（⑧×④/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑭ 調整後の医療法人持分納税額等税額等（⑧×⑤/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑮ 調整後の美術品納税額等税額（⑧×⑥/⑨）（100円未満切捨て）			円
⑯ 調整後の事業用資産納税額等税額（⑧×⑦/⑨）（100円未満切捨て）			円
3 納税額等税額等			
<p>この欄は、1又は2により算出した納税額等税額等を基に、特例ごとの納税額等税額又は税額控除額を記入します。</p>			
⑰ 農地等納税額等税額等（⑩の金額（2において調整の計算をした場合には⑩の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑩	円
⑱ 株式等納税額等税額等（⑪の金額（2において調整の計算をした場合には⑪の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑪	円
⑲ 特別株式等納税額等税額等（⑫の金額（2において調整の計算をした場合には⑫の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑫	円
⑳ 山林納税額等税額等（⑬の金額（2において調整の計算をした場合には⑬の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑬	円
㉑ 医療法人持分納税額等税額等（⑭の金額（2において調整の計算をした場合には⑭の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑭	円
イ 「医療法人の持分についての納税猶予及び免除」の適用を受ける場合	医療法人持分納税額等税額等（⑮の金額を転記します。）	A（第8条の4条の2）	円
ロ 「医療法人の持分についての税額控除」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額（⑮の金額を転記します。）	B（第1条の④）
	(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき（第8条の4条の付表の計算明細の各欄を記入します。）	医療法人持分税額控除額（第8条の4条の付表のFの金額を転記します。）	B（第1条の④）
㉒ 美術品納税額等税額等（⑮の金額（2において調整の計算をした場合には⑮の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑮	円
㉓ 事業用資産納税額等税額等（⑯の金額（2において調整の計算をした場合には⑯の金額）を転記します。）		課税の対象となる⑯	円
<p>(注) 1 ⑩、⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮欄の各欄には、1又は2により算出した納税額等税額等を記入します。 2 ⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮又は⑯欄の金額は、相続人等の第8条の2の「農地等納税額等税額①」、「株式等納税額等税額②」、「特別株式等納税額等税額③」、「山林納税額等税額④」、「医療法人持分納税額等税額⑤」若しくは第1条の「医療法人持分税額控除額⑥」、第8条の2の「美術品納税額等税額⑦」又は「事業用資産納税額等税額⑧」欄にそれぞれ転記します。 3 ⑯欄は、⑯欄の金額を基に、イ又はロの場合に、A又はB欄を記入します。なお、ロの場合には、放棄の態様（イ）又は（ロ）に応じ、イのときには⑯欄の金額を、ロのときには⑯欄の金額に基づき算出した第8条の4条の付表の「基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれのB欄に転記します。</p>			

第8の7表(令4.7)

(資4-20-9-9-A4統一)

第8の7表(平成31年1月分以降用)

改正後

改正前

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

FD3572

(単位は円)

被相続人

1 税額控除額

この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「④・⑤」以外の税額控除額④に記入する金額の計算のために使用します。

※ 整理番号	氏名	氏名
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	①	
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	②	
相次相続控除額 (第7表③又は④)	③	
外国税額控除額 (第8表1⑧)	④	
合計 (①+②+③+④)	⑤	

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「④・⑤」以外の税額控除額④に転記します。

(単位は円)

2 納税猶予税額

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑧」欄に記入する金額の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)
- 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項)
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項)
- 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項)
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)

※ 整理番号	氏名	氏名
農地等納税猶予税額 (第8表2①)	①	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑤)	④	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	

(注) 上記1)~7)の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①~⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①~⑦欄に対応する欄の金額を転記します。  
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑧」欄に転記します。

※この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

納税猶予税額の内訳書

FD3571

(単位は円)

被相続人

この内訳書は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑧」欄に記載する金額の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)
- 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項)
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項)
- 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項)
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)

※ 整理番号	氏名	氏名
農地等納税猶予税額 (第8表2①)	①	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑤)	④	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	

(注) 上記1)~7)の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①~⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①~⑦欄に対応する欄の金額を転記します。  
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑧」欄に転記します。

※この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※この項目は記入する必要はありません。

第8の8表(令和5年1月分以降用)

第8の8表(平成31年1月分以降用)

改正後

税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

(単位は円) 被相続人

**1 税額控除額**

この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「⑩・⑪以外の税額控除額⑩」欄に記入する金額の計算のために使用します。

	(氏名)	(氏名)
※ 整理番号		
未成年者控除額 (第6表1⑩、⑪又は⑫)	①	
障害者控除額 (第6表2⑩、⑪又は⑫)	②	
相次相続控除額 (第7表⑩又は⑪)	③	
外国税額控除額 (第8表1⑩)	④	
合計 (①+②+③+④)	⑤	

(注) 各人の⑤欄の金額を第1表のその人の「⑩・⑪以外の税額控除額⑩」欄に転記します。

(単位は円)

**2 納税猶予税額**

この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑬」欄に記入する金額の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)
- 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項)
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項)
- 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項)
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)

	(氏名)	(氏名)
※ 整理番号		
農地等納税猶予税額 (第8表2⑰)	①	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑱)	④	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	

(注) 1 上記①～⑦の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。  
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑬」欄に転記します。

改正前

納税猶予税額の内訳書

(単位は円) 被相続人

この内訳書は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額⑬」欄に記載する金額の計算のために使用します。

- 農地等についての納税猶予及び免除等 (租税特別措置法第70条の6第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項)
- 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例 (租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項)
- 山林についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の6第1項)
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の7の12第1項)
- 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の7第1項)
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (租税特別措置法第70条の6の10第1項)

	(氏名)	(氏名)
※ 整理番号		
農地等納税猶予税額 (第8表2⑰)	①	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑱)	④	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	

(注) 1 上記1～7の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除(租税特別措置法第70条の7の13第1項)のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。  
2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額⑬」欄に転記します。

第8の8表(令和5年1月分以降用)

第8の8表(平成31年1月分以降用)





改 正 後

改 正 前

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書  
 贈与財産価額及び特定贈与財産価額  
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産  
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・  
 特定公益信託のために支出した相続財産

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細書  
 贈与財産価額及び特定贈与財産価額  
 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産  
 特定の公益法人などに寄附した相続財産・  
 特定公益信託のために支出した相続財産

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細  
 この表は、相続、遺贈や相続時特算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。  
 (注) 被相続人から相続特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時特算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細  
 この表は、相続、遺贈や相続時特算課税に係る贈与によって財産を取得した人(注)が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。  
 (注) 被相続人から相続特別措置法第70条の2の2(直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第1号に規定する管理残額及び同法第70条の2の3(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)第12項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人(その人が被相続人から相続時特算課税に係る贈与によって財産を取得している場合を除きます。)は除きます。

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				② ①の価額のうち特定贈与財産の価額 (①-③)	③ 相続税の課税価額に 加算される価額 (①-②)	円
			種類	細目	所在場所等	数量			
1	..	..							
2	..	..							
3	..	..							
4	..	..							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		円	円	円	円	円	円	円	円

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				② ①の価額のうち特定贈与財産の価額 (①-③)	③ 相続税の課税価額に 加算される価額 (①-②)	円
			種類	細目	所在場所等	数量			
1	..	..							
2	..	..							
3	..	..							
4	..	..							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		円	円	円	円	円	円	円	円

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。  
 (受贈配偶者) (受贈財産の番号)  
 私 [ ] は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 [ ] の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。  
 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。  
 (受贈配偶者) (受贈財産の番号)  
 私 [ ] は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 [ ] の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。  
 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の④欄にそれぞれ転記します。

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の④欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細  
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細  
 この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

種類	細目	所在場所等	数量	価額	円	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
合計						

種類	細目	所在場所等	数量	価額	円	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
合計						

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細  
 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細  
 私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

- (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けず。
- (2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けず。
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けず。

- (1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けず。
- (2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けず。
- (3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けず。

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量 価額		
..						
..						
合計						

寄附(支出)年月日	寄附(支出)した財産の明細				公益法人等の所在地・名称 (公益信託の受託者及び名称)	寄附(支出)をした相続人等の氏名
	種類	細目	所在場所等	数量 価額		
..						
..						
合計						

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。

第14表(令和5年4月分以降適用)

第14表(令和2年4月分以降適用)







改正後

改正前

(削除)

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額及び農地等納税額予税額の計算書

被相続人

第3表・第8表2(修正申告用) (平成31年1月分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表)

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
区分		④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
課税価額の計算	取得財産の価額	①	円	円	円	円	円
	農業者の価額(第1表③)	②					
	償却及び増設費用の金額(第1表④)	③					
	課税価額の計算(①-②-③)	④					
	課税価額(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	0,000	0,000	0,000	0,000	0,000
各人の算出税額	相続税の総額(第2表⑧)	⑦	00	00	00	00	00
	各人の算出税額(⑦×各人の⑧)	⑨	1.00	1.00			
農業者の算出税額	相続税の総額(第2表⑧)	⑩	00	00	00	00	00
	農業者の算出税額(⑩×各人の⑪)	⑫					
	各人の算出税額(⑨-⑫)	⑬					

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税額予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。  
 2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑬」欄に転記します。

2 農地等納税額予税額(第8表2)(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名							
区分		④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額(⑤-④)
納税額予の基となる税額(上の表の各農業相続人の④の金額)	①	円	円	円	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表①× $\frac{2}{100}$ )	②						
納税額予の基となる税額(①+②)	③						
農業者の算出税額(上の表の④の各農業相続人の算出税額)	④						
納税額予の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表①× $\frac{2}{100}$ )	⑤						
農地等納税額予税額(③-④-⑤)	⑥						
農地等納税額予税額(⑥+⑦)(1,000円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00	00	00	00

(注) 1 各人の⑦欄の金額を修正申告書第8表のその人の「農地等納税額予税額⑦」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税額予等の適用を受ける場合は、修正申告書第8表のその人の「農地等納税額予税額⑦」欄に転記します。  
 2 ⑦欄の⑥欄に記入する金額は、⑥欄の「①+②-④」の金額が⑦欄の⑥欄の金額を超える場合には、⑦欄の⑥欄にとどめます。ただし、納税額予の適用を受ける特別農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特別農地等に限りません。)の評価額又は税額の計算額があった場合で、その額だけを修正するものであるときは、⑦欄の⑥欄の金額は、⑦欄の⑥欄の金額を超えることができます。

改正後

改正前

(削除)

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書(続)

被相続人

第3表(続)・第8表2(続)(修正申告用) (平成31年1月分以降用)

1 財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の各人の算出税額(第3表(続))

Table with columns for '区分' and '修正前/修正/修正額' for '課税額' and '算出税額'. Rows include '取得財産の価額', '債務及び葬式費用の金額', '課税価格', '課税価格(1,000円未満切捨て)', '相続税の総額', '各人の算出税額', '農業相続人の納税猶予となる税額', and '各人の算出税額'.

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。 2 各人の⑬欄の金額を修正申告書第1表のその人の「算出税額⑨」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額(第8表2(続))(この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

Table with columns for '区分' and '修正前/修正/修正額' for '課税額' and '算出税額'. Rows include '納税猶予の基となる税額', '相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額', '税額控除額の計上による農業相続人の算出税額', '相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額', '課税価格(1,000円未満切捨て)', and '農地等納税猶予税額'.

(注) 1 各人の⑭欄の金額を修正申告書第8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、修正申告書第8表の7表の⑭欄の金額を修正申告書第8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。 2 ⑭欄の⑭欄に記入する金額は、⑭欄の「①+②-③」の金額が⑭欄の⑭欄の金額を超える場合には、⑭欄の⑭欄の金額にとどめます。ただし、納税猶予の適用を受ける特別農地等(期限内申告において申告書の第12表に記入した特別農地等に限り。の)の評価額又は税額の計算額があった場合で、その額りだけを修正するものであるときは、⑭欄の⑭欄の金額は、⑭欄の⑭欄の金額を超えることができます。

改正後

改正前

(削除)

配偶者の税額軽減額の計算書(付表)

被相続人

第5表の付表(平成21年4月分以降適用)

この表は、被相続人から相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受ける贈与を含みます。)により財産を取得した者(以下「納税義務者」といいます。)のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合に記入します。

第5表各欄の金額の計算

納税義務者のうちに財産を隠蔽又は仮装した者がいる場合には、次の表により計算した金額を第5表に転記します。

(1) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号に規定する「相続税の総額」及び「課税価格の合計額」の計算

Table with 5 columns for inheritance tax calculation. Columns include: ① 第1表の「各人の合計」の④の金額, ② 第1表の「各人の合計」の⑤の金額, ③ (①+②)の金額, ④ 第1表の「各人の合計」の①+②の金額のうち配偶者が隠蔽又は仮装した財産の金額, ⑤ 第1表の「各人の合計」の①+②の金額のうち配偶者が仮装した債務及び葬式費用の金額. Includes a total row and a note.

(2) 相続税法第19条の2第5項の規定により読み替えられた同条第1項第2号イに規定する「課税価格の合計額」の計算

Table with 6 columns for taxable price calculation. Columns include: ① 第1表の配偶者の①の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額, ② 第1表の配偶者の②の金額のうち納税義務者が仮装した債務及び葬式費用の金額, ③ (①+②)の金額と第1表の配偶者の④の金額のうちいずれか少ない方の金額, ④ 第1表の配偶者の⑤の金額のうち納税義務者が隠蔽又は仮装した財産の金額, ⑤ (③+④)の金額, ⑥ (①-③)の金額(1,000円未満切捨て).

(3) 相続税法第19条の2第5項により読み替えられた同条第1項第2号ロの「配偶者に係る相続税の課税価格」の計算

Table with 6 columns for spousal inheritance tax calculation. Columns include: ① 第11表の配偶者の①の金額(分割財産の金額), ② 第1表の配偶者の②の金額(債務及び葬式費用の金額), ③ 第11表の配偶者の②の金額(未分割財産の金額), ④ (①-③)の金額(②の金額より大きいときは0), ⑤ (②-④)の金額(赤字のときは0), ⑥ 第1表の配偶者の⑤の金額(純資産額に加算される暦年課税分の贈与財産価額).

改正後

改正前

(削除)

## 【記入に当たっての留意事項】

この表の記入に当たっては、表面に掲げる注意事項のほか、次の点に留意してください。

- 1 この表は、期限後申告書の付表として使用する場合には、その期限後申告書の記載に基づき、また修正申告書の付表として使用する場合には、その修正申告書の記載に基づいて記入します。
- 2 この表を修正申告書の付表として使用する場合には、④、⑤及び⑦の各欄、⑩、⑪及び⑫の各欄並びに⑬、⑭及び⑯の各欄は、これまでの隠蔽又は仮装した事実に基づく金額を含めた累積金額により記入します。
- 3 ④、⑩及び⑫欄に記入する金額の基となる財産に対応することが明らかな申告されていなかった債務がある場合には、その債務の金額をその財産の価額から控除した金額を記入します。



改正後

改正前

(削除)

特例株式等納税猶予税額の計算書(特例措置用)

Table with columns for '被相続人' and '特例経営承継人(特例経営承継相続人等・特例経営承継承認受継者)'

この計算書は、特例措置に係る特例株式等納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。
(注)1 特例納税猶予税額及び特例株式等納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。
2 本計算書は、特例株式等納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。

1 特例株式等納税猶予税額の基礎となる相続税の総額の計算

Table for '1 特例株式等納税猶予税額の基礎となる相続税の総額の計算' with columns for '修正前の課税額', '修正額', and '修正する額'.

2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

Table for '2 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)' with columns for '法定相続人の氏名', '法定相続分', and '特定価額に基づく相続税の総額'.

(注)1 ①欄の「修正申告書第1表の①(イ)の金額」は、特例納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。
2 ①欄の「修正申告書第1表の①(イ)の金額」は、特例納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。

2 特例株式等納税猶予税額の計算

Table for '2 特例株式等納税猶予税額の計算' with columns for '修正前の課税額', '修正額', and '修正する額'.

(注)1 a欄の算式中の「修正申告書第1表の①」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別受益者第70条の6第1項の規定による遺贈者等については、特例納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。
2 ①欄の①欄に記入する金額は、①欄の「a-①」の金額が①欄の①欄の金額を超える場合には、①欄の①欄の金額に①欄の金額を加算する。ただし、この特例の適用を受ける特例納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。
3 ①欄について、特例納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。
4 ①欄のA欄の金額は、特例納税猶予税額(以下「特例納税猶予税額」という)を算出するために使用する。

Table with columns for '※税務署管理簿 入力' and '確認'.

第8の2の2表(修正申告用) (平成31年1月分以降用)

改正後

改正前

(削除)

山林納税猶予税額の計算書

被相続人	
林業経営相続人	

この計算書は、相続税の修正申告において、林業経営相続人に該当する人が山林についての納税猶予税額(山林納税猶予税額)を算出するために使用します。

1 山林納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額(②-①)
円	円	円	円
① 林業経営相続人の第8の3表の付表(A+B)欄の金額			
② 林業経営相続人に係る借費及び葬式費用の金額(修正申告書第1表のその他の⑤欄の金額)			
③ 林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額(林業経営相続人の修正申告書第1表の①+②)(又は修正申告書第3表・第8表2の①の金額)			
④ 控除未済費総額(①+②-③)の金額(赤字の場合は0)			
⑤ 特定価額(①-④)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合は0)	0,000	0,000	0,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額(⑤×20%)(1,000円未満切捨て)	0,000	0,000	0,000
⑦ 林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額(林業経営相続人以外の者の修正申告書第1表の⑤欄(又は修正申告書第3表・第8表2の①の金額)の合計)	0,000	0,000	0,000
⑧ 高所得控除(第2表の①欄の金額)	0,000,000	0,000,000	0,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額(⑤+⑦-⑧)	0,000	0,000	0,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額(⑨+⑦-⑧)	0,000	0,000	0,000

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

法定相続人の氏名	法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算	
		① 法定相続分に応ずる取得金額(①×②)	② 相続税の総額となる税額(第2表の「課税表」で計算します。)	③ 法定相続分に応ずる取得金額(①×③)	④ 相続税の総額となる税額(第2表の「課税表」で計算します。)
		円	円	円	円
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
		0,000		0,000	
法定相続分の合計	1	① 相続税の総額(①の合計額)	00	③ 相続税の総額(③の合計額)	00

(注) 1 ①欄の「修正申告書第1表の①+②」の金額は、林業経営相続人が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第3表・第8表2の①」の金額となります。また、①欄の「修正申告書第1表の⑤」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の①」の金額となります。

2 ④及び④欄は算出表の「④(法定相続人)」の「氏名」欄及び「⑤(法定相続人に応じた法定相続分)」欄からそれぞれ転記します。

2 山林納税猶予税額の計算

区 分	① 修正前の課税額	② 修正申告額	③ 修正する額(②-①)
円	円	円	円
① (林業経営相続人の修正申告書第1表の⑥+⑦-⑧)の金額			
② 特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額(①の⑥×1の⑦/1の⑧+⑩)			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(②×20%)			
a (②+③)-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑨)の金額(赤字の場合は0)			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額(①の⑥×1の⑦/1の⑧+⑩)			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(④×20%)			
b (④+⑤)-林業経営相続人の修正申告書第1表の⑨)の金額(赤字の場合は0)			
⑥ 林業経営相続人の修正申告書第1表の⑨欄に基づく算出税額(その人の修正申告書第1表の⑨(又は⑨)+⑪-⑫)の金額(赤字の場合は0)			
⑦ (①+a-b-⑥)の金額(赤字の場合は0)			
⑧ 山林納税猶予税額(a-b-⑦)(100円未満切捨て)(赤字の場合は0)	00	00	00

(注) 1 ①欄の算出式の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑨」の金額とします。

2 ⑥欄の金額に記入する金額は、⑥欄の「a-b-⑦」の金額が⑥欄の金額を超える場合には、⑥欄の金額にとどめます。ただし、この特例の適用を受ける特別山林(別表内申告において第8の3表の付表の「2. 寄附林業対象山林・寄附山林の別冊」に記入した特別山林に限り、)の詳細説明又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものであるときは、⑥欄の金額は⑥欄の金額を超えることができます。

3 ⑦欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第8の8表の「山林納税猶予税額⑦」欄に転記します。なお、林業経営相続人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑦欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の⑦欄の金額を林業経営相続人の修正申告書第8の8表の「山林納税猶予税額⑦」欄に転記します。

家賃等控除	入力		確認	
-------	----	--	----	--

第8の3表(修正申告用) (平成31年1月分以降用)

※この項目は記入する必要はありません。





改正後

改正前

(削除)

美術品納税猶予税額の計算書

被相続人

この計算書は、相続税の修正申告において、寄託相続人に該当する人が特定美術品についての納税猶予税額(美術品納税猶予税額)を算出するために使用します。

1 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include items 1-10 related to the calculation of the taxable estate total.

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

Table with 5 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 特定価額に基づく相続税の総額の計算, 特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算. Rows include a summary row for the total inheritance tax.

(注) 1 ①欄の「修正申告書第1表の①+②」の金額は、寄託相続人が相続特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の①」の金額となります。また、②欄の「修正申告書第1表の②欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の②欄」の金額となります。

2 ③及び④欄は被相続人の「氏名」欄及び「⑤号の法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 美術品納税猶予税額の計算

Table with 4 columns: 区分, 修正前の課税額, 修正申告額, 修正する額. Rows include items 1-7 related to the calculation of the art tax deferral amount.

(注) 1 a欄の算式中の「修正申告書第1表の②」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうち相続特別措置法第70条の6第1項の規定による異地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける場合は、「修正申告書第1表の②」の金額とします。

2 ③欄について、特定美術品が1のみの場合は、⑤欄の記入は行わず、⑦欄の金額を③欄に記入します(100円未満切捨て)。なお、イからハまでの各種の算式中の「特定美術品に係る価額」とは第5の5表の付表の「2. 特定美術品の明細」のA欄の金額をいいます。また、特定美術品が4以上ある場合は、適宜の形式に特定美術品ごとの特定美術品に係る美術品納税額を記載して添付してください。

3 ⑤欄の金額を寄託相続人の修正申告書第8の8表の「美術品納税猶予税額②」欄に転記します。なお、寄託相続人が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の⑤欄の金額を寄託相続人の修正申告書第8の8表の「美術品納税猶予税額②」欄に転記します。

Table with 4 columns: 寄託管理整理額, 入力, 確認. Includes a section for the art tax deferral amount and a footer with page number 4-24-12-A 4 and page number 7.

第8の5表(修正申告用)(平成31年4月分以降用)

改正後

改正前

(削除)

事業用資産納税猶予税額の計算書

被相続人  
特例事業相続人等

この計算書は、相続税の修正申告において、特例事業相続人等に該当する人が個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除に係る納税猶予税額(事業用資産納税猶予税額)を算出するために使用します。

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

Table with 4 columns: 区, 分, 修正前の課税額, 修正額, 修正する額. Rows include ① 特例事業相続人等の第8の6表の付表1・付表2(2の2)のA欄の合計額, ② 特例事業相続人等に係る特定償還額, ③ 特定価額, ④ 特例事業相続人等以外の相続人等の課税価格の合計額, ⑤ 基礎控除額, ⑥ 特定価額に基づく課税遺産総額.

(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算(修正申告額)

Table with 4 columns: 法定相続人の氏名, 法定相続分, 法定相続分に応ずる取得金額, 相続税の総額. Includes a summary row for 法定相続分の合計.

(注) 1 ④欄の「修正申告書第1表の④欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の④欄」の金額となります。2 ⑦及び⑧欄は第2表の「法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤」の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。

2 事業用資産納税猶予税額の計算

Table with 4 columns: 区, 分, 修正前の課税額, 修正額, 修正する額. Rows include ① 特例事業相続人等の修正申告書第1表の(⑤+⑥-⑦)の金額, ② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額, ③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額, ④ 修正申告書第1表の⑧の金額, ⑤ 事業用資産納税猶予税額.

(注) 1 b欄の算式中の「修正申告書第1表の⑧」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに相続特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予及び免除等の適用を受ける人がいる場合は、「修正申告書第1表の⑧」の金額とします。2 ⑤欄のA欄の金額を特例事業相続人等の修正申告書第8の8表の「事業用資産納税猶予税額①」欄に転記します。なお、特例事業相続人等が他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、⑤欄のA欄の金額によらず、修正申告書第8の7表の⑤欄の金額を特例事業相続人等の修正申告書第8の8表の「事業用資産納税猶予税額②」欄に転記します。

第8の6表(修正申告用)(平成31年1月分以降用)

※この項目は記入する必要がありません

改 正 後

改 正 前

(削除)

納 税 猶 予 税 額 等 の 調 整 計 算 書

被 相 続 人	
相 続 人 等	

第 8 の 7 表 (修正申告用) (平成 31 年 1 月 分以降用)

この計算書は、次の相続税の特例のうち2以上の特例の適用を受ける人（以下この表において、「相続人等」と表記しています。）が、相続税の修正申告において、前記2以上の納税猶予税額又は税額控除額の調整の計算のために使用します。

- 相続等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の第1項）
- 地上権株式等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の第2項又は第70条の7の第3項）
- 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例（相続特別措置法第70条の7の第4項又は第70条の7の第5項）
- 山荘についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の第6項）
- 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の第7項）又は医療法人の持分についての税額控除（相続特別措置法第70条の7の第8項）
- 特定の相続等についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の第9項）
- 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（相続特別措置法第70条の7の第10項）

1 調 整 前 納 税 猶 予 税 額 等 の 明 細

この表は、相続人等に係る異動等納税猶予税額、株式等納税猶予税額、特別株式等納税猶予税額、山林納税猶予税額、医療法人持分納税猶予税額若しくは医療法人持分税額控除額（以下この表において「異動等納税猶予税額等」と表記しています。）、山荘納税猶予税額又は事業用資産納税猶予税額についての明細を記入します。

区 分	① 修正前の 異 動 額	② 修 正 申 告 額	③ 修 正 前 の 異 動 額	④ 修 正 申 告 額
① 調整前異動等納税額（相続人等の修正申告書第3表・第8表2の2の①の金額）	0.00	0.00	0.00	0.00
② 調整前株式等納税額（相続人等の修正申告書第8の2表の2のAの金額）	0.00	0.00	0.00	0.00
③ 調整前特別株式等納税額（相続人等の修正申告書第8の2の2表の2のAの金額）	0.00	0.00	0.00	0.00
④ 調整前山林納税額（相続人等の修正申告書第8の3表の2の①の金額）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤ 調整前医療法人持分納税額等（相続人等の修正申告書第8の4表の2の①の金額）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑥ 調整前非事業用資産納税額（相続人等の修正申告書第8の6表の2のA）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑦ 調整前納税額等（①+②+③+④+⑤+⑥）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑧ 猶予可能税額等（相続人等の修正申告書第1表の（⑧-⑩）の金額）（100円未満切捨て）	0.00	0.00	0.00	0.00

(注) ⑧欄の金額が⑨欄の金額を超える場合（⑧>⑨）の場合は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄を記入します。  
なお、⑨欄の金額が⑧欄の金額以下の場合（⑧<⑨）の場合は、「2 各納税猶予税額等の調整」欄は記入を要しません。

2 各 納 税 猶 予 税 額 等 の 調 整

この欄は、1の⑧欄の金額が1の⑨欄の金額を超える場合（⑧>⑨）の場合において、納税猶予税額等の調整の計算をするときに記入します。  
なお、⑨欄の金額が⑧欄の金額以下の場合（⑧<⑨）の場合は、記入を要しません。

区 分	① 修正前の 異 動 額	② 修 正 申 告 額	③ 修 正 前 の 異 動 額	④ 修 正 申 告 額
① 調整後の異動等納税額（⑧×①/⑨）（100円未満切捨て）	0.00	0.00	0.00	0.00
② 調整後の株式等納税額（⑧×②/⑨）（100円未満切捨て）	0.00	0.00	0.00	0.00
③ 調整後の特別株式等納税額（⑧×③/⑨）（100円未満切捨て）	0.00	0.00	0.00	0.00
④ 調整後の山林納税額（⑧×④/⑨）（100円未満切捨て）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤ 調整後の医療法人持分納税額等（⑧×⑤/⑨）（100円未満切捨て）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑥ 調整後の非事業用資産納税額（⑧×⑥/⑨）（100円未満切捨て）	0.00	0.00	0.00	0.00

3 納 税 猶 予 税 額 等

この欄は、1又は2により算出した納税猶予税額等を基に、特別ごとの納税猶予税額又は税額控除額を記入します。

区 分	① 修正前の 異 動 額	② 修 正 申 告 額	③ 修 正 前 の 異 動 額	④ 修 正 申 告 額
① 異動等納税額等 （②の金額（全において調整の計算をした場合には②の金額）を転記します。）	0.00	0.00	0.00	0.00
② 株式等納税額等 （②の金額（全において調整の計算をした場合には②の金額）を転記します。）	0.00	0.00	0.00	0.00
③ 特別株式等納税額等 （②の金額（全において調整の計算をした場合には②の金額）を転記します。）	0.00	0.00	0.00	0.00
④ 山林納税額等 （②の金額（全において調整の計算をした場合には②の金額）を転記します。）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑤ 医療法人持分納税額等 （②の金額（全において調整の計算をした場合には②の金額）を転記します。）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑥ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除の適用を受ける場合	「持分の全てを放棄したとき」	0.00	0.00	0.00
	「持分の一部を放棄し、その残りの部分を高換出型医療法人の株主として取得したとき」	0.00	0.00	0.00
⑦ 異動等納税額等 （②の金額（全において調整の計算をした場合には②の金額）を転記します。）	0.00	0.00	0.00	0.00
⑧ 事業用資産納税額等 （②の金額（全において調整の計算をした場合には②の金額）を転記します。）	0.00	0.00	0.00	0.00

(注) 1. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧欄の各欄の「①修正前の異動額」欄には、この修正申告による修正前の異動額を、「②修正申告額」欄には、1又は2により算出した納税猶予税額等を記入します。  
2. ①、②、③、④、⑤又は⑥欄の金額は、相続人等の修正申告書第8の表の異動等納税額等欄、株式等納税額等欄、特別株式等納税額等欄、山林納税額等欄、医療法人持分納税額等欄若しくは第8表の医療法人持分納税額等欄、第8表の異動等納税額等欄、第8表の異動等納税額等欄に記入し、それぞれ行頭に「1」、「2」、「3」、「4」、「5」、「6」、「7」の数字を記入します。なお、この欄には、放棄の意思（イ）又は（ロ）に、（イ）のときには⑥欄の「①修正申告額」欄の金額を、「（ロ）のときには⑥欄の「②修正申告額」欄の金額に基づき算出した第8の4表の行長の「高換出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」のFの金額を、それぞれ⑧欄に転記します。

改正後

改正前

(削除)

### 納税猶予税額の内訳書

被相続人

(単位は円)

この内訳書は、次の相続税の特例の適用を受ける人が、相続税の修正申告において、修正申告書第1表の「納税猶予税額」欄に記載する金額の計算のために使用します。

- 1 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）
- 2 非上場株式等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）
- 3 非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）
- 4 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）
- 5 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）
- 6 特定美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）
- 7 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）

区 分	氏名			氏名		
	② 修正前の課税額	③ 修正申告額	④ 修正する額(③-②)	② 修正前の課税額	③ 修正申告額	④ 修正する額(③-②)
農地等納税猶予税額 (修正申告書第3表+第8表2⑦)	① 00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2表2A)	② 00	00	00	00	00	00
特例株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2の2表2A)	③ 00	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額 (修正申告書第8の3表2⑧)	④ 00	00	00	00	00	00
医療法人持分納税猶予税額 (修正申告書第8の4表2A)	⑤ 00	00	00	00	00	00
美術品納税猶予税額 (修正申告書第8の5表2A)	⑥ 00	00	00	00	00	00
事業用資産納税猶予税額 (修正申告書第8の6表2A)	⑦ 00	00	00	00	00	00
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧ 00	00	00	00	00	00

区 分	氏名			氏名		
	② 修正前の課税額	③ 修正申告額	④ 修正する額(③-②)	② 修正前の課税額	③ 修正申告額	④ 修正する額(③-②)
農地等納税猶予税額 (修正申告書第3表+第8表2⑦)	① 00	00	00	00	00	00
株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2表2A)	② 00	00	00	00	00	00
特例株式等納税猶予税額 (修正申告書第8の2の2表2A)	③ 00	00	00	00	00	00
山林納税猶予税額 (修正申告書第8の3表2⑧)	④ 00	00	00	00	00	00
医療法人持分納税猶予税額 (修正申告書第8の4表2A)	⑤ 00	00	00	00	00	00
美術品納税猶予税額 (修正申告書第8の5表2A)	⑥ 00	00	00	00	00	00
事業用資産納税猶予税額 (修正申告書第8の6表2A)	⑦ 00	00	00	00	00	00
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧ 00	00	00	00	00	00

⑧ 1 上記1～7の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、修正申告書第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。  
2 各人の⑧欄の金額を修正申告書第1表のその人の「納税猶予税額等」欄に転記します。

第8の8表（修正申告用）（平成31年1月分以降用）

改正後

改正前

(削除)

第 11・11 の 2 表の付表 1 (修正申告用) (平成 27 年分以降用)

### 小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

1 小規模宅地等の明細  
この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等	宅地等の番号	所在地番	① 取得者の持分に応ずる宅地等の面積 ㎡	② 取得者の持分に応ずる宅地等の価額 円	③ 特例の適用を受ける取得者の氏名	④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積 ㎡	⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額 円	⑥ 宅地等について課税価格に算入する価額(②-⑤) 円

(注) 1 ⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額は、欄の金額の計算は、下記3によります。  
2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

2 「限度面積要件」の判定  
上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち小規模宅地等の面積」欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、次の各欄に面積を記入することにより判定します。

小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
A 下記④の小規模宅地等の面積の合計	[下記3の①の面積の合計] ㎡	[下記3の②の面積の合計] ㎡	[下記3の③の面積の合計] ㎡	[下記3の④の面積の合計] ㎡
B 小規模宅地等のうち「貸付事業用宅地等がない場合」	[AのAの面積] ≤ 330㎡			
限度面積	[AのA及びBのAの面積の合計] ㎡ ≤ 400㎡			
面積	[AのAの面積] ㎡ × $\frac{200}{330}$ +	[BのA及びCのAの面積の合計] ㎡ × $\frac{200}{400}$ +	[DのAの面積] ㎡ × $\frac{200}{400}$ +	㎡ ≤ 200㎡

(注) 限度面積は、特例の適用を受ける小規模宅地等の種類(「貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じ、B欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

3 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算  
上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等(上記2の限度面積要件を満たすものに限ります。)についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。  
(上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。)

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦ 特例の適用を受ける取得者の氏名	⑧ その宅地等における相続開始の直前の事業	⑨ 小規模宅地等の面積 ㎡	⑩ 小規模宅地等の価額 円	⑪ ⑨ × $\frac{⑩}{①}$	⑫ 小規模宅地等について減額される金額 円
被相続人宅地等の等	③ 特定事業用宅地等							
	④ 特定同族会社事業用宅地等						80	
	⑤ 貸付事業用宅地等						100	
被相続人宅地等の等	⑤ 貸付事業用宅地等						50	
	⑤ 貸付事業用宅地等						100	

(注) 1 ⑩欄には、それぞれの宅地等の番号に応ずる上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」を記入します。  
2 ⑩欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、飲食サービス業、法律事務所、貸家のように具体的に記入します。

(資 4-24-7-A 4 続)

改正後

改正前

(削除)

相続財産の種類別価額表 (この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。)

種類	細目	番号	各人の合計		氏名		被相続人	
			円	円	円	円	円	円
土地 (土地の上に存する権利を含まず)	田	①						
	畑	②						
	宅地	③						
	山林	④						
	その他の土地	⑤						
	計	⑥	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	⑥のうち配偶者居住権に基づき取得利用権	⑦	( )	( )	( )	( )	( )	( )
家	⑧のうち配偶者居住権	⑧	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	家	⑨						
事業(農業)	機械、器具、農具、その他の経営用資産	⑩						
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪						
	売掛金	⑫						
	その他の財産	⑬						
用財産	計	⑭	( )	( )	( )	( )	( )	( )
有価証券	特定配当元方式の株式	⑮						
	配当元方式の株式及び出資	⑯						
	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰						
	公債及び社債	⑱						
証券	証券投資信託、貸付信託の受益	⑲						
現金、預貯金等	⑳							
家計用財産	㉑							
生命保険金等	㉒							
退職手当金等	㉓							
債権	立木	㉔						
その他の財産	㉕							
合計	計	㉖	( )	( )	( )	( )	( )	( )
相続財産課税適用財産の価額	㉗							
不動産等の価額	㉘							
債権	㉙							
債務式費用	㉚							
等合計	㉛							
差引純資産価額(赤字のときは0)	㉜							
純資産価額に加重される潜在課税分の増与財産価額	㉝							
課税価額(0+㉝)	㉞							

第15表(修正申告用)(令和2年4月分以降用)

改 正 後

改 正 前

配偶者居住権等の評価明細書

所有者	建物 (被相続人氏名) (① 持分割合) (配偶者氏名) (持分割合) 所在地番 (住所表示) ( )	所在地 (被相続人氏名) (② 持分割合) (共有者氏名) (持分割合) (共有者氏名) (持分割合)	年 月 日	③
	建物 (被相続人氏名) (① 持分割合) (配偶者氏名) (持分割合) 所在地番 (住所表示) ( )			
居住建物の内容	建物の耐用年数 (建物の構造) ④ (表裏参照(表裏1)参照)	年	⑤	⑥
	建築後の経過年数 (建築年月日) (配偶者居住権が設定された日) (年月日) から (年月日) … 年 (年月以上の欄数は1桁、年月未満の欄数は0で補って)	年	⑦	
配偶者居住権等	建物の利用状況等 建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計	㎡	⑧	⑨
	建物の床面積の合計	㎡	⑩	
評価の基礎となる価額	建物の相続税評価額 (⑩の相続税評価額) × (①持分割合) (円未満を切り捨て)	円	⑪	⑫
	土地の相続税評価額 (⑩の相続税評価額) × (②持分割合) (円未満を切り捨て)	円	⑬	
○配偶者居住権の価額 (⑩の相続税評価額) × (⑤賃貸以外の床面積) ÷ (⑥居住建物の床面積) × (①持分割合) (円未満を切り捨て)		円	⑭	⑮
(⑩の金額) × (⑤の金額) ÷ (⑥の金額) × (①の金額) × 0. (注)分子又は分母が零以下の場合は、		円	⑯	
○居住建物の価額 (⑩の相続税評価額) × (⑥居住建物の床面積) (円未満を切り捨て)		円	⑰	⑱
(⑩の金額) × (⑥の金額)		円	⑲	
○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額 (⑩の相続税評価額) × (⑤賃貸以外の床面積) ÷ (①と②のいずれか高い持分割合) × (①と②のいずれか低い持分割合) (円未満を切り捨て)		円	⑳	㉑
(⑩の金額) × (⑤の金額) ÷ (①の金額) × (②の金額) × 0. (円未満を切り捨て)		円	㉑	
○居住建物の敷地の用に供される土地の価額 (⑩の相続税評価額) × (⑩敷地利用権の価額) (円未満を切り捨て)		円	㉒	㉓
(⑩の金額) × (㉑の金額)		円	㉒	
備考				

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

配偶者居住権等の評価明細書

所有者	建物 (被相続人氏名) (① 持分割合) (配偶者氏名) (持分割合) 所在地番 (住所表示) ( )	所在地 (被相続人氏名) (② 持分割合) (共有者氏名) (持分割合) (共有者氏名) (持分割合)	年 月 日	③
	建物 (被相続人氏名) (① 持分割合) (配偶者氏名) (持分割合) 所在地番 (住所表示) ( )			
居住建物の内容	建物の耐用年数 (建物の構造) ④ (表裏参照(表裏1)参照)	年	⑤	⑥
	建築後の経過年数 (建築年月日) (配偶者居住権が設定された日) (年月日) から (年月日) … 年 (年月以上の欄数は1桁、年月未満の欄数は0で補って)	年	⑦	
配偶者居住権等	建物の利用状況等 建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計	㎡	⑧	⑨
	建物の床面積の合計	㎡	⑩	
評価の基礎となる価額	建物の相続税評価額 (⑩の相続税評価額) × (①持分割合) (円未満を切り捨て)	円	⑪	⑫
	土地の相続税評価額 (⑩の相続税評価額) × (②持分割合) (円未満を切り捨て)	円	⑬	
○配偶者居住権の価額 (⑩の相続税評価額) × (⑤賃貸以外の床面積) ÷ (⑥居住建物の床面積) × (①持分割合) (円未満を切り捨て)		円	⑭	⑮
(⑩の金額) × (⑤の金額) ÷ (⑥の金額) × (①の金額) × 0. (注)分子又は分母が零以下の場合は、		円	⑯	
○居住建物の価額 (⑩の相続税評価額) × (⑥居住建物の床面積) (円未満を切り捨て)		円	⑰	⑱
(⑩の金額) × (⑥の金額)		円	⑲	
○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額 (⑩の相続税評価額) × (⑤賃貸以外の床面積) ÷ (①と②のいずれか高い持分割合) × (①と②のいずれか低い持分割合) (円未満を切り捨て)		円	⑳	㉑
(⑩の金額) × (⑤の金額) ÷ (①の金額) × (②の金額) × 0. (円未満を切り捨て)		円	㉑	
○居住建物の敷地の用に供される土地の価額 (⑩の相続税評価額) × (⑩敷地利用権の価額) (円未満を切り捨て)		円	㉒	㉓
(⑩の金額) × (㉑の金額)		円	㉒	
備考				

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。

(令和二年四月一日以降適用)

改正後

改正前

(裏) 記載方法等

この評価明細書は、「配偶者居住権」、「居住建物(配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。）」、「配偶者居住権に基づく敷地利用権」及び「居住建物の敷地の用に供される土地」を評価する場合に使用してください。

- 1 ⑩「賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物全てが自用であるとした場合において、建物を単独所有しているとしたときの建物の時価です。
2 ⑨「共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物を単独所有しているとした場合の建物の時価です。
3 ⑨「建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物全てが自用であるとした場合において、土地を単独所有しているとしたときの土地の時価です。
4 ⑨「共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、土地を単独所有しているとした場合の土地の時価です。

(令和五年一月一日以降用)

(裏) 記載方法等

この評価明細書は、「配偶者居住権」、「居住建物(配偶者居住権の目的となっている建物をいいます。）」、「配偶者居住権に基づく敷地利用権」及び「居住建物の敷地の用に供される土地」を評価する場合に使用してください。

- 1 ⑩「賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物全てが自用であるとした場合において、建物を単独所有しているとしたときの建物の時価です。
2 ⑨「共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物を単独所有しているとした場合の建物の時価です。
3 ⑨「建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、建物全てが自用であるとした場合において、土地を単独所有しているとした場合の土地の時価です。
4 ⑨「共有でないものとした場合の相続税評価額」とは、相続開始時において、配偶者居住権が設定されておらず、かつ、土地を単独所有しているとした場合の土地の時価です。

(令和二年四月一日以降用)

(参考1) 配偶者居住権等の評価で用いる建物の構造別の耐用年数(「居住建物の内容」の③)

Table with 3 columns: 構造 (Construction), 耐用年数 (耐用年数), and 耐用年数 (耐用年数). Rows include concrete, wood, and metal structures.

(参考2) 第23回生命表(完全生命表)に基づく平均余命(「配偶者居住権の存続年数等」の⑤) ※令和4年3月2日公表(厚生労働省)

Large table showing life expectancy data by age and gender (男, 女) for various ages from 16 to 37.

(参考3) 複利現価表(法定利率3%) (「配偶者居住権の存続年数等」の⑥)

Table showing present value factors for interest rates of 0.971 to 1.0 and terms of 1 to 10 years.

(参考1) 配偶者居住権等の評価で用いる建物の構造別の耐用年数(「居住建物の内容」の③)

Table with 3 columns: 構造 (Construction), 耐用年数 (耐用年数), and 耐用年数 (耐用年数). Rows include concrete, metal, and wood structures.

(参考2) 第22回生命表(完全生命表)に基づく平均余命(「配偶者居住権の存続年数等」の⑤) ※平成29年3月1日公表(厚生労働省)

Large table showing life expectancy data by age and gender (男, 女) for various ages from 16 to 35.

(参考3) 複利現価表(法定利率3%) (「配偶者居住権の存続年数等」の⑥)

Table showing present value factors for interest rates of 0.971 to 1.0 and terms of 1 to 10 years.



改正後

改正前

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長 令和 年 月 日

【代理人記入欄】

住所又は居所 (所在地) 〒

連絡先 (所在地) 〒

フリガナ

氏名又は名称

個人番号

生年月日

被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項 (相続又は遺贈により財産を取得したすべての人 (開示請求者を除く。)) を記載してください。

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

2 被相続人に関する事項

住所又は居所 (所在地)	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所 (所在地)	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 番へ提出しています。

4 開示の請求をする理由 (該当する□に✓印を記入してください。)

相続税の  期限内申告  期限後申告  修正申告  更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項 (該当する□に✓印を記入してください。)

- 相続財産の全部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の一部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等 (添付した書類又は該当項目の全てに□に✓印を記入してください。)

- 遺産分割協議書の写し  戸籍の謄(抄)本  遺言書の写し  住民票の写し
- その他 ( )
- 私は、相続時精算課税選択届出書を 番へ提出しています。

7 開示書の受領方法 (希望される□に✓印を記入してください。)

- 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。)
- 送付受領(請求時に送信用印字、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理権 (記入しないでください。)

番号確認	身元確認	確認書類	確認者
<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 未済		
委任の確認	開示請求者への確認	( . . . )	
	委任状の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( )	

(資4-90-1-A4統一) (令5.6)

相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書

税務署長 令和 年 月 日

【代理人記入欄】

住所又は居所 (所在地) 〒

連絡先 (所在地) 〒

フリガナ

氏名又は名称

個人番号

生年月日

被相続人との続柄

私は、相続税法第49条第1項の規定に基づき、下記1の開示対象者が平成15年1月1日以後に下記2の被相続人からの贈与により取得した財産で、当該相続の開始前3年以内に取得したもの又は同法第21条の9第3項の規定を受けたものに係る贈与税の課税価格の合計額について開示の請求をします。

1 開示対象者に関する事項

住所又は居所 (所在地)			
過去の住所等			
フリガナ			
氏名又は名称 (旧姓)			
生年月日			
被相続人との続柄			

2 被相続人に関する事項

住所又は居所 (所在地)	
過去の住所等	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日

3 承継された者(相続時精算課税選択届出者)に関する事項

住所又は居所 (所在地)	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
相続開始年月日	平成・令和 年 月 日
精算課税適用者である旨の記載	上記の者は、相続時精算課税選択届出書を 番へ提出しています。

4 開示の請求をする理由 (該当する□に✓印を記入してください。)

相続税の  期限内申告  期限後申告  修正申告  更正の請求 に必要なため

5 遺産分割に関する事項 (該当する□に✓印を記入してください。)

- 相続財産の全部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の一部について分割済 (遺産分割協議書又は遺言書の写しを添付してください。)
- 相続財産の全部について未分割

6 添付書類等 (添付した書類又は該当項目の全てに□に✓印を記入してください。)

- 遺産分割協議書の写し  戸籍の謄(抄)本  遺言書の写し  住民票の写し
- その他 ( )
- 私は、相続時精算課税選択届出書を 番へ提出しています。

7 開示書の受領方法 (希望される□に✓印を記入してください。)

- 直接受領(交付時に請求者又は代理人であることを確認する必要があります。)
- 送付受領(請求時に送信用印字、封筒及び住民票の写し等が必要となります。)

※ 税務署整理権 (記入しないでください。)

番号確認	身元確認	確認書類	確認者
<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 未済		
委任の確認	開示請求者への確認	( . . . )	
	委任状の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( )	

(資4-90-1-A4統一) (令3.6)

## 改正後

## 書きかた等（開示請求書）

- 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。  
なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。
- 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。  
なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください。  
〔注〕「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。
- 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
- 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。  
(1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し  
(2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し  
(3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本  
開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を\_\_\_\_\_番へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。  
開示請求者が承継した者である場合には、承継した者の戸籍の謄(抄)本も提出してください。
- 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。  
なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。  
「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。  
〔注〕「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。
- 8 この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

## 改正前

## 書きかた等（開示請求書）

- 1 「開示請求者」欄には、開示請求者の住所又は居所（所在地）、フリガナ・氏名（名称）、個人番号、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。  
なお、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により相続時精算課税適用者から納税に係る権利又は義務を承継したことにより開示の請求を行った場合において、その承継する者が2名以上いるときは、本開示請求書を連名で提出しなければなりません。この場合は、開示請求者の代表者の方を本開示請求書の「開示請求者」欄に記入し、他の開示請求者の方は開示請求書付表（「相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書付表」）の「【開示請求者】（開示請求者が2人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください（開示書は代表者に交付することになります。）。
- 2 「1 開示対象者に関する事項」欄には、贈与税の課税価格の開示を求める方（開示対象者）の住所又は居所（所在地）、過去の住所等、フリガナ・氏名又は名称（氏名については旧姓も記入してください）、生年月日及び被相続人との続柄（長男、長女等）を記入してください。  
なお、開示対象者が5名以上いる場合は、5人目以降を開示請求書付表の「1 開示対象者に関する事項（開示対象者が5人以上の場合に記入してください）」欄に記入してください。  
〔注〕「1 開示対象者に関する事項」欄には、相続又は遺贈（被相続人から取得した財産で相続税法第21条の9第3項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含みます。）により財産を取得した全ての方を記入してください（開示請求者を除きます。）。
- 3 「2 被相続人に関する事項」欄には、被相続人の住所又は居所、過去の住所等、フリガナ・氏名、生年月日及び相続開始年月日（死亡年月日）を記入してください。
- 4 「3 承継された者（相続時精算課税選択届出者）に関する事項」欄には、相続税法第21条の17又は第21条の18の規定により納税に係る権利又は義務を承継された者の死亡時の住所又は居所、フリガナ・氏名、生年月日、相続開始年月日（死亡年月日）及び「精算課税適用者である旨の記載」欄に相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。
- 5 「4 開示の請求をする理由」欄及び「5 遺産分割に関する事項」欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 6 「6 添付書類等」欄には、添付している書類の□にレ印を記入してください。  
なお、添付書類は、開示請求者及び開示対象者が相続等により財産を取得したことを証する書類として、下記のものを提出してください。  
(1) 全部分割の場合：遺産分割協議書の写し  
(2) 遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し  
(3) 上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本  
開示請求者が被相続人を特定贈与者とする相続時精算課税適用者である場合には、「私は、相続時精算課税選択届出書を\_\_\_\_\_番へ提出しています。」の前の□にレ印を記入するとともに相続時精算課税選択届出書を提出した税務署名を記入してください。  
開示請求者が承継した者である場合には、承継した者の戸籍の謄(抄)本も提出してください。
- 7 「7 開示書の受領方法」欄には、希望される受領方法の□にレ印を記入してください。  
なお、「直接受領」の場合は、受領時に開示請求者本人又は代理人本人であることを確認するもの（運転免許証など）が必要となります（代理人が「直接受領」をする場合は、開示請求者の委任状も必要となります。）。  
「送付受領」の場合には、開示請求時に返信用切手、封筒及び住民票の写し等の住所を確認できるものを提出してください。  
〔注〕「送付受領」の場合の送付先は、開示請求者本人の住所となります。
- 8 この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを保管する場合は、個人番号が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。



## 改 正 後

(表)  
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 本文の「第70条の4第22項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この明細書は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自： ・ ・ 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至： ・ ・ 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画に基づき再設定があった場合等も同様となります。
- 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

## 改 正 前

(表)  
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が営農困難時貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における営農困難時貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 本文の「第70条の4第22項」は、この明細書を提出する人が贈与税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の6第28項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合は、「第70条の4第22項」の文字を横線で抹消してください。
- 2 この明細書は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「営農困難時貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自： ・ ・ 」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至： ・ ・ 」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 3 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について営農困難時貸付けを行っている場合であっても別紙1の「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 4 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。



## 改 正 後

(裏)  
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 この明細書は、次により記載してください。
  - (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、この明細書の本文中の「70条の6の2第1項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合には「70条の4の2第1項」の文字を二重線で抹消してください。
  - (2) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (3) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (4) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自： . . .」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至： . . .」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

## 改 正 前

(裏)  
記載方法等

この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が特定貸付けを行っている場合に継続届出書の提出時における特定貸付けに関する事項を届け出るときに使用してください。

- 1 この明細書は、次により記載してください。
  - (1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合には、この明細書の本文中の「70条の6の2第1項」の文字を、相続税の納税猶予の適用を受けている場合には「70条の4の2第1項」の文字を二重線で抹消してください。
  - (2) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (3) 「特定貸付けを行っている特例農地等の所在地」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (4) 「賃借権等の存続期間」欄は、契約の更新により賃借権等の存続期間の終期に更新があった場合は、「自： . . .」には当初契約の賃借権等の存続期間の始期を記載し、「至： . . .」には更新後の賃借権等の存続期間の終期を記載してください。なお、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき貸付けを行った場合で、当該貸付けについて農用地利用集積計画に基づき再設定があった場合も同様となります。
- 2 納税猶予の適用を受ける農地等の全部について特定貸付けを行っている場合であっても「別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書」の提出を要しますので、作成してください。
- 3 この明細書は継続届出書及びその添付書類とともに提出してください。

改 正 後

改 正 前

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署  
受付印

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

\_\_\_\_ 税務署長

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定を受けている農地等(特例適用農地等)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等(貸付特例適用農地等)の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき借り受けた農地等(借受代替農地等)の明細は、別紙のとおりです。

税務署  
受付印

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

\_\_\_\_ 税務署長

届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等(特例適用農地等)について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等(貸付特例適用農地等)の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる貸借権等の設定に基づき借り受けた農地等(借受代替農地等)の明細は、別紙のとおりです。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

贈与者	住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日

贈与者	住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日
	公告番号	
	貸借権等の存続期間(始期~終期)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日
	公告番号	
	貸借権等の存続期間(始期~終期)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合(計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (③の②)	=	% ≥ 80%
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) (①の①)	(小數以下四捨)	

貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合(計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) (③の②)	=	% ≥ 80%
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) (①の①)	(小數以下四捨)	

(添付書類)

- 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

(注) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところによる貸借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合の添付書類は、裏面の「5」をご参照ください。

(提出書類)

- 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。)の写し

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

送付日付印の年月日(捺印)	整理番号
年 月 日	

送付日付印の年月日(捺印)	整理番号
年 月 日	

## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画<sup>(96)</sup>の定めるところによる使用貸借による権利又は貸借権（以下「貸借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について貸借権等の設定をした日から2か月以内です。

※ この届出書（添付書類に関する事項を除きます。）において、「農用地利用集積等促進計画」には、基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

1 「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告<sup>(98)</sup>された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

※ 基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」といいます。）第19条の規定による公告を含みます。

2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

3 「貸借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。  
（注） 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

5 基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより貸借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合は、この届出書に次の書類を添付してください。

(1) 旧基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

(2) 旧基盤強化法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は貸借権（以下「貸借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について貸借権等の設定をした日から2か月以内です。

1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。

2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。

3 「貸借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る貸借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。

4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注） 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。



改正後

改正前

別紙

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

受贈者の氏名		猶予整理簿 ※
--------	--	------------

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
貸付特例適用農地等の合計面積					① ( ) ㎡

※印欄は記入しないでください。

(注)1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。  
 2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の [ ]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
借受代替農地等の合計面積					② ㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資12-76-2-A4統-) (令5、4)

別紙

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

受贈者の氏名		猶予整理簿 ※
--------	--	------------

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]
貸付特例適用農地等の合計面積					① ( ) ㎡

※印欄は記入しないでください。

(注)1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。  
 2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の [ ]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~ ・ ・
借受代替農地等の合計面積					② ㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資12-76-2-A4統-) (資12-76-2-A4統-)

## 改 正 後

## 記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画<sup>(9)</sup>の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等として使用してください。

なお、この明細書は、「贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

※ この明細書において、「農用地利用集積等促進計画」には、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

- 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。  
なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告<sup>(9)</sup>された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。  
※ 基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を含みます。
- 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。  
(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

## 改 正 前

## 記 載 方 法 等

この明細書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

- 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。
- 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。  
なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。
- 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、贈与税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
- 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。  
(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた受贈者の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

改 正 後

貸付特例適用農地等の変更届出書  
(再借受代替農地等を借り受けた場合)

税務署 受付印

令和 年 月 日

届出者 住所

氏名 (電話番号)

第70条の4第8項、第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(平成 年 月 日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日 昭和 平成 令和 年 月 日

贈与者住所 氏名

被相続人住所 氏名

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業用に供さなくなった農収見込の開始した年月日
1			m <sup>2</sup>	( . . . )
2				( . . . )
3				( . . . )
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) m <sup>2</sup>	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積		
1		m <sup>2</sup>	使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
2			使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
3			使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) m <sup>2</sup>	

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の提出に届け出ている借受代替農地等の合計面積 ..... (C) m<sup>2</sup>

ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a) ..... m<sup>2</sup>  
 (上記(C)の面積 ..... m<sup>2</sup> - (上記(A)の面積 ..... m<sup>2</sup>) = (a) ..... m<sup>2</sup>

(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 ..... (b) ..... m<sup>2</sup>

(ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合  
 (上記(a)の面積 ..... m<sup>2</sup> / (上記(b)の面積 ..... m<sup>2</sup>) = ..... % (≧80%)  
 (小数点以下四捨)

(添付書類)  
 ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 (確認) 調子整理簿 税 算 整理簿番号

年 月 日

改 正 前

貸付特例適用農地等の変更届出書  
(再借受代替農地等を借り受けた場合)

税務署 受付印

令和 年 月 日

届出者 住所

氏名 (電話番号)

第70条の4第8項、第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(平成 年 月 日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日 昭和 平成 令和 年 月 日

贈与者住所 氏名

被相続人住所 氏名

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業用に供さなくなった農収見込の開始した年月日
1			m <sup>2</sup>	( . . . )
2				( . . . )
3				( . . . )
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) m <sup>2</sup>	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積		
1		m <sup>2</sup>	使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
2			使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
3			使用貸借・賃貸借	. . . ~ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) m <sup>2</sup>	

(注) 上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ 当該変更届出書の提出に届け出ている借受代替農地等の合計面積 ..... (C) m<sup>2</sup>

ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積 (a) ..... m<sup>2</sup>  
 (上記(C)の面積 ..... m<sup>2</sup> - (上記(A)の面積 ..... m<sup>2</sup>) + (上記(B)の面積 ..... m<sup>2</sup>) = (a) ..... m<sup>2</sup>

(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 ..... (b) ..... m<sup>2</sup>

(ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合  
 (上記(a)の面積 ..... m<sup>2</sup> / (上記(b)の面積 ..... m<sup>2</sup>) = ..... % (≧80%)  
 (小数点以下四捨)

(添付書類)  
 ・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 (確認) 調子整理簿 税 算 整理簿番号

年 月 日

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。
- 3 「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。
  - イ 「地目」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
  - ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用賃借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。
  - ハ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。
  - ニ 「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告<sup>(甲)</sup>された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
    - ※ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を含みます。
  - ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

(注) 再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 4 「③借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この変更届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（租税特別措置法第70条の4第8項又は同法第70条の6第10項）（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が80%未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

なお、この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

- 1 この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 「①農業の用に供されていない借受代替農地等の明細」欄には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について農業の用に供されていない農地等の明細について記載してください。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載してください。
- 3 「②再借受代替農地等の明細」には、借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載してください。
  - イ 「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。
  - ロ 「賃借権等の種類」欄には、使用賃借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲んでください。
  - ハ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者及び貸付者の住所を記載してください。
  - ニ 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。
  - ホ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

(注) 再借換代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。
- 4 「③借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書」欄には、各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（少数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

改 正 後

改 正 前

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定める  
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定める  
ところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署  
受付印

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒  
届出者 住所 (居所) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

※欄は記入しないでください。

相続税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等(特例農地等)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、相続税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等(貸付特例適用農地等)の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等(借受代替農地等)の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名
届出者が被相続人から農地等を 相続 遺贈 により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日
貸付特例適用農地 等に係る農用地利 用集積等促進計画 の 内 容	公 告 年 月 日	令和 年 月 日
	公 告 番 号	
	賃借権等の存続期間(始期~終期)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上である必要があります。	(借受代替農地等の合計面積) ②(㎡)	$\frac{\text{②}}{\text{①}} = \text{ } \% \geq 80\%$ (貸付特例適用農地等の合計面積) ①(㎡) (小数点以下四捨)
(添付書類)		
1 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類		
2 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類		
(注) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付又は農地等の借受けをした場合の添付書類は、裏面の「5」をご参照ください。		
関与税理士	電話番号	

税務署  
受付印

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒  
届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

※欄は記入しないでください。

相続税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等(特例農地等)について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、相続税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等(貸付特例適用農地等)の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等(借受代替農地等)の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名
届出者が被相続人から農地等を 相続 遺贈 により取得した年月日		昭和 平成 令和 年 月 日
貸付特例 適用農地等 に係る農用 地利用集積 計画の 内 容	公 告 年 月 日	令和 年 月 日
	公 告 番 号	
	賃借権等の存続期間(始期~終期)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上である必要があります。	(借受代替農地等の合計面積) ②(㎡)	$\frac{\text{②}}{\text{①}} = \text{ } \% \geq 80\%$ (貸付特例適用農地等の合計面積) ①(㎡) (小数点以下四捨)
(提出書類)		
1 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類		
2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類		
3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第5条第3項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画をいいます。)の写し		
関与税理士	電話番号	

通債日付印の年月日	(印 認)	整理番号
年 月 日		

通債日付印の年月日	(印 認)	整理番号
年 月 日		

(資12-80-1-A4統一) (令5.4)

(資12-80-1-A4統一) (令3.3)

## 改 正 後

## 記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積等促進計画<sup>(9)</sup>の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。  
※ この届出書（添付書類に関する事項を除きます。）において、「農用地利用集積等促進計画」には、基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

- 1 「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告<sup>(9)</sup>された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。  
※ 基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧基盤強化法」といいます。）第19条の規定による公告を含みます。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。  
(注) 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。
- 5 基盤強化法等改正法附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより賃借権等の設定に基づき特例農地等の貸付け又は農地等の借受けをした場合は、この届出書に次の書類を添付してください。
  - (1) 旧基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
  - (2) 旧基盤強化法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

## 改 正 前

## 記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。  
(注) 貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例を受けることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

別紙

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

農業相続人の氏名		預り整理簿 ※
----------	--	------------

貸付特例適用農地等の明細						
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所	賃借権等の種類
	地目	面積	賃借権等の種類			
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
貸付特例適用農地等の合計面積				①	( )	㎡

※印欄は記入しないでください。

(注)1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。  
 2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[ ]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細						
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所	賃借権等の存続期間
	地目	面積	賃借権等の種類			
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
借受代替農地等の合計面積				②		㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資12-80-2-A4続-) (令5.4)

別紙

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

農業相続人の氏名		預り整理簿 ※
----------	--	------------

貸付特例適用農地等の明細						
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所	賃借権等の種類
	地目	面積	賃借権等の種類			
1		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
2		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
3		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
4		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
5		㎡	使用貸借・賃貸借	[ ]	[ ]	
貸付特例適用農地等の合計面積				①	( )	㎡

※印欄は記入しないでください。

(注)1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の( )内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。  
 2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[ ]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細						
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所	賃借権等の存続期間
	地目	面積	賃借権等の種類			
1		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
2		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
3		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
4		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
5		㎡	使用貸借・賃貸借	・ ・	・ ・ ~	・ ・
借受代替農地等の合計面積				②		㎡

(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

(資12-80-2-A4続-) (令5.4)

## 改正後

## 記載方法等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積等促進計画<sup>(※)</sup>の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等として使用してください。

なお、この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

※ この明細書において、「農用地利用集積等促進計画」には、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「基盤強化法等改正法」といいます。）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画を含みます。

1 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

2 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。

3 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。

4 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。

なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。

5 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。

6 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積等促進計画書又は農用地利用集積計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。

7 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定により公告<sup>(※)</sup>された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

※ 基盤強化法等改正法の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告を含みます。

8 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

9 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。

## 改正前

## 記載方法等

この明細書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに、その貸付特例適用農地等の明細等の届出書として使用してください。

なお、この明細書は、「相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書」とともに特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内に提出してください。

1 「貸付特例適用農地等の明細」の「地目」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載してください。

2 「貸付特例適用農地等の明細」の「面積」欄には、借換特例の適用を受ける農地等について、農用地利用集積計画書に記載された面積を記載してください。

3 「貸付特例適用農地等の明細」の「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権の別により該当する文字を○で囲んでください。

4 「貸付特例適用農地等の明細」の「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された借受者の氏名及び住所を記載してください。

なお、貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた者の氏名及び住所を同欄の〔 〕内に記載してください。

5 「貸付特例適用農地等の合計面積」欄には、上記「2」で記載した面積の合計を記載してください。なお、貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合に、相続税の納税猶予の適用を受けている農地等の全体の面積を（ ）内に記載してください。

6 「借受代替農地等の明細」の「地目」、「面積」及び「賃借権等の種類」並びに「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）について、農用地利用集積計画書に基づき、上記「1」から「4」に準じて記載してください。

7 「借受代替農地等の明細」の「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る公告年月日を記載してください。

8 「借受代替農地等の明細」の「賃借権等の存続期間」欄には、借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間についてその始期及び終期を記載してください。

（注）借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日以前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

9 「借受代替農地等の合計面積」欄には、貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農業相続人の農業の用に供する農地等について、その合計面積を記載してください。



改 正 後

改 正 前

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

届出書  
提出日 令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
税務署長 届出者 住所 (居所) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間(始期～終期)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合(計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) ② ㎡ = _____ % ≥ 80% (貸付特例適用農地等の合計面積) ① ㎡ (小数点以下切捨)	
(添付書類)	1 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類	
関与税理士	電話番号	

※欄は記入しなさい

届出書  
提出日 令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_  
税務署長 届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の2の2第1項の規定により、租税特別措置法第70条の4第8項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第 70 条の4第9項の規定により届け出ます。

なお、福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所	氏名
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日
	公告番号	
	賃借権等の存続期間(始期～終期)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合(計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) ② ㎡ = _____ % ≥ 80% (貸付特例適用農地等の合計面積) ① ㎡ (小数点以下切捨)	
(添付書類)	1 福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第 5 条第 3 項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し	
関与税理士	電話番号	

※欄は記入しなさい

## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
  - 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
  - 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
  - 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- （注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例適用農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例適用農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、贈与税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例適用農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

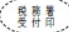
- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
  - 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
  - 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
  - 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。
- （注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

改 正 後

改 正 前

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）

相続税の特例農地等について農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書（震災特例法用）


令和\_\_年\_\_月\_\_日  
 〒 \_\_\_\_\_ 税務署長 届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (電話番号 \_\_\_\_\_)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第38条の2の2第1項の規定により、租税特別措置法第70条の6第10項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の6第11項の規定により届け出ます。  
 なお、福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日	
	公告番号		
	賃借権等の存続期間(始期～終期)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合(計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) 別紙の②	㎡ = _____ % ≥ 80%	
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) 別紙の①	㎡ (小数点以下切捨)	
(添付書類) 1 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類			
関与税理士	電話番号		

※欄は記入しないください。

通債日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
※ 年 月 日		


令和\_\_年\_\_月\_\_日  
 〒 \_\_\_\_\_ 税務署長 届出者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 (電話番号 \_\_\_\_\_)

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 38 条の2の2第1項の規定により、租税特別措置法第 70 条の6 第 10 項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受けている農地等（特例農地等）について、福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第 70 条の6 第 11 項の規定により届け出ます。  
 なお、福島復興再生特別措置法第 17 条の 21 に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

被相続人	住所	氏名	
届出者が被相続人から農地等を相続により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の内容	公告年月日	令和 年 月 日	
	公告番号		
	賃借権等の存続期間(始期～終期)	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合(計算の明細)	(借受代替農地等の合計面積) 別紙の②	㎡ = _____ % ≥ 80%	
(注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	(貸付特例適用農地等の合計面積) 別紙の①	㎡ (小数点以下切捨)	
(提出書類) 1 福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 2 福島復興再生特別措置法第 17 条の 20 の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積等促進計画の写し及び当該公告年月日を証する書類 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第 5 条第 3 項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画（農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画をいいます。）の写し			
関与税理士	電話番号		

※欄は記入しないください。

通債日付印の年月日	(確認)	整理簿番号
※ 年 月 日		

## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この届出書は、相続税の納税猶予の適用を受けている人が、その特例農地等について福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づき貸し付けた場合（以下この貸し付けられた特例農地等を「貸付特例適用農地等」といいます。）について、相続税の納税猶予の借換特例（以下「借換特例」といいます。）の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定をした日から2か月以内です。

- 1 「公告年月日」欄には、福島復興再生特別措置法第17条の20の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る当該公告年月日を記載してください。
- 2 「公告番号」欄には、上記「1」の公告年月日を証する書類に記載された公告番号を記載してください。
- 3 「賃借権等の存続期間（始期～終期）」欄には、貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載してください。
- 4 「貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細）」欄は、この届出書の別紙「貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等（震災特例法用）」に基づき、その面積を記載の上、その割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載してください。

（注）貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合が80%未満の場合には、借換特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。

改正後

改正前

営農困難時貸付けに関する届出書

営農困難時貸付けに関する届出書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長 平

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭和・平成 年 月 日

(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の4第22項  
第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所 (居所)	氏名
贈与者 届出者が被相続人から農地等を	贈与 相続(遺贈)	昭和 平成 令和
により取得した年月日		年 月 日

**2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項**

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日 令和 年 月 日

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)

- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(4)に該当する場合は除きます。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

**3 営農困難時貸付けに関する事項**

借り受けた者	住所(居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏名 又は 名称
営農困難時貸付け を行った年月日	令和 年 月 日	地上権、水小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)別附第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- ①に掲げる貸付け以外の地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(注) 贈与税又は相続税の納税済みの適用を受けている人が、次に掲げる貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届出を行うことに注意してください。

イ 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
ロ 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第148号)による改正前の旧租税特別措置法施行令第40条の6第2項第2号に該当しない場合で、①に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までにを行ったその貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通達日付印の年月日(確認)	整理番号
年 月 日	

(資 12-110-1-A 4 統一) (令 5.4)

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長 平

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭和・平成 年 月 日

(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の4第22項  
第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所	氏名
贈与者 届出者が被相続人から農地等を	贈与 相続(遺贈)	昭和 平成 令和
により取得した年月日		年 月 日

**2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項**

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日 令和 年 月 日

特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。(該当する番号を○で囲んでください。)

- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に要介護区分五の要介護認定を受けました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました。(4)に該当する場合は除きます。
- 贈与税・相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けました。

**3 営農困難時貸付けに関する事項**

借り受けた者	住所(居所) 又は本店(主たる 事務所)の所在地	氏名 又は 名称
営農困難時貸付け を行った年月日	令和 年 月 日	地上権、水小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日

上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。なお、相続税の納税済みの適用を受けている人や租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する贈与適用者で贈与税の納税済みの適用を受けている人が①又は②に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届出を行ってください。)

- 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け
- ①及び②までに掲げる貸付け以外の地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通達日付印の年月日(確認)	整理番号
年 月 日	

(資 12-110-1-A 4 統一) (令 3.3)

※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

(表)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 1 届出者の生年月日は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合のみ記載してください。
- 2 贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 4 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 6 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改 正 前

(表)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行った場合に、当該営農困難時貸付農地等につき引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、特例農地等について賃借権等の設定に基づき貸付けを行った日から2月以内です。

- 1 届出者の生年月日は、贈与税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(2)又は(3)に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合のみ記載してください。
- 2 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 4 相続税の納税猶予の適用を受けている人が「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」の(1)又は(2)に掲げる貸付けにより貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けとなりますので、この届出書ではなく「特定貸付けに関する届出書」により届け出を行ってください。
- 5 この届出書の添付書類は「営農困難時貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 6 相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている次に掲げる人が営農困難時貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った営農困難時貸付けに係る「営農困難時貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過するごとの日までに、贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書を所轄税務署長に提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

税 目	贈与税又は相続税の納税猶予の継続届出書の提出が必要となる人
贈与税	平成6年分以前の贈与につき贈与税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の贈与で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）
相続税	平成17年3月31日以前の相続につき相続税の納税猶予の適用を受けている人で、特例農地等の全部を担保として提供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうちに都市営農農地等が含まれる人を除きます。）

- 7 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があった場合には、原則として耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、新たな営農困難時貸付けを行うか又は自己の農業の用に供し、かつ、所定の届出書を提出しないときには、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の猶予期限が確定します。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次に掲げる表 1 及び表 2 の区分に応じ、それぞれの表に掲げる書類を添付してください。

営農困難時貸付けに関する届出書の提出に当たっては、次の 1 及び 2 に掲げる書類を添付してください。

(表 1) 表 2 に掲げる場合以外の場合

	営農困難時貸付けに関する届出書の「2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」において○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次の①から⑥までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【1】を○で囲んだ人 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が 1 級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
②	【2】を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
③	【3】を○で囲んだ人 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
④	【4】を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 2 級から 1 級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
⑤	【5】を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後にその提出期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
⑥	【6】を○で囲んだ人 市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証するその市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
(2)	届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類
(3)	届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第 3 条第 1 項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合は、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）
④	次に掲げる①又は②の区分に応じそれぞれに掲げる書類
	【届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存在する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 当該特例農地等について、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項第 7 号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けた日後 1 年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類
②	【上記①の場合以外の場合】 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①の事業実施地域に存しない旨を証する市町村長の書類

1 営農困難時貸付けに関する届出書の「2 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項」の「特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。」で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

(1) ①を○で囲んだ人

精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が 1 級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(2) ②を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類

(3) ③を○で囲んだ人

介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

(4) ④を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 2 級から 1 級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類

(5) ⑤を○で囲んだ人

身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類

(6) ⑥を○で囲んだ人

市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

改 正 後

改 正 前

- (表2) 次のいずれかに該当する場合
- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により同意市町村が農用地利用集積計画を定めることができる場合
  - ・ 令和5年3月31日以前に贈与又は相続等により取得した特例適用農地等につき営農困難時貸付けを行った場合

(1)	表1の①に掲げる書類 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次の①及び②に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【①を○で囲んだ人】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下「基盤法等改正法」といいます。）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画につき同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する市町村長の書類
	【②を○で囲んだ人】 イ 届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類 ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類） ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類 (イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA又はBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する市町村長の書類 A 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域 B 基盤法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。） (ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次のA又はBに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれらの地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。） A 上記(イ)のAの地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類 B 上記(イ)のBの区域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた市町村長の書類
(2)	②

- 2 営農困難時貸付けに関する届出書の「3 営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人  
イ ②の貸付けにも該当する場合
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地中間管理機構の書類
  - ・ 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する市町村長の書類
- ロ 上記以外の場合
- ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する農地中間管理機構の書類
  - ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する農業委員会の書類
- (2) ②を○で囲んだ人  
届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法 19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する市町村長の書類
- (3) ③を○で囲んだ人  
イ 届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類  
ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類（届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類）  
ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類  
(イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合  
届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①から②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する市町村長の書類  
① 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域  
② 利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）  
(ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合  
届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①又は②に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類（営農困難時貸付けを行った特例農地等の所



改 正 後

改 正 前

在がこれらの地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。)

① 上記(イ)の①の地域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

② 上記(イ)の②の区域

届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後1年を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

改正後

改正前

**耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書**

令和 年 月 日

税務署  
受付印

〒 \_\_\_\_\_  
税務署長 \_\_\_\_\_

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特別農地等については、令和 年 月 日に 耕作の放棄 賃借権等の消滅 があり、同条 第22項 第28項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所 (居所)	氏名
届出者が 贈与者 又は 被相続人 から農地等を 贈与 又は 相続(遺贈) により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

**2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受けていた者	住所(居所) 又は 本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日 令和 年 月 日	地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日 令和 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
〔事情の経緯〕.....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特別農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 新たな営農困難時貸付けに関する事項**

新たに借り受けた者	住所(居所) 又は 本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特別農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特別農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(2) 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通達日付印の年月日 (捺 印) \_\_\_\_\_ 整理番号 \_\_\_\_\_  
年 月 日

(資 12-111-1-A 4 統一) (令 5.4)

**耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書**

令和 年 月 日

税務署  
受付印

〒 \_\_\_\_\_  
税務署長 \_\_\_\_\_

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特別農地等については、令和 年 月 日に 耕作の放棄 賃借権等の消滅 があり、同条 第22項 第28項 の新たな営農困難時貸付けを行いましたので、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所	氏名
届出者が 贈与者 又は 被相続人 から農地等を 贈与 又は 相続(遺贈) により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

**2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受けていた者	住所(居所) 又は 本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日 令和 年 月 日	地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日 令和 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
〔事情の経緯〕.....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特別農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 新たな営農困難時貸付けに関する事項**

新たに借り受けた者	住所(居所) 又は 本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称
新たに営農困難時貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特別農地等のうち上記の者へ新たに営農困難時貸付けを行った特別農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通達日付印の年月日 (捺 印) \_\_\_\_\_ 整理番号 \_\_\_\_\_  
年 月 日

(資 12-111-1-A 4 統一) (令 3.3)

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときは、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等につき次のA又はBに掲げる新たな営農困難時貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな営農困難時貸付けを行ったごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行ったとき	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行ったとき	新たな営農困難時貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- この届出書で贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この届出書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときは、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について  
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次に掲げる表 1 から表 3 までの区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。

(表 1) 表 2 及び表 3 に掲げる場合以外の場合

(1)	①	障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次の①から⑥までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類 【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が 1 級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が 1 級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
	②	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
	③	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
	④	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 2 級から 1 級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 2 級から 1 級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
	⑤	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人。(④に該当する人を除きます。)] 身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後にその提出期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
	⑥	【贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人】 市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証するその市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
(2)	届出の営農困難時貸付けに係る契約書の写しその他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類	
(3)	届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第 3 条第 1 項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する農業委員会の書類 (届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類)	
(4)	次に掲げる①又は②の区分に応じそれぞれに掲げる書類 【届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 当該特例農地等について、農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 3 項第 7 号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。) のために行う貸付けの申込みを受けた日後 1 月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類	
	②	【上記①の場合以外の場合】 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が上記①の事業実施地域に存しない旨を証する市町村長の書類

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について  
新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書には、次の 1 及び 2 に掲げる書類を添付してください。

- 1 障害、疾病などの事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難な状態であることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。
  - (1) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が 1 級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人  
精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に障害等級が 1 級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
  - (2) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳の交付を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人  
身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類
  - (3) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護区分五の要介護認定を受けた事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人  
介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に介護保険法の規定に規定する要介護認定において要介護区分五の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類
  - (4) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 2 級から 1 級に変更となった事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人  
身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が 2 級から 1 級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類
  - (5) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である障害が新たに身体障害者手帳に記載された事由により特例農地等を自己の農業の用に供することが困難となった人 (4)に該当する人を除きます。)  
身体障害者手帳の写しその他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が 1 級又は 2 級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類
  - (6) 贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けた事由により特例農地等を事故の農業の用に供することが困難となった人  
市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、贈与税又は相続税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として市町村長又は特別区の区長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類

改 正 後

改 正 前

(表2) 新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けにより行われた場合(表3に掲げる場合を除きます。)

(1)	表1の(1)に掲げる書類 次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b>
(2)	【新たな営農困難時貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の2(1)に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b>
③	【上記①及び②に掲げる場合以外の場合】 ・ 届出に係る営農困難時貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>

(表3) 次のいずれかに該当する場合

- ・ 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により同意市町村が農用地利用集積計画を定めることができる場合
- ・ 令和5年3月31日以前に贈与又は相続等により取得した特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合

(1)	表1の(1)に掲げる書類 次の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類
①	【新たな営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われる場合】 ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
②	【新たな営農困難時貸付けが農用地利用集積等促進計画又は農用地利用集積計画の定めるところにより行われる場合】 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> 又はその営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「 <b>基盤法等改正法</b> 」といいます。)による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b>
(2)	【上記①又は②に掲げる場合以外の場合】 イ 届出の営農困難時貸付けに係る <b>契約書の写し</b> その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類 ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する <b>農業委員会の書類</b> (届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類) ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類 (イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次のA及びBに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する <b>市町村長の書類</b> A 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域 B 基盤法等改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。) (ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次のA又はBに掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類(営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれら地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。) A 上記(イ)のAの地域 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書の「3 新たな営農困難時貸付けに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) (1)を○で囲んだ人
- イ (2)の貸付けにも該当する場合
    - ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業(同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。)のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
    - ・ 届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**
  - ロ 上記以外の場合
    - ・ 届出に係る営農困難時貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその営農困難時貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
    - ・ 届出に係る営農困難時貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**

(2) (2)を○で囲んだ人  
届出の営農困難時貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(3) (3)を○で囲んだ人  
イ 届出の営農困難時貸付けに係る**契約書の写し**その他の書類で貸付けの事実及びその貸付けを行った年月日を証する書類  
ロ 届出に係る営農困難時貸付けを行った者が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び許可をした年月日を証する**農業委員会の書類**(届出に係る営農困難時貸付けにつき農業委員会の許可を要しない場合には、許可を要しない旨を証する農業委員会の書類)  
ハ 次に掲げる(イ)又は(ロ)の区分に応じそれぞれに掲げる書類

(イ) 届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合  
届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する**市町村長の書類**

① 都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域  
② 利用権設定等促進事業(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。)を行っている市町村の区域(都市計画法に規定する市街化区域を除きます。)

(ロ) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合  
届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等が存する次の①又は②に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める書類(営農困難時貸付けを行った特例農地等の所在がこれら地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する地域又は区域に係る書類の全てについて提出してください。)

① 上記(イ)の①の地域  
届出に係る営農困難時貸付けを行った特例農地等について、農地中間管理事業の推進に関

## 改 正 後

	<p>けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた<b>農地中間管理機構の書類</b></p> <p>B 上記(イ)のBの区域 届出に係る<b>営農困難時貸付けを行った特例農地等</b>について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた<b>市町村長の書類</b></p>
--	---

(資12-111-3-A4統一) (令5.4)

## 改 正 前

する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**

② 上記(イ)の②の区域

届出に係る**営農困難時貸付けを行った特例農地等**について、農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けた日後1月を経過する日まで届出者から引き続き貸付けの申込みを受けていたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**

改 正 後

改 正 前

**耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書**

令和\_\_年\_\_月\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
届出者 住所 (居所) \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

第70条の4第22項  
第70条の6第28項 において規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、  
令和\_\_年\_\_月\_\_日に耕作の放棄  
賃借権等の消滅 があり、令和\_\_年\_\_月\_\_日に自己の農業  
の用に供しましたので、同条  
第23項  
第28項 の規定により届け出ます。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所 (居所)	氏名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日

**2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 令和	年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成 令和
			至：平成 令和

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。  
(事情の詳細).....

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※ 通達日付印の年月日 (確認) 整理簿番号  
年 月 日 \_\_\_\_\_

※欄は記入しないでください。

**耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書**

令和\_\_年\_\_月\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_  
税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

第70条の4第22項  
第70条の6第28項 において規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、  
令和\_\_年\_\_月\_\_日に耕作の放棄  
賃借権等の消滅 があり、令和\_\_年\_\_月\_\_日に自己の農業  
の用に供しましたので、同条  
第23項  
第28項 の規定により届け出ます。

**1 贈与者又は被相続人等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所	氏名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日

**2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受けていた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称	
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 令和	年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自：平成 令和
			至：平成 令和

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
(事情の詳細).....

上記の耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

**3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項**

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

自己の農業の用に供することが困難な状態でなくなった事情の詳細は、次のとおりです。  
(事情の詳細).....

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※ 通達日付印の年月日 (確認) 整理簿番号  
年 月 日 \_\_\_\_\_

※欄は記入しないでください。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といいます。）を行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のA又はBに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 贈与税について届出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 6 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といいます。）を行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を次のA又はBに掲げる区分に応じた自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

区 分		届出書の提出期限
A	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内
B	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る営農困難時貸付農地等について自己の農業の用に供したとき	自己の農業の用に供した日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

- 1 この届出書で贈与税について届け出をするときは、本文中の「第70条の6第28項」及び「第28項」の文字を、相続税について届け出をするときは、「第70条の4第22項」及び「第23項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この届出書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 5 この届出書には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
- 6 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受ける場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途、承認申請書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。



改 正 後

改 正 前

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付  
農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付  
農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書

税務署 受付印

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 税務署長

申請者 住所 (居所) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け賃借権等の消滅 を行う見込みです。ついては、同条 第23項 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別 措置法施行令 第40条の6第55項 第40条の7第57項 の規定により承認申請します。

1 譲与者又は被相続人等に関する事項

譲与者 被相続人	住所 (居所)	氏名
申請者が 譲与者 から農地等を 譲与 により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	自: 平成 年 月 日 至: 平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 (事情).....	
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)	
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
関与税理士	電話番号

※

通信日付印の年月日 (確認)	整理簿番号
年 月 日	

(資 12-113-1-A 4 統一)(令 5.4)

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和 年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 税務署長

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

租税特別措置法 第70条の4第22項 第70条の6第28項 に規定する営農困難時貸付けを行った下記の特例農地等については、令和 年 月 日に 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな営農困難時貸付け賃借権等の消滅 を行う見込みです。ついては、同条 第23項 第28項 の規定の適用を受けたいので、租税特別 措置法施行令 第40条の6第55項 第40条の7第57項 の規定により承認申請します。

1 譲与者又は被相続人等に関する事項

譲与者 被相続人	住所	氏名
申請者が 譲与者 から農地等を 譲与 により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は名称
営農困難時貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	自: 平成 年 月 日 至: 平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。)  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....  
.....

3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項

新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行うことができない事情 (事情).....	
耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。	
上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)	
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) (1)及び(2)に掲げる貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け	
関与税理士	電話番号

※

通信日付印の年月日 (確認)	整理簿番号
年 月 日	

(資 12-113-1-A 4 統一)(令 3.3)

※欄は記入しないでください。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の6第28項」、「第28項」及び「第40条の7第57項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の4第22項」、「第23項」及び「第40条の6第55項」の文字を二重線で抹消してください。
- この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内です。この承認申請書は、次により記載してください。

- この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第70条の6第28項」、「第28項」及び「第40条の7第57項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第70条の4第22項」、「第23項」及び「第40条の6第55項」の文字を二重線で抹消してください。
- この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- この承認申請書の添付書類は「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から2月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改 正 後

改 正 前

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に  
係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に  
係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな営農困難時貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類その他の書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

次の1から3までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
1	【営農困難時貸付農地等が都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存在する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域に存する場合】 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた <b>農地中間管理機構の書類</b>
2	【営農困難時貸付農地等が利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）に存する場合】 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた <b>市町村長の書類</b>
3	【1及び2に掲げる場合以外の場合】 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が1及び2の地域又は区域に存しない旨を証する <b>市町村長の書類</b>

- 1 (1)を○で囲んだ人
  - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**農地中間管理機構の書類**
- 2 (2)を○で囲んだ人
  - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、申請者から農用地利用集積計画に定めるところにより行われた貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた**市町村長の書類**
- 3 (3)を○で囲んだ人
  - ・ 承認の申請に係る耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等が次の①及び②に掲げる地域又は区域のいずれにも存しない旨を証する**市町村長の書類**
    - ①都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存在する場合におけるその農地中間管理機構の事業実施地域
    - ②利用権設定等促進事業（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転に係るものに限ります。）を行っている市町村の区域（都市計画法に規定する市街化区域を除きます。）

改 正 後

改 正 前

**贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書**

令和 年 月 日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 贈与者等に関する事項**

贈与者	住 所 (居 所)		氏 名	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日			昭 和 平 成	年 月 日

**2 特定貸付けに関する事項**

借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地		氏 名 又は 名 称	
特定貸付け を行った年月日	令和 年 月 日	使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 令和 年 月 日	至: 令和 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

\* 通債日付印の年月日 (融 読) 整理簿番号

\* 年 月 日 \_\_\_\_\_

(資 12-120-5-A 4 統一) (令 5.4)

※欄は記入しないでください。

**贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書**

令和 年 月 日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭 和・平 成 年 月 日

(電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

**1 贈与者等に関する事項**

贈与者	住 所		氏 名	
届出者が贈与者から農地等を贈与により取得した年月日			昭 和 平 成	年 月 日

**2 特定貸付けに関する事項**

借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地		氏 名 又は 名 称	
特定貸付け を行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 令和 年 月 日	至: 令和 年 月 日

上記の者へ特定貸付けを行った農地等の明細は、付表1のとおりです。

上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

\* 通債日付印の年月日 (融 読) 整理簿番号

\* 年 月 日 \_\_\_\_\_

(資 12-120-5-A 4 統一) (令 3.3)

※欄は記入しないでください。

## 改 正 後

(裏)  
記載方法等

- 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合で、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。
- 2 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。
- 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。  
なお、この届出書には付表1がありますので併せて提出してください。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」とおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成6年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成4年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改 正 前

(裏)  
記載方法等

- 1 この届出書は、贈与税の納税猶予の適用を受けている一定の受贈者が、当該納税猶予に係る農地又は採草放牧地の全部又は一部につき次の①又は②に掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、当該特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き贈与税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用します。  
① 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる貸付け  
② 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け
- 2 この届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出してください。
- 3 この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。  
なお、この届出書には付表1がありますので併せて提出してください。
- 4 届出者の生年月日は当該特定貸付けが「2 特定貸付けに関する事項」の「(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け」により行われた場合には記載する必要はありません。
- 5 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」とおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 6 平成6年分以前の贈与で納税猶予の適用を受ける農地等（以下、単に「農地等」といいます。）の全部を担保として供している人（平成4年分以降の贈与で農地等のうちに贈与により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、「贈与税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書

令和\_\_年\_\_月\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長

〒

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項			
被 相 続 人	住 所 (居 所)		氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続(遺贈)により取得した年月日			昭 和 平 成 令 和
			年 月 日
2 特定貸付けに関する事項			
借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地		氏 名 又は 名 称
特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日
上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。			
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
3 令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が有する特例農地等に関する事項			
農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。			
関与税理士		電話番号	

※欄は記入しないでください

通信日付印の年月日	(捺 認)	整理番号
年 月 日		

(資12-120-1-A4統一) (令5.4)

令和\_\_年\_\_月\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長

〒

届出者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項			
被 相 続 人	住 所		氏 名
届出者が被相続人から農地等を相続(遺贈)により取得した年月日			昭 和 平 成 令 和
			年 月 日
2 特定貸付けに関する事項			
借り受けた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地		氏 名 又は 名 称
特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日
上記の者へ特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。			
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			
3 平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が有する特例農地等に関する事項			
農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。			
関与税理士		電話番号	

※欄は記入しないでください

通信日付印の年月日	(捺 認)	整理番号
年 月 日		

(資12-120-1-A4統一) (令3.3)

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この届出書は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合で、次の1又は2に掲げるときに使用します。

- 1 相統税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相統税の納税猶予の適用を受けようとするとき。  
なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。  
また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。
- 2 次のA又はBの場合
  - A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相統税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相統税の納税猶予の適用を受ける場合
  - B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相統税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相統税の納税猶予の適用を受ける場合
 なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。  
また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。
  - (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相統税の申告書の提出期限以前となるとき  
届出書を相統税の申告書に添付して提出します。
  - (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相統税の申告書の提出期限後となるとき  
相統税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。  
なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。
- 3 この届出書には付表1、2の1、2の2及び2の3がありますのでご注意ください。  
なお、付表2の1、2の2及び2の3は、令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相統税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、「相統税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 6 平成30年8月31日以前の相続で特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相統税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成3年1月1日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。
- 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相統税の申告書第12表にも記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この届出書は、次の①又は②に掲げる地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った場合に、次の1又は2に掲げるときに使用します。

- ① 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行われる貸付け
- ② 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け
- 1 相統税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部につき特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地につき引き続き相統税の納税猶予の適用を受けようとするとき。  
なお、この届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出します。  
また、この届出書の提出期限は、特定貸付けを行った日から2月以内です。
- 2 次のA又はBの場合
  - A 農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈により取得をした農地又は採草放牧地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相統税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行った場合に、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相統税の納税猶予の適用を受ける場合
  - B 贈与税の納税猶予の適用を受ける受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、受贈者が贈与税の納税猶予の適用を受ける農地又は採草放牧地について、贈与者の死亡に係る相統税の申告書の提出期限までに特定貸付けを行ったときに、特定貸付けを行った農地又は採草放牧地について相統税の納税猶予の適用を受ける場合
 なお、A及びBともこの届出書は、特定貸付けを行ったごとに作成して提出します。  
また、A又はBに係る届出書の提出方法及び提出期限は、次の(1)又は(2)の区分に応じそれぞれに掲げるとおりです。
  - (1) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相統税の申告書の提出期限以前となるとき  
届出書を相統税の申告書に添付して提出します。
  - (2) 特定貸付けを行った日の翌日から2月を経過する日が相統税の申告書の提出期限後となるとき  
相統税の申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出します。  
なお、この場合には、別途、この届出書を特定貸付けを行った日から2月以内に提出してください。
- 3 この届出書には付表1、2の1、2の2及び2の3がありますのでご注意ください。  
なお、付表2の1、2の2及び2の3は、平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、納税猶予の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 4 この届出書の添付書類は「特定貸付けに関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 5 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が特定貸付けを行った場合には、特例農地等につき初めて行った特定貸付けに係る「相統税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日までに、「相統税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 6 平成30年8月31日以前の相続で特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が特定貸付けを行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相統税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成3年1月1日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。
- 7 2に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相統税の申告書第12表にも記載してください。





## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。
- 3 相続税の納税猶予の特定貸付けを行った人が令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」及び「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」も作成してください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」又は「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、特定貸付けを行ったその特例農地等の面積を記載してください。
- 3 相続税の納税猶予の特定貸付けを行った人が平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」及び「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」も作成してください。



## 改正後

(裏)  
記載方法等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」は、特定貸付けを行った令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」は、特定貸付けを行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。



## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」は、特定貸付けを行った令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。))を除きます。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付けてください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」は、特定貸付けを行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。))を除きます。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付けてください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。



## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」は、特定貸付けを行った令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この「特定貸付けに関する届出書 付表2の3」は、特定貸付けを行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「特定貸付けに関する届出書 付表2の2」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

改 正 後

改 正 前

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧

特定貸付けに関する届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

特定貸付けに関する届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

特定貸付けに関する届出書の「2 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
1	① 【1を○で囲んだ人のうち、次の②及び③に掲げる場合以外の場合】 ・ 届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
	② 【1を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b>
	③ 【1を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b>
	④ 【2を○で囲んだ人】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b>
2	令和5年3月31日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が特定貸付けを行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した <b>市町村長の書類</b> を添付してください。

1 特定貸付けに関する届出書の「2 特定貸付けに関する事項」の「上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- (1) ①を○で囲んだ人
- イ ②の貸付けにも該当する場合
- 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行われたものである旨及びその特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**（贈与税の納税猶予の特定貸付けの特例の適用を受ける場合のみ添付が必要です。）
  - 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**
- ロ 上記以外の場合
- 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
  - 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- (2) ②を○で囲んだ人
- 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

2 平成30年8月31日以前の相続（遺贈）について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの（生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。）を有する人が特定貸付けを行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。



改正後

改正前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長 千

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、  
第70条の6の2第1項 賃借権等の消滅 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、  
令和 年 月 日 耕作の放棄 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、  
第3項 同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。  
第8項

1 贈与者 等に関する事項

贈与者 被相続人	住所 (居所)	氏名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 (遺贈) により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は名称
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自: 平成 年 月 日 至: 平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)  
.....(事情の経緯).....  
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所(居所) 又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は名称
新たな特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	使用貸借による権利又は賃借権の新たな存続期間 自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。  
上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)  
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※ 欄は記入しないでください。

通達日付印の年月日	(捺 印)	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-121-1-A 4 統一) (令 5.4)

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長 千

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - -)

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、  
第70条の6の2第1項 賃借権等の消滅 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、  
令和 年 月 日 耕作の放棄 があり、新たな特定貸付けを行いましたので、  
第3項 同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。  
第8項

1 贈与者 等に関する事項

贈与者 被相続人	住所	氏名
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 (遺贈) により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は名称
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間 自: 平成 年 月 日 至: 平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)  
.....(事情の経緯).....  
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けに関する事項

新たに借り受けた者	住所(居所) 又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名 又は名称
新たな特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の新たな存続期間 自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち上記の者へ新たに特定貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。  
上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)  
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
(2) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※ 欄は記入しないでください。

通達日付印の年月日	(捺 印)	整理簿番号
年 月 日		

(資 12-121-1-A 4 統一) (令 3.3)

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といいます。）を行った特例農地等を「特定貸付け農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付け農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったことに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき  
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内

B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付け農地等について新たな特定貸付けを行ったとき  
新たな特定貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といいます。）を行った特例農地等を「特定貸付け農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付け農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等につき次のA又はBに掲げる新たな特定貸付けを行ったときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

なお、この届出書は新たな特定貸付けを行ったことに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。

A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行ったとき  
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内

B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付け農地等について新たな特定貸付けを行ったとき  
新たな特定貸付けを行った日から2月以内

○ この届出書は、次により記載してください。

1 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。

(1) 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合

イ 賃借権の消滅等があった場合

「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。

ロ 耕作の放棄があった場合

「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。

(2) 相続税の納税猶予の適用を受けている場合

「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。

2 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。

3 この届出書には付表もありますのでご注意ください。

4 この届出書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

5 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

6 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付け農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改 正 後

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次の1から4までに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
1	【(1)を○で囲んだ人のうち、次の2及び3に掲げる場合以外の場合】 ・ 届出に係る特定貸付けを行った年月日を証する <b>農地中間管理機構の書類</b> ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する <b>農業委員会の書類</b>
2	【(1)を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第8項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>公告をした者の書類</b>
3	【(1)を○で囲んだ人のうち、特定貸付けが福島復興再生特別措置法第17条の21に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより行われる場合】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積等促進計画につき福島復興再生特別措置法第17条の20の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>福島県知事の書類</b>
4	【(2)を○で囲んだ人】 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する <b>市町村長の書類</b>

(資12-121-3-A4統一) (令5. 4)

## 改 正 前

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書には、届出書の「3 新たな特定貸付けに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 (1)を○で囲んだ人
  - (1) (2)の貸付けにも該当する場合
    - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。以下同じです。）のために行われたものである旨及びその特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**（贈与税の納税猶予の特定貸付けの特例の適用を受ける場合のみ添付が必要です。）
    - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**
  - (2) 上記以外の場合
    - ・ 届出に係る特定貸付けが農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われたものである旨及びその特定貸付けを行った年月日を証する**農地中間管理機構の書類**
    - ・ 届出に係る特定貸付けについて農地法第3条第1項第14号の2の届出を受理した旨及びその届出を受理した年月日を証する**農業委員会の書類**
- 2 (2)を○で囲んだ人
  - ・ 届出の特定貸付農地等に係る農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告をした旨及びその公告の年月日を証する**市町村長の書類**

(資12-121-3-A4統一)

改正後

改正前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書

税務署 受付印 令和 年 月 日

税務署長 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

届出者 住所(居所) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、  
第70条の6の2第1項 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日に賃借権等の消滅  
耕作の放棄 があり、令和 年 月 日に自己の  
第3項 \_\_\_\_\_  
農業の用に供し、同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。  
第8項 \_\_\_\_\_

**1 贈与者 等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所 (居所)	氏名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日

**2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)			
.....(事項の経緯).....			
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			

**3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項**

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印 令和 年 月 日

税務署長 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、  
第70条の6の2第1項 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日に賃借権等の消滅  
耕作の放棄 があり、令和 年 月 日に自己の  
第3項 \_\_\_\_\_  
農業の用に供し、同条 第5項 の規定の適用を受けますので、同項の規定により届け出ます。  
第8項 \_\_\_\_\_

**1 贈与者 等に関する事項**

贈与者 被相続人	住所	氏名	
届出者が 贈与者 から農地等を 贈与 により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日

**2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項**

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称	
特定貸付けを行った年月日	令和 年 月 日	地上権、永小作権、 使用貸借による権利 又は賃借権の存続期間	自：令和 年 月 日 至：令和 年 月 日
存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)			
.....(事項の経緯).....			
上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。			

**3 自己の農業の用に供した特例農地等に関する事項**

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうち自己の農業の用に供した特例農地等の明細は、付表のとおりです。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しないでください。

※	通債日付印の年月日	(簿 記)	整理簿番号
	年 月 日		

(資 12-122-1-A 4 統一) (令 5.4)

※	通債日付印の年月日	(簿 記)	整理簿番号
	年 月 日		

(資 12-122-1-A 4 統一) (令 3.3)

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

- なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。
- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合  
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき  
自己の農業の用に供した日から2月以内

- この届出書は、次により記載してください。
- 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
    - 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
      - 賃借権の消滅等があった場合  
「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。
      - 耕作の放棄があった場合  
「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。
    - 相続税の納税猶予の適用を受けている場合  
「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。
  - 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
  - この届出書には付表もありますのでご注意ください。
  - この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
  - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
  - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部について、農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を次のA又はBに掲げる自己の農業の用に供したときに引き続き贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けようとするときに使用してください。

- なお、この届出書は自己の農業の用に供した部分ごとに提出します。また、この届出書の提出期限は、次のA又はBに掲げる区分に応じそれぞれに掲げる日です。
- A 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に自己の農業の用に供した場合  
賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内
- B 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日の翌日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、納税地の所轄税務署長に承認の申請をし、承認を受けている場合で、承認に係る特定貸付農地等について自己の農業の用に供したとき  
自己の農業の用に供した日から2月以内

- この届出書は、次により記載してください。
- 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
    - 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
      - 賃借権の消滅等があった場合  
「第70条の6の2第1項」及び「耕作の放棄」の文字を抹消するとともに、上記Aに該当する場合には「第5項」及び「第8項」の文字を、上記Bに該当する場合には「第3項」及び「第8項」の文字を抹消してください。
      - 耕作の放棄があった場合  
「第70条の6の2第1項」、「賃借権等の消滅」、「第3項」及び「第5項」の文字を抹消してください。
    - 相続税の納税猶予の適用を受けている場合  
「第70条の4の2第1項」、「第5項」及び「第8項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」の文字を、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」の文字を抹消してください。
  - 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
  - この届出書には付表もありますのでご注意ください。
  - この届出書には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨を証する農業委員会の書類を添付してください。
  - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合で、引き続き納税猶予の適用を受けるときには、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。
  - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行っていない場合又は自己の農業の用に供していない場合で、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年以内に新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長の承認を受けるときには、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

改正後

改正前

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

申請者 住所(居所) \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 及び 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、  
令和 年 月 日に 賃借権等の消滅 及び 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う  
第4項  
見込みです。ついては、同条 第8項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令  
第40条の6の2第3項 第3項  
第40条の6の2第7項 の規定により承認申請します。  
第40条の7の2第5項

1 贈与者等に関する事項

贈与者 被相続人	住所 (居所)	氏名	
申請者が 贈与者 から農地等を 贈与 (相続) により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)  
.....  
(事情の経緯).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日
--	----------

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情  
(事情).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)  
① 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
② 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

申請日付印の年月日 (確認) 整理番号 \_\_\_\_\_  
年 月 日

※欄は記入しないでください。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

租税特別措置法 第70条の4の2第1項 及び 第70条の6の2第1項 に規定する特定貸付けを行った下記の特例農地等については、  
令和 年 月 日に 賃借権等の消滅 及び 耕作の放棄 があり、同日から1年以内に新たな特定貸付けを行う  
第4項  
見込みです。ついては、同条 第8項 の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令  
第40条の6の2第3項 第3項  
第40条の6の2第7項 の規定により承認申請します。  
第40条の7の2第5項

1 贈与者等に関する事項

贈与者 被相続人	住所	氏名	
申請者が 贈与者 から農地等を 贈与 (相続) により取得した年月日		昭和 平成 令和	年 月 日

2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項

借り受けていた者	住所(居所) 又は本店 (主たる事務所)の所在地	氏名 又は 名称	
特定貸付けを行った年月日	平成 年 月 日	地上権、水小作権、使用貸借による権利又は賃借権の存続期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日

存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。(存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。)  
.....  
(事情の経緯).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等の明細は、付表のとおりです。

3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項

新たな特定貸付けを行う予定年月日 (特例農地等ごとに貸付けを行う予定年月日が異なる場合には特例農地等ごとに付表に記載してください。)	令和 年 月 日
--	----------

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に特定貸付けができない事情  
(事情).....

上記の賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日において、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等のうちこの承認申請書により承認の申請を行う特例農地等の明細は、付表のとおりです。

上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。(該当する番号の全てを○で囲んでください。)  
① 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け  
② 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

申請日付印の年月日 (確認) 整理番号 \_\_\_\_\_  
年 月 日

※欄は記入しないでください。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第7号に掲げる業務を除きます。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定に基づく貸付け（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けを含みます。以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。

- この申請書は、次により記載してください。
- 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
    - 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
 

「第70条の6の2第1項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第3項」、「第8項」、「第40条の6の2第7項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第3項」、「第4項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消してください。
    - 相続税の納税猶予の適用を受けている場合
 

「第70条の4の2第1項」、「第4項」、「第8項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の6の2第7項」の文字を抹消します。
  - 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
  - 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
  - この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
  - この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。
  - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が納税猶予の適用を受けている農地又は採草放牧地の全部又は一部を農地中間管理事業の推進に関する法律又は農業経営基盤強化促進法の規定による一定の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成28年4月1日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「特定貸付け」といい、特定貸付けを行った特例農地等を「特定貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該特定貸付農地等につき賃借権等の消滅又は耕作の放棄（農地について農地法第36条第1項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）があり、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から1年を経過する日までに新たな特定貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受けるときに使用してください。

なお、この承認申請書の提出期限は、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内です。

- この申請書は、次により記載してください。
- 次のとおりこの届出書の本文中の文字を二重線で抹消してください。
    - 贈与税の納税猶予の適用を受けている場合
 

「第70条の6の2第1項」の文字を抹消するとともに、賃借権等の消滅があった場合には「耕作の放棄」、「第3項」、「第8項」、「第40条の6の2第7項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消し、耕作の放棄があった場合には「賃借権等の消滅」、「第3項」、「第4項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の7の2第5項」の文字を抹消してください。
    - 相続税の納税猶予の適用を受けている場合
 

「第70条の4の2第1項」、「第4項」、「第8項」、「第40条の6の2第3項」及び「第40条の6の2第7項」の文字を抹消します。
  - 「2 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった場合に記載してください。
  - 「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな特定貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな特定貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書付表」の所定欄に記載してください。
  - この承認申請書には付表もありますのでご注意ください。
  - この承認申請書の添付書類は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類一覧」のとおりですので、承認申請書に添付して提出してください。
  - 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付けを行っていた特例農地等について、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に新たな特定貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった日から2月以内に、別途「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」又は「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書」の提出が必要です。詳しくは税務署にお尋ねください。

## 改 正 後

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に  
係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」において○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類	
1	【①を○で囲んだ人】 承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類
2	【②を○で囲んだ人】 承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、申請者から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項に規定する農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた市町村長の書類

(資12-123-3-A4統一) (令5.4)

## 改 正 前

「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に  
係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧

賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書には、承認申請書の「3 新たな特定貸付けを行う見込みに関する事項」の「上記の新たな特定貸付けは、次の貸付けにより貸付先を探しています。」で○で囲んだ番号の貸付けにより貸付先を探していることを証する書類として、次に掲げる区分に応じそれぞれに掲げる書類を添付してください。

- 1 ①を○で囲んだ人  
承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、申請者から農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業（同項第5号に掲げる業務を行う事業を除きます。）のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた農地中間管理機構の書類
- 2 ②を○で囲んだ人  
承認の申請に係る賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について、申請者から農用地利用集積計画に定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するその貸付けの申込みを受けた市町村長の書類

(資12-123-3-A4統一)



改正後

改正前

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所(居所)

氏 名

(電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の6の4第2項 第2号 に規定する 認定都市農地貸付け を行った下記の 第3号 農園用地貸付け

特例農地等については同条第1項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所(居所)	氏名
届出者が被相続人から特例農地等を相続(遺贈)により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

2 認定都市農地貸付け等に関する事項

(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 年 月 日	③貸借権等の存続期間 自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

【認定都市農地貸付け】

(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。)

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

上記の②~④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

上記の認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

3 令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。

関与税理士

電話番号

通債日付印の年月日	(捺 印)	整理簿番号
年 月 日		

※欄は記入しなくても構いません。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

届出者 住所(居所)

氏 名

(電話番号 - - )

租税特別措置法第70条の6の4第2項 第2号 に規定する 認定都市農地貸付け を行った下記の 第3号 農園用地貸付け

特例農地等については同条第1項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。

1 被相続人等に関する事項

被相続人	住所(居所)	氏名
届出者が被相続人から特例農地等を相続(遺贈)により取得した年月日		昭和 年 月 日 平成 年 月 日 令和 年 月 日

2 認定都市農地貸付け等に関する事項

(注) 下記の③の貸付けを行った場合、①欄及び③欄の記載は不要であり、②欄には「租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号の貸付規程に基づく最初の貸付けの年月日」を記載して下さい。

①借り受けた者	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地	氏名又は名称
②認定都市農地貸付け等を行った年月日	令和 年 月 日	③貸借権等の存続期間 自: 令和 年 月 日 至: 令和 年 月 日

上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。)

【認定都市農地貸付け】

(1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する認定事業計画に基づく貸付け

【農園用地貸付け】

(2) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」といいます。)の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け

(3) 特定農地貸付法の規定により農業相続人が行う特定農地貸付け(その者が所有する農地で行うものであって、一定の貸付協定を市町村と締結しているものに限ります。)

(4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定都市農地貸付けの用に供されるための貸付け

上記の②~④の貸付けが市民農園整備促進法の規定による認定に係るものである場合(該当する場合には、チェックを入れてください。)

上記の認定都市農地貸付け等を行った特例農地等の明細は、付表1のとおりです。

3 平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人(相続(遺贈)により取得した日において特例農地等のうちに都市営農農地等を有しない農業相続人に限ります。)が有する特例農地等に関する事項

農業相続人が有する特例農地等の取得をした日における当該特例農地等の区分は、付表2の1、同2の2及び同2の3のとおりです。

関与税理士

電話番号

通債日付印の年月日	(捺 印)	整理簿番号
年 月 日		

※欄は記入しなくても構いません。

## 改正後

(裏)  
記載方法等

- この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用します。
  - 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき
  - 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
  - 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
- この届出書の提出方法及び提出期限等は、上記1(1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。
 

なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出が必要です。

  - 上記1(1)に掲げる場合  
この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内に提出してください。
  - 上記1(2)及び(3)に掲げる場合  
次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めるとおりです。
    - 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき  
この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。
    - 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき  
相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。  
なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内に提出してください。
- この届出書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書には付表1、2の1、2の2及び2の3がありますのでご注意ください。
 

なお、付表2の1、2の2及び2の3は、令和5年3月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 上記1(2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。
- この届出書の添付書類は「認定都市農地貸付け等に関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日にまで、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 平成30年8月31日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成3年1月1日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

- この届出書は、次の(1)から(3)までに掲げる場合に使用します。
  - 相続税の納税猶予の適用を受けている人が、納税猶予の適用を受けている特例農地等（生産緑地地区内の農地に限るものとし、生産緑地法の規定による買取りの申出がされたもの及び特定生産緑地の指定の解除がされたものを除きます。）の全部又は一部につき、租税特別措置法第70条の6の4第2項第2号に規定する認定都市農地貸付け又は同項第3号に規定する農園用地貸付け（以下「認定都市農地貸付け等」といいます。）を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った特例農地等につき引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとするとき
  - 農業経営者又は農業相続人の相続人がその農業経営者又は農業相続人から相続（遺贈）により取得をした農地について、農業経営者又は農業相続人の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行った場合において、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
  - 贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、その受贈者が納税猶予の適用を受けている農地等のうち農地について、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに認定都市農地貸付け等を行ったときに、その認定都市農地貸付け等を行った農地について相続税の納税猶予の適用を受けるとき
- この届出書の提出方法及び提出期限等は、上記1(1)から(3)までの区分に応じ、次のとおりとなります。
 

なお、この届出書は、認定都市農地貸付け等を行ったごとに提出が必要です。

  - 上記1(1)に掲げる場合  
この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内に提出してください。
  - 上記1(2)及び(3)に掲げる場合  
次の①又は②の区分に応じそれぞれに定めるとおりです。
    - 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限以前となるとき  
この届出書を相続税の申告書に添付して提出してください。
    - 認定都市農地貸付け等を行った日の翌日から2月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となるとき  
相続税の申告書に「農業相続人が認定都市農地貸付け等を行った貸付都市農地等に関する明細書」を添付して提出します。  
なお、この場合には、別途、この届出書を認定都市農地貸付け等を行った日から2月以内に提出してください。
- この届出書の本文中の「第2号」又は「第3号」及び「認定都市農地貸付け」又は「農園用地貸付け」は、認定都市農地貸付けを行った場合には、「第3号」及び「農園用地貸付け」の文字を、農園用地貸付けを行った場合には、「第2号」及び「認定都市農地貸付け」の文字を二重線で抹消してください。
- この届出書には付表1、2の1、2の2及び2の3がありますのでご注意ください。
 

なお、付表2の1、2の2及び2の3は、平成30年8月31日以前の相続（遺贈）について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が作成します。
- 上記1(2)又は(3)に該当することによりこの届出書を提出するときは、届出書の付表1に記載した農地等を相続税の申告書第12表にも記載してください。
- この届出書の添付書類は「認定都市農地貸付け等に関する届出書の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。
- 平成17年3月31日以前の相続で特例農地等の全部を担保として供している人（平成4年分以降の相続で特例農地等のうち相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれる人を除きます。）が認定都市農地貸付け等を行った場合には、特例農地等につき初めて行った認定都市農地貸付け等に係る「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」を提出した日から3年を経過することの日にまで、「相続税の納税猶予の継続届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 平成30年8月31日以前の相続で特例農地等のうちに相続（遺贈）により取得をした日において都市営農農地等が含まれない人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、納税猶予税額の免除事由のうち「特例農地等の取得に係る相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」の対象となる納税猶予税額については、特例農地等のうち平成3年1月1日において三大都市圏の特定市以外の区域内に所在する市街化区域内農地等（生産緑地地区内の農地等を除きます。）に対応する納税猶予税額部分となります。



## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、1筆の農地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、認定都市農地貸付け等を行ったその特例農地等の面積を記載してください。
- 3 認定都市農地貸付け等を行った人が令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」及び「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」も作成してください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、1筆の農地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、認定都市農地貸付け等を行ったその特例農地等の面積を記載してください。
- 3 認定都市農地貸付け等を行った人が平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人であるときは、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」及び「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」も作成してください。



## 改正後

(裏)  
記載方法等

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」は、認定都市農地貸付け等を行った令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」は、認定都市農地貸付け等を行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等について、1筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。



## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表 2 の 2」は、認定都市農地貸付け等を行った令和 5 年 3 月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等(都市計画法第 8 条第 1 項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。))を除きます。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表 2 の 1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表 2 の 3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表 2 の 2」は、認定都市農地貸付け等を行った平成 30 年 8 月 31 日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等(都市計画法第 8 条第 1 項第 14 号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。))を除きます。)である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表 2 の 1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表 2 の 3」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等である特例農地等について、1 筆の農地又は採草放牧地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。





## 改 正 後

(裏)  
記 載 方 法 等

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」は、認定都市農地貸付け等を行った令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改 正 前

(裏)  
記 載 方 法 等

この「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の3」は、認定都市農地貸付け等を行った平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について納税猶予の適用を受けている農業相続人で、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人が、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について記載します。

なお、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において生産緑地地区内農地等(都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある特例農地等をいいます。以下同じです。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の1」に、特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等(生産緑地地区内農地等を除きます。)である特例農地等については、「認定都市農地貸付け等に関する届出書 付表2の2」に、それぞれ記載します。

- 1 この付表は、「相続税の納税猶予の認定都市農地貸付け等に関する届出書」と一緒に提出してください。
- 2 この付表は、次により記載してください。
  - (1) 「番号」欄は、届出者の有する特例農地等のうち相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等以外の農地等である特例農地等について、1筆の農地、採草放牧地又は準農地ごとに番号を付してください。
  - (2) 「所在場所」欄は、登記簿上の表示に従って、地番まで記載してください。
  - (3) 「地目」欄は、登記簿上の地目を記載してください。
  - (4) 「面積」欄は、その特例農地等の面積を記載してください。

## 改 正 後

## 「認定都市農地貸付け等に関する届出書」の添付書類一覧

認定都市農地貸付け等に関する届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 認定都市農地貸付け等に関する届出書の「2 認定都市農地貸付け等に関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。」において○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ次にそれぞれに定める書類を添付してください。
  - (1)を○で囲んだ人  
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項に規定する申請者が届出の貸付都市農地等に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**の写し
  - (2)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。  
地方公共団体又は農業協同組合が届出の貸付都市農地等における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）第2条第2項に規定する特定農地貸付けにつき特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (3)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。  
農業相続人が届出の貸付けにつき特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びにその承認の申請書に租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定が添付された旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けの年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (4)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。  
地方公共団体又は農業協同組合以外の者が届出の貸付都市農地等における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条に規定する特定都市農地貸付けにつき同法第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (2)から(4)までのいずれかを○で囲んだ人で、□にチェックを入れた人  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類
    - (2)又は(4)を○で囲んだ人  
届出の貸付けに基づき借り受けた人が市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**
    - (3)を○で囲んだ人  
農業相続人が市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに届出の貸付けにつき租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定を市町村又は特別区と締結している旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けの年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**
- 令和5年3月31日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの(生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。)を有する人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

(資12-130-4-A4統一) (令5.4)

## 改 正 前

## 「認定都市農地貸付け等に関する届出書」の添付書類一覧

認定都市農地貸付け等に関する届出書には、次の1及び2に掲げる書類を添付してください。

- 認定都市農地貸付け等に関する届出書の「2 認定都市農地貸付け等に関する事項」の「上記の貸付けは、次の貸付けにより行いました。」で○で囲んだ番号に応じ、その番号の貸付けにより貸付けを行ったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ次にそれぞれに定める書類を添付してください。
  - (1)を○で囲んだ人  
都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項に規定する申請者が届出の貸付都市農地等に係る同項に規定する事業計画につき同項の認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**の写し
  - (2)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。  
地方公共団体又は農業協同組合が届出の貸付都市農地等における特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」といいます。）第2条第2項に規定する特定農地貸付けにつき特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (3)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。  
農業相続人が届出の貸付けにつき特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びにその承認の申請書に租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定が添付された旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けの年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (4)を○で囲んだ人 (5)に該当する人を除きます。  
地方公共団体又は農業協同組合以外の者が届出の貸付都市農地等における都市農地の貸借の円滑化に関する法律第10条に規定する特定都市農地貸付けにつき同法第11条において準用する特定農地貸付法第3条第3項の承認を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人が届出の貸付けを行った年月日を証する**農業委員会の書類**
  - (2)から(4)までのいずれかを○で囲んだ人で、□にチェックを入れた人  
次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類
    - (2)又は(4)を○で囲んだ人  
届出の貸付けに基づき借り受けた人が市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに農業相続人がその貸付けを行った年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**
    - (3)を○で囲んだ人  
農業相続人が市民農園整備促進法第7条第1項又は第5項の規定による認定を受けた旨及びその年月日並びに届出の貸付けにつき租税特別措置法第70条の6の4第2項第3号ロの貸付協定を市町村又は特別区と締結している旨並びに同号ロの貸付規程に基づく最初のその貸付けの年月日を証する**市町村長又は特別区の区長の書類**
- 平成30年8月31日以前の相続(遺贈)について相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人（特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において都市営農農地等を有しない人に限ります。）で、特例農地等のうちに相続(遺贈)により取得をした日において市街化区域内農地等であるもの(生産緑地地区内にある特例農地等を除きます。以下同じです。)を有する人が認定都市農地貸付け等を行った場合には、その特例農地等が同日において市街化区域内農地等であるものである旨及びその特例農地等の明細を記載した**市町村長の書類**を添付してください。

(資12-130-4-A4統一)

改正後

改正前

贈与税の免除届出書

贈与税の免除届出書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_したので、租税特別措置法第70条の4第34項の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第65項の規定により届け出ます。

届出者

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

記

平成\_\_\_\_年分 贈与税

免除を受ける贈与税の額 \_\_\_\_\_円

※欄は記入しないでください。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_したので、租税特別措置法第70条の4第34項の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の6第66項の規定により届け出ます。

届出者

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者との続柄 \_\_\_\_\_ 受贈者 \_\_\_\_\_

記

平成\_\_\_\_年分 贈与税

免除を受ける贈与税の額 \_\_\_\_\_円

※欄は記入しないでください。

関与税理士	電話番号
-------	------

関与税理士	電話番号
-------	------

電子整理簿	帳簿	整理簿番号
印		

電子整理簿	帳簿	整理簿番号
印		

## 改正後

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

## 1 届出書を提出する人

- (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人
- (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

## 2 記載方法等

- (1) 本文の「令和 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「令和〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。
- (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

## 改正前

(裏)  
記載方法等

この届出書は、贈与税の納税猶予を受けている人などの死亡等により納税猶予額の免除を受ける場合に使用してください。

## 1 届出書を提出する人

- (1) 贈与をした人が死亡したとき……納税猶予を受けている人
- (2) 納税猶予を受けている人が死亡したとき……①特例農地等を贈与した人、又は②死亡した人の相続人と包括受遺者

## 2 記載方法等

- (1) 本文の「令和 年 月 日に 」欄には、免除事由の生じた年月日と免除事由等を例えば「令和〇〇年〇月〇日に贈与者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地甲野一郎が死亡」のように記載してください。
- (2) 「贈与者との続柄」欄は、上記1の(1)及び(2)の各項目の場合の該当者を「贈与者」のうちから選んで○で囲み、空欄には、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

改正後

改正前

贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書（一般措置）

贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書（一般措置）

税務署 委任印 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7第1項 贈与税  
租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいため、次に掲げる税額等  
第70条の7の4第1項  
第9項  
について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。  
第8項

税務署 委任印 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7第1項 贈与税  
租税特別措置法 第70条の7の2第1項 の規定による 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいため、次に掲げる税額等  
第70条の7の4第1項  
第9項  
について確認し、同条 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。  
第8項

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

非上場株式等の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった	平成 ____年____月____日
贈与者 住所 被相続人	氏名

非上場株式等の 贈与を受けた 年月日 相続(遺贈)があった	平成 ____年____月____日
贈与者 住所 被相続人	氏名

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_円
- 3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 平成 \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_円
- 3 1の報告基準日において有する対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・	・	株(口・円)
ロ	・	・	株(口・円)

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ	・	・	株(口・円)
ロ	・	・	株(口・円)

4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 \_\_\_\_\_

4 認定(贈与・相続)承継会社の名称 \_\_\_\_\_

5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

5 1の報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の明細書(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

【添付書類】 認定(贈与・相続)承継会社に係る報告基準日における次に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
- ③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。 )又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。 )の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
- ④ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合は、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑤ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

- ① 定款の写し
- ② 株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
- ③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第2項(同条第14項において準用する場合を含みます。 )又は同条第4項(同条第15項において準用する場合を含みます。 )の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
- ④ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から報告基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
- ⑤ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4に掲げる書類

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

(注) 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日			

※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日			

改正後

(裏)  
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税額を引き続き受けたい官税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方
    - イ 経営（贈与）承継期間<sup>(第11)</sup>の場合 第一種（贈与）基準日<sup>(第12)</sup>の翌日から5か月を経過する日
    - ロ 経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予申請税額に相当する贈与税・相続税の全部についての猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日<sup>(第13)</sup>の翌日から3か月を経過する日
  - (注1) 「経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者の最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
  - (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式会社等」についての贈与税・相続税の納税額予及び免除の適用に係る最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。
  - (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。
- (2) 経営相続承継期間<sup>(第14)</sup>の場合 第一種相続基準日<sup>(第15)</sup>の翌日から5か月を経過する日
- イ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予申請税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日<sup>(第16)</sup>の翌日から3か月を経過する日
  - (注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
  - (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（経営承継者が「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式会社等について「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。
  - (注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式会社等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与<sup>(第9)</sup>により取得したものである場合（報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式会社等の内訳等につき変更があった場合に限り、）に記載してください。  
※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号に規定する贈与をいいます。
- 3 「経営承継者」とは、イ「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
ロ「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。  
ハ「非上場株式会社等」の贈与者が死亡した場合の相続税の納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。（提出書類）  
① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し<sup>(第17)</sup>  
② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）  
イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、）  
ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し<sup>(第18)</sup>  
(第1) ①の書類は、最初の「非上場株式会社等」についての贈与税・相続税の納税額予及び免除の適用に係る贈与又は相続に係る贈与又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。  
(第2) ②の書類は、(第1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正前

(裏)  
記載方法等

- 1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税額を引き続き受けたい官税務署長に届け出る必要があります。
- (1) 非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項・同法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方
    - イ 経営（贈与）承継期間<sup>(第11)</sup>の場合 第一種（贈与）基準日<sup>(第12)</sup>の翌日から5か月を経過する日
    - ロ 経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予申請税額に相当する贈与税・相続税の全部についての猶予期限が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日<sup>(第13)</sup>の翌日から3か月を経過する日
  - (注1) 「経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①経営承継者の最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は経営承継者若しくは経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
  - (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式会社等」についての贈与税・相続税の納税額予及び免除の適用に係る最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。
  - (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。
- (2) 経営相続承継期間<sup>(第14)</sup>の場合 第一種相続基準日<sup>(第15)</sup>の翌日から5か月を経過する日
- イ 経営相続承継期間の末日の翌日から猶予申請税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間 第二種相続基準日<sup>(第16)</sup>の翌日から3か月を経過する日
  - (注4) 「経営相続承継期間」とは、「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①経営承継者の最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②経営承継者の最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開始した場合における当該相続の開始の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
  - (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（経営承継者が「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除の適用を受ける前に認定相続承継会社の非上場株式会社等について「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。
  - (注6) 「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過するごとの日をいいます。
- 2 3の【非上場株式会社等の内訳等】欄は、報告基準日において経営承継者が有する非上場株式会社等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与<sup>(第9)</sup>により取得したものである場合（報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に非上場株式会社等の内訳等につき変更があった場合に限り、）に記載してください。  
※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号に規定する贈与をいいます。
- 3 「経営承継者」とは、イ「非上場株式会社等」についての贈与税の納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
ロ「非上場株式会社等」についての相続税の納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。  
ハ「非上場株式会社等」の贈与者が死亡した場合の相続税の納税額予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。（提出書類）  
① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し<sup>(第17)</sup>  
② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）  
イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限り、）  
ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し<sup>(第18)</sup>  
(第1) ①の書類は、最初の「非上場株式会社等」についての贈与税・相続税の納税額予及び免除の適用に係る贈与又は相続に係る贈与又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。  
(第2) ②の書類は、(第1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書（特例措置）

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

届出者 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7の5第1項 贈与税  
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による の納税の猶予を引き続いて受けたいので、  
第70条の7の8第1項 相続税

第6項  
次に掲げる税額等について確認し、同条 第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。  
第6項

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

届出者 住所

氏名 (電話番号 - -)

第70条の7の5第1項 贈与税  
租税特別措置法 第70条の7の6第1項 の規定による の納税の猶予を引き続いて受けたいので、  
第70条の7の8第1項 相続税

第6項  
次に掲げる税額等について確認し、同条 第7項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。  
第6項

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

非上場株式等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

非上場株式等の贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

この届出書は、特例認定(贈与・相続)承継会社、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成 年 月 日
- 2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 円
- 3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 株(口・円)

- 1 経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。) 平成 年 月 日
- 2 1の基準日における猶予中 贈与税 額 円
- 3 1の基準日において有する特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の数又は金額 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ			株(口・円)
ロ			株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の記載方法等の「2」をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額
イ			株(口・円)
ロ			株(口・円)

- 4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称
  - 5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の中細書(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。
- 【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類
- ① 定款の写し
  - ② 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
  - ③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
  - ④ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第5号、同規則第23条の12の3第17項第5号(同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含みます。.)の規定に該当する場合(裏面の4参照)には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し
  - ⑤ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
  - ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類
- (注) 基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

- 4 特例認定(贈与・相続)承継会社の名称
  - 5 1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に、特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合、差額免除・追加免除に係る贈与税・相続税額の通知があった場合又は再計算免除贈与税・相続税額の通知があった場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額、差額免除・追加免除により免除された猶予中贈与税額・相続税額又は再計算免除贈与税・相続税額の中細書(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。
- 【添付書類】 特例認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類
- ① 定款の写し
  - ② 株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
  - ③ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項、第22項、第24項若しくは第26項において準用する同条第2項又は同規則第12条第20項、第23項、第25項若しくは第27項において準用する同条第4項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し
  - ④ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日であり、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第17項第5号、同規則第23条の12の3第17項第5号(同規則第23条の12の5第15項において準用する場合を含みます。.)の規定に該当する場合(裏面の4参照)には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第20条第3項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第14項の確認書の写し
  - ⑤ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日(基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日の場合は、贈与税・相続税の申告書の提出期限)の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
  - ⑥ 基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5に掲げる書類
- (注) 基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合は③の書類の提出は必要ありません。

関与税理士

電話番号

関与税理士

電話番号

通債目付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日			

通債目付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日			



改正後

改正前

(裏)  
記載方法等

(裏)  
記載方法等

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税額を引続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1 次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税・相続税の納税額を引続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
  - イ 特例経営（贈与）承継期間<sup>(※1)</sup>の場合 第一種（贈与）基準日<sup>(※2)</sup>の翌日から5か月を経過する日
  - ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期間が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日<sup>(※3)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税額引及び免除の特例の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- (1) 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項・同法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方
  - イ 特例経営（贈与）承継期間<sup>(※1)</sup>の場合 第一種（贈与）基準日<sup>(※2)</sup>の翌日から5か月を経過する日
  - ロ 特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税・相続税額に相当する贈与税・相続税の全部についてその猶予期間が確定するまでの期間 第二種（贈与）基準日<sup>(※3)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- (注1) 「特例経営（贈与）承継期間」とは、贈与税・相続税の申告書の提出期限の翌日から、①特例経営承継者又は特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日又は特例経営承継者しくは特例経営承継者に係る贈与者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注2) 「第一種（贈与）基準日」とは、「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税額引及び免除の特例の適用を受ける最初の贈与税・相続税の申告書の提出期限（提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注3) 「第二種（贈与）基準日」とは、特例経営（贈与）承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方
  - イ 特例経営相続承継期間<sup>(※4)</sup>の場合 第一種相続基準日<sup>(※5)</sup>の翌日から5か月を経過する日
  - ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期間が確定するまでの期間 第二種相続基準日<sup>(※6)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与の日の属する年の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開示した場合における当該相続の開示の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税額引及び免除の特例の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

- (2) 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方
  - イ 特例経営相続承継期間<sup>(※4)</sup>の場合 第一種相続基準日<sup>(※5)</sup>の翌日から5か月を経過する日
  - ロ 特例経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期間が確定するまでの期間 第二種相続基準日<sup>(※6)</sup>の翌日から3か月を経過する日
- (注4) 「特例経営相続承継期間」とは、「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から①特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与の日の属する年の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と②特例経営承継者の最初の「非上場株式等」についての相続税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までの間に当該贈与に係る贈与者について相続が開示した場合における当該相続の開示の日から①と②のいずれか早い日又は当該贈与に係る特例経営承継者の死亡の日の前日のいずれか早い日までの期間をいいます。
- (注5) 「第一種相続基準日」とは、贈与税の申告書の提出期限（特例経営承継者が「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例の適用を受ける前に特例認定相続承継会社の非上場株式等について「非上場株式等」についての相続税の納税額引及び免除の特例の適用を受けている場合には、相続税の申告書の提出期限をい、これらの提出期限の延長があった場合には、延長後の提出期限）の翌日から起算して1年を経過することの日をいいます。
- (注6) 「第二種相続基準日」とは、特例経営相続承継期間の末日の翌日から3年を経過することの日をいいます。

2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与<sup>(※)</sup>により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日まで間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り、）に記載してください。  
※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。

2 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、基準日において特例経営承継者が有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与<sup>(※)</sup>により取得したものである場合（基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日まで間に非上場株式等の内訳等につき変更があった場合に限り、）に記載してください。  
※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。

- 3 「特例経営承継者」とは、イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- 3 「特例経営承継者」とは、イ 「非上場株式等」についての贈与税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- ロ 「非上場株式等」についての相続税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税額引及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

4 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に規定する雇用確保要件を満たさなかった場合をいいます。

5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日まで間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

5 基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日まで間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

(提出書類)

(提出書類)

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し<sup>(※1)</sup>
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
  - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
  - ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し<sup>(※2)</sup>
- (※1) ①の書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②の書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

- ① 合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し<sup>(※1)</sup>
- ② 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。）
  - イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
  - ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第21項又は第30項において準用する同条第9項又は第10項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し<sup>(※2)</sup>
- (※1) ①の書類は、最初の「非上場株式等」についての贈与税・相続税の納税額引及び免除の特例の適用に係る贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。
- (※2) ②の書類は、(※1)のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

改正後

改正前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入力欄	
租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 第40条の8の2第42項の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店所在地 (変更前)		
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 <sup>(注1)</sup>		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	事由
※ 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項等を記載してください。			
報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資質保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。なお、該当する場合は印刷から印刷までの記載は不要です。)		□	
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 直前の事業年度末における準備金の額		円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円	
④ 直前の事業年度における総収入金額		円	
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 <sup>(注2)</sup>		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	m
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n
	事業の用に供することを目的として有するもの	e	n
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末(以前5年間に支払われたもの) <sup>(注3)</sup> )	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	
	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円	
⑨ 特定資産の保有割合 <sup>(注4)</sup> (⑦)/(⑧+⑨)	%	⑩ 特定資産の運用収入割合 <sup>(注5)</sup> (⑩)/(⑩+⑪)	%
⑪ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第22項ただし書に規定する場合 <sup>(注4)</sup> 又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合 <sup>(注5)</sup> に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)			
有 <sup>(注6)</sup>		無	

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙(一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合)」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入力欄	
租税特別措置法施行令 第40条の8第36項 第40条の8の2第42項の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店所在地 (変更前)		
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額 <sup>(注1)</sup>		① 直前の事業年度	② 2期前の事業年度
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日		事実発生日	事由
※ 報告基準日が最初の「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予及び免除の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等」についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項等を記載してください。			
報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資質保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」に印を記入してください。なお、該当する場合は印刷から印刷までの記載は不要です。)		□	
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 直前の事業年度末における準備金の額		円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額		円	
④ 直前の事業年度における総収入金額		円	
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 <sup>(注2)</sup>		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	m
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	n
	事業の用に供することを目的として有するもの	e	n
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p
⑥ 剰余金の配当等の額(基準日の直前の事業年度末(以前5年間に支払われたもの) <sup>(注3)</sup> )	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	
	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)		円	
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)		円	
⑨ 特定資産の保有割合 <sup>(注4)</sup> (⑦)/(⑧+⑨)	%	⑩ 特定資産の運用収入割合 <sup>(注5)</sup> (⑩)/(⑩+⑪)	%
⑪ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合 <sup>(注4)</sup> 又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合 <sup>(注5)</sup> に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)			
有 <sup>(注6)</sup>		無	

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙(一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合)」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

※ 欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

※ 欄には記載しないでください。この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

## 改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、  
 イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。  
 ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。  
 ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。

- 3 「経営承継者」とは、  
 イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。  
 ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、  
 イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。  
 ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。<sup>(\*)</sup>以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

## 改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、  
 イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。  
 ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。  
 ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。

- 3 「経営承継者」とは、  
 イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。  
 ハ 「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、  
 イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。  
 ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(注1) 報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。<sup>(\*)</sup>以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。

※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続（遺贈）により取得した非上場株式会社等について、納税猶予の適用を受けた方（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。）については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。

(注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

(注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

(注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

(注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

改正前

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		人 力 費 用	
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。		租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。	
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(第1)		① 直前の事業年度	円
		② 2期前の事業年度	円
		③ 3期前の事業年度	円
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。この直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に経営の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合は、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由	

※ 報告基準日が最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第2項において準用する同令第40条の8の6第4項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号からハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号からハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「○」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は欄から印欄までの記載は不要です。)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 直前の事業年度末における準備金の額		円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている債権価額の総額		円	
④ 直前の事業年度における総収入金額		円	
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(第2)	帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	m
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o
	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p
⑥ 剰余金の配当等の額(報告基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(第3)	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	
	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第24条又は第30条の規定により損金の額に算入されない金額	i	
⑦ 上記⑥及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)			円
⑧ 上記⑥の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)			円
⑨ 特定資産の保有割合(⑦/(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧/⑦)	%

⑨ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書き若しくは同令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8の2第28項ただし書きに規定する場合(第4)又は同令第40条の8の5第19項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書き若しくは同令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書きに規定する場合(第5)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		人 力 費 用	
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。		租税特別措置法施行令 第40条の8の5第20項 第40条の8の6第27項 の規定による継続届出書の提出における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。	
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額(第1)		① 直前の事業年度	円
		② 2期前の事業年度	円
		③ 3期前の事業年度	円
経営(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。この直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に経営の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合は、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由	

※ 報告基準日が最初の「非上場株式会社等」についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等」についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細を記載してください。

報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第2項において準用する同令第40条の8の6第4項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号からハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号からハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「○」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は欄から印欄までの記載は不要です。)

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額		円	
② 直前の事業年度末における準備金の額		円	
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている債権価額の総額		円	
④ 直前の事業年度における総収入金額		円	
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(第2)	帳簿価額	運用収入	
有価証券	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	j
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	k
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	l
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	m
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	o
	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	p
⑥ 剰余金の配当等の額(報告基準日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)(第3)	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	
	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第24条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	
⑦ 上記⑥及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)			円
⑧ 上記⑥の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)			円
⑨ 特定資産の保有割合(⑦/(③+⑥))	%	⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧/⑦)	%

⑨ 報告基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書き若しくは同令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8の2第28項ただし書きに規定する場合(第4)又は同令第40条の8の5第19項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書き若しくは同令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書きに規定する場合(第5)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(特例措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

※ 欄には記載しないください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与・相続税の納税猶予の継続届出書(特例措置)と一緒に提出してください。

※ 欄には記載しないください。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与・相続税の納税猶予の継続届出書(特例措置)と一緒に提出してください。

## 改正後

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
  - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
  - ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1) 報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。
- (注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。
- (注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。
- (注6) この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の2及び第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。

## 改正前

(裏)

- 1 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
- 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
- 3 「特例経営承継者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
  - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
  - ハ 「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
- イ 「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
  - ロ 「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方又は「非上場株式会社等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は第40条の8の8第2項において準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1) 報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。以下同じです。）のみを①欄に記載し、報告基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③までの各欄に記載してください。
- (注2) 「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注3) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時前に支給されたものを除きます。
- (注4) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書 （一般措置）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は 運用収入割合が基準割合以上となった場合】	受贈者、相続人 （受遺者）の氏名	入力	確認
	贈与者、被相続人の氏名	※	※
	認定（贈与・相続）承継会社の名称		

認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書 （一般措置）別紙 【一定の事由により特定資産の保有割合又は 運用収入割合が基準割合以上となった場合】	受贈者、相続人 （受遺者）の氏名	入力	確認
	贈与者、被相続人の氏名	※	※
	認定（贈与・相続）承継会社の名称		

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
ロ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
（令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
（令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）

(3) 事由の詳細

(3) 事由の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_ %  
運用収入

(1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_ %  
運用収入

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
（令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
（令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日）

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注)1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日<sup>(注6)</sup>（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

(注)1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日<sup>(注6)</sup>（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。

- イ 1(4)の期限から2か月を経過する日
- ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

- イ 1(4)の期限から2か月を経過する日
- ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となるときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となるときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

## 改正後

## 記載方法等

この明細書別紙は、経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法第70条の7第9項、第70条の7の2第10項又は第70条の7の4第8項の規定により継続届出書を提出するときにおいて、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

## 改正前

## 記載方法等

この明細書別紙は、経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が、租税特別措置法第70条の7第9項、第70条の7の2第10項又は第70条の7の4第8項の規定により継続届出書を提出するときにおいて、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改正後

改正前

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

Table with 4 columns: 受贈者、相続人（受遺者）の氏名, 贈与者、被相続人の氏名, 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称, 入力, 確認

1 一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定(第3、4、5)

Table with 2 rows (イ, ロ) and 2 columns (【保有割合】, 【運用収入割合】) for tax measures.

(2) 事由の生じた年月日 ((1)ロの場合はその事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) 事由の詳細
書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限\* 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
(注) 1イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%
(2) (1)の割合に減少させた年月日 ((1)ロの場合は事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細
書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が特例経営（贈与・相続）報告基準日(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。
この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。
イ 1(4)の期限から2か月を経過する日
ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となるときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）別紙
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

Table with 4 columns: 受贈者、相続人（受遺者）の氏名, 贈与者、被相続人の氏名, 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称, 入力, 確認

1 一定の事由により特定資産の保有割合(注1)又は運用収入割合(注2)が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定(第3、4、5)

Table with 2 rows (イ, ロ) and 2 columns (【保有割合】, 【運用収入割合】) for tax measures.

(2) 事由の生じた年月日 ((1)ロの場合はその事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) 事由の詳細
書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限\* 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
(注) 1イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日の、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%
(2) (1)の割合に減少させた年月日 ((1)ロの場合は事業年度) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細
書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が経営（贈与・相続）報告基準日(注6)（以下「報告基準日」といいます。）後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。
この場合には、次のうちいずれか遅い日までに「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」を提出してください。
イ 1(4)の期限から2か月を経過する日
ロ 当該報告基準日に係る継続届出書の届出期限

なお、上記の場合であっても、この明細書の提出の時に2の事項の記載が可能となるときは、上記にかかわらず、この明細書の提出に当たり2の事項の記載をすることにより「特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書」の提出に代えて差し支えありません。

2 1(4)の期限までに特定資産の保有割合又は運用収入割合を基準割合未満に減少させることができなかった場合には、その期限の翌日から2か月を経過する日をもって、納税猶予税額が確定します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。



## 改 正 後

## 記載方法等

この明細書別紙は、特例経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法第70条の7の5第6項、70条の7の6第7項又は第70条の7の8第6項の規定により継続届出書を提出するときに、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（特例措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

- ※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額  
 B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額  
 C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。
- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「特例経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「特例経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「特例経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「特例経営相続報告基準日」をいいます。
- 7 この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。

## 改 正 前

## 記載方法等

この明細書別紙は、経営（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）が最初の「非上場株式会社等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式会社等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法第70条の7の5第6項、70条の7の6第7項又は第70条の7の8第6項の規定により継続届出書を提出するときに、当該報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（一般措置）」とともに継続届出書に添付して提出してください。

(注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

- ※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額  
 B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額  
 C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。
- 5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。
- 6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 後

改 正 前

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署  
受付印

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

\_\_\_\_税務署長

〒  
届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

〒  
届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合<sup>(R1)</sup>、  
特定資産の運用収入割合<sup>(R2)</sup>を基準割合未満に減少  
第23条の9第28項  
させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。  
第23条の12第9項

下記の認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合<sup>(R1)</sup>、  
特定資産の運用収入割合<sup>(R2)</sup>を基準割合未満に減少  
第23条の9第28項  
させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の10第26項 の規定により下記のとおり届け出ます。  
第23条の12第9項

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

1 認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

2 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

3 該当規定<sup>(R3、4)</sup>

3 該当規定<sup>(R3、4)</sup>

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】 %
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書 【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】 %

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 )

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 )

5 3の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

5 3の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

- (1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%
- 運用収入 \_\_\_\_\_%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 )
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

- (1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%
- 運用収入 \_\_\_\_\_%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 )
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士	電話番号				
※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税額調整番号	
	年 月 日				

(資12②-14-3-A 4統一) (令6.0)

関与税理士	電話番号				
※	通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税額調整番号	
	年 月 日				

(資12②-14-3-A 4統一) (令6.0)

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

## 改正後

(裏)

1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

$$\frac{A+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

## 改正前

(裏)

1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者（以下「経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（同令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の2第2項第7号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の4第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

$$\frac{A+C}{A+C}$$

※A＝当該認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>を基準割合未満に減少させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。

第23条の12の2第20項  
第23条の12の3第20項  
第23条の12の5第17項

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記の特例認定（贈与・相続）承継会社について、特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>を基準割合未満に減少させましたので、租税特別措置法施行規則 第23条の12の3第20項 の規定により下記のとおり届け出ます。

第23条の12の2第20項  
第23条の12の3第20項  
第23条の12の5第17項

- 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_
- 2 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_
- 2 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

3 該当規定<sup>(注3、4)</sup>

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

3 該当規定<sup>(注3、4)</sup>

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

4 3の事由が生じた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

5 3の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

5 3の割合を減少すべき期限<sup>\*</sup> \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、3の割合を減少すべき期限となります。

- 6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項
- (1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細 \_\_\_\_\_

- 6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項
- (1) 減少後の保有割合 \_\_\_\_\_%
- (2) (1)の割合に減少させた年月日（3(2)の場合は事業年度） \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 ~ \_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)
- (3) (1)の割合に減少させた事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士	電話番号		
通達日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税額千整理番号
※ 年 月 日			

(資12②-39-3-A 4統一) (令5.6)

関与税理士	電話番号		
通達日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税額千整理番号
※ 年 月 日			

(資12②-39-3-A 4統一) (令4.6)

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

## 改正後

(裏)

1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額  
B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額  
C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。

## 改正前

(裏)

1 この届出書は、経営（贈与・相続）報告基準日が最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日と最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が継続届出書を提出するに当たり、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は特定資産の運用収入が75%以上となった場合（租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に該当していたときにおいて、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が当該継続届出書に係る経営（贈与・相続）報告基準日後に到来するものであったときに、特例経営承継者が、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させた場合に提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が当該継続届出書の提出期限前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額  
B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額  
C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）

非上場株式等についての贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）

税務署  
受付印

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_ 税務署長  
 \_\_\_\_\_ 年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 田に 贈与者 受贈者 (氏名: \_\_\_\_\_) 相続人等  
 (住所: \_\_\_\_\_) が死亡し、租税特別措置法  
 第70条の7第15項第\_\_号  
 第70条の7の2第16項第1号の規定により次の贈与税を免除されたいので届け出ます。  
 第70条の7の4第12項

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 \_\_\_\_\_ 税務署長  
 \_\_\_\_\_ 年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 田に 贈与者 受贈者 (氏名: \_\_\_\_\_) 相続人等  
 (住所: \_\_\_\_\_) が死亡し、租税特別措置法  
 第70条の7第15項第\_\_号  
 第70条の7の2第16項第1号の規定により次の贈与税を免除されたいので届け出ます。  
 第70条の7の4第12項

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。  
 〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者 受贈者との続柄 \_\_\_\_\_ 相続人等

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。  
 〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者 受贈者との続柄 \_\_\_\_\_ 相続人等

- 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与を受けた相続(遺贈)があった 年月日 \_\_\_\_\_ 年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 死亡日の直前における猶予中贈与税額 \_\_\_\_\_ 円
- 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_ 株(口・円)

- 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与を受けた相続(遺贈)があった 年月日 \_\_\_\_\_ 年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 死亡日の直前における猶予中贈与税額 \_\_\_\_\_ 円
- 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_ 株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(4)をご覧ください。

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者から贈りを受けた非上場株式等の数又は金額(単位:株(口・円))	
			①死亡日の直前	②死亡日の後(②・③)
イ	・	・		
ロ	・	・		
ハ	・	・		

贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者から贈りを受けた非上場株式等の数又は金額(単位:株(口・円))	
			①死亡日の直前	②死亡日の後(②・③)
イ	・	・		
ロ	・	・		
ハ	・	・		

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円  
 ※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円  
 ※ 租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

死亡した贈与者から贈りを受けた非上場株式等の数又は金額(注1) \_\_\_\_\_ 株(口・円)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 \_\_\_\_\_ (円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 \_\_\_\_\_ 株(口・円) = 免除を受ける贈与税額(注2) \_\_\_\_\_ (円)

→ この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

死亡した贈与者から贈りを受けた非上場株式等の数又は金額(注1) \_\_\_\_\_ 株(口・円)

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 \_\_\_\_\_ (円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 \_\_\_\_\_ 株(口・円) = 免除を受ける贈与税額(注2) \_\_\_\_\_ (円)

→ この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「①免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「②免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。  
 2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「①免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「②免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。  
 2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

5 贈与者 被相続人 の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までに関し経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

6 死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡日までに関し経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

## 改正後

(英)

## 1 届出書を提出する人

贈与者<sup>(第11)</sup>、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(第2・3)</sup>。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に定める者に認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限り。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限り。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

## 2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税・相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

第70条の7第15項第\_\_号  
 なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、第70条の7の4第12項  
 この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第15項第1号
② 贈与者が死亡した場合	第70条の7第15項第2号

- (2) 本文の「\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者（氏名：\_\_）（住所：\_\_）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。  
 贈与者  
 相続人等

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与<sup>(第9)</sup>により取得をしたものである場合に記載してください。  
 この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。  
 (注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。  
 ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号に規定する贈与をいいます。

## 3 「経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。  
 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

## 改正前

(英)

## 1 届出書を提出する人

贈与者<sup>(第11)</sup>、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合には、経営承継受贈者、経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、経営承継相続人等の相続人又は経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(第2・3)</sup>。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8第5項に定める者に認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限り。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限り。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

## 2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税・相続税」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

第70条の7第15項第\_\_号  
 なお、「第70条の7の2第16項第1号」の箇所について、租税特別措置法第70条の7第15項の規定に基づき、第70条の7の4第12項  
 この届出書を提出する場合には、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第70条の7第15項第1号
② 贈与者が死亡した場合	第70条の7第15項第2号

- (2) 本文の「\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者（氏名：\_\_）（住所：\_\_）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。  
 贈与者  
 相続人等

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与<sup>(第9)</sup>により取得をしたものである場合に記載してください。  
 この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。  
 (注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。  
 ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第6号に規定する贈与をいいます。

## 3 「経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。  
 ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）

税務署 受付印
税務署長
令和 年 月 日
贈与者 受贈者 (氏名: )
相続人等
(住所: )が死亡し、租税特別措置法
第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第 号
第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
の規定により、次の贈与税を
免除されたいので届け出ます。

税務署 受付印
税務署長
令和 年 月 日
贈与者 受贈者 (氏名: )
相続人等
(住所: )が死亡し、租税特別措置法
第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第 号
第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第1号
の規定により、次の贈与税を
免除されたいので届け出ます。

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。
〒
住所 氏名
贈与者 受贈者との続柄
相続人等
1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)
の贈与を受けた 年月日 年 月 日
2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額
相続税 額
3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額
株 (口・円)

【届出者】※書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。
〒
住所 氏名
贈与者 受贈者との続柄
相続人等
1 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)
の贈与を受けた 年月日 年 月 日
2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額
相続税 額
3 死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額
株 (口・円)

Table with 4 columns: 贈与年月日, 贈与者の氏名, 贈与者の住所, 左記の贈与者から贈りを受けた非上場株式等の数又は金額 (単位:株(口・円)). Rows include ④死亡日の直前, ⑤免除を受ける株式等, ⑥死亡日の後の株式等.

Table with 4 columns: 贈与年月日, 贈与者の氏名, 贈与者の住所, 左記の贈与者から贈りを受けた非上場株式等の数又は金額 (単位:株(口・円)). Rows include ④死亡日の直前, ⑤免除を受ける株式等, ⑥死亡日の後の株式等.

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額
※ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額
※ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定により贈与税の免除を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し記載してください。

Calculation formula: 上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」(円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」(株(口・円)) = 免除を受ける贈与税額(円)

Calculation formula: 上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」(円) × 上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」(株(口・円)) = 免除を受ける贈与税額(円)

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑥免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

(注) 1 【非上場株式等の内訳等】の「⑥免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がない場合には、上記3の「死亡日の直前において有する非上場株式等の数又は金額」に記載された数又は金額を転記し、【非上場株式等の内訳等】の「⑤免除を受ける株式等」欄に数又は金額の記載がある場合には、同欄に記載された数又は金額を転記します。
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

贈与者 被相続人 住所 氏名
関与税理士 電話番号
通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号

贈与者 被相続人 住所 氏名
関与税理士 電話番号
通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号

※欄は記入しなくて構いません。

※欄は記入しなくて構いません。



改正後

改正前

(表)

(裏)

1 届出書を提出する人

贈与者<sup>(第11)</sup>、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。以下同じです。)、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(第2・3)</sup>。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
2 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日まで間に死亡した場合において、当該期間内に経営(贈与・相続)報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
3 贈与者が死亡(この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日まで)の期間における死亡に限り、(注)1の場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき(この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限り)は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税 贈与者 相続税 相続人等」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

Table with 2 columns: 区分, 記載例. Row 1: ① 贈与者の死亡の時以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合, 第1号. Row 2: ② 贈与者が死亡した場合, 第2号.

- (2) 本文の「\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者(氏名:\_\_) (住所:\_\_)」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与<sup>(第9)</sup>により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所(この届出書を提出する時点の住所)及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

- (注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。 ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号に規定する贈与をいいます。

3 「特例経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)(特例措置)」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

1 届出書を提出する人

贈与者<sup>(第11)</sup>、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。以下同じです。)、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(第2・3)</sup>。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
2 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日まで間に死亡した場合において、当該期間内に経営(贈与・相続)報告基準日がないときは、表面の「死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
3 贈与者が死亡(この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日まで)の期間における死亡に限り、(注)1の場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき(この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限り)は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

2 記載方法等

- (1) 標題の「贈与税 贈与者 相続税 相続人等」や本文の「受贈者」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

Table with 2 columns: 区分, 記載例. Row 1: ① 贈与者の死亡の時以前に特例経営承継受贈者が死亡した場合, 第1号. Row 2: ② 贈与者が死亡した場合, 第2号.

- (2) 本文の「\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者(氏名:\_\_) (住所:\_\_)」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

- (3) 「受贈者との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与<sup>(第9)</sup>により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所(この届出書を提出する時点の住所)及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

- (注) 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。 ※「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号に規定する贈与をいいます。

3 「特例経営承継者」とは、

- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

- 4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(死亡免除)(特例措置)」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改 正 後

改 正 前

**認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書**  
(免除届出用)(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入力欄	印	
相続特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第40項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	
死亡等の日 <sup>(第1)</sup> の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 <sup>(第2)</sup>	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由	

※ 死亡等の日が相続特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が相続特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であった場合には同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑩欄までの記載は不要です。)	□
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 <sup>(第3)</sup>	帳簿価額 円 運用収入 円
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 a 円 j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。) b 円 k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 c 円 l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外 d 円 m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 e 円 n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 f 円 o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 g 円 p 円
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 h 円
	会社から支給された給金の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 i 円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円
⑨ 特定資産の保有割合 <sup>(⑦)/(⑧+⑨)</sup>	%
⑩ 特定資産の運用収入割合 <sup>(⑧)/(④)</sup>	%
⑪ 死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に相続特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合 <sup>(第5)</sup> 又は同令第40条の8第22項ただし書に規定する場合 <sup>(第6)</sup> に該当することとなった事実の有無(いずれか否かを記載してください。)	有 <sup>(第5)</sup> 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が実効割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

**認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書**  
(免除届出用)(一般措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名	入力欄	印	
相続特別措置法施行令 第40条の8第37項 第40条の8の2第40項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。			
認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	
死亡等の日 <sup>(第1)</sup> の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 <sup>(第2)</sup>	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	事 由	

※ 死亡等の日が相続特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、認定(贈与・相続)承継会社が相続特別措置法施行令第40条の8第6項又は第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であった場合には同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は④欄から⑩欄までの記載は不要です。)	□
① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円
④ 直前の事業年度における総収入金額	円
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 <sup>(第3)</sup>	帳簿価額 円 運用収入 円
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 a 円 j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。) b 円 k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外 c 円 l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外 d 円 m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 e 円 n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 f 円 o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 g 円 p 円
⑥ 剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 h 円
	会社から支給された給金の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 i 円
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円
⑨ 特定資産の保有割合 <sup>(⑦)/(⑧+⑨)</sup>	%
⑩ 特定資産の運用収入割合 <sup>(⑧)/(④)</sup>	%
⑪ その死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に相続特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合 <sup>(第5)</sup> 又は同令第40条の8第22項ただし書に規定する場合 <sup>(第6)</sup> に該当することとなった事実の有無(いずれか否かを記載してください。)	有 <sup>(第5)</sup> 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(一般措置)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が実効割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

※ 簿記には記載しないこと。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税額算定の免除届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

※ 簿記には記載しないこと。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税額算定の免除届出書(一般措置)と一緒に提出してください。

## 改正後

(裏)

租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号(第70条の7の4第12項において準用する場合を含みます。)に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与したときを限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
    - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
  - 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
  - 3 「経営承継者」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
    - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
  - 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1)「死亡等の日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項(第40条の8の4第21項において準用する場合を含みます。)の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2) 死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。⑨)以下同じです。)のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続(遺贈)により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。)については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。
- (注3)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時点及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

5. 6

## 改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、対象非上場株式等の全てを贈与した場面に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
    - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
    - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
    - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
  - 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
  - 3 「経営承継者」とは、
    - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
    - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
    - ハ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
  - 4 「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
    - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
    - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1)「死亡等の日」とは、
- イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2) 死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額(営業外収益及び特別利益以外のものに限ります。⑨)のみを①欄に記載し、死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前3期分の各総収入金額を①から③の各欄に記載してください。
- ※ 平成26年12月31日以前に贈与又は相続(遺贈)により取得した非上場株式等について、納税猶予の特例の規定の適用を受けた方(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第86条第14項に規定する書類を提出し、租税特別措置法第70条の7、第70条の7の2又は第70条の7の4の一定の規定の適用を受けている方を除きます。)については、営業外収益及び特別利益を含む総収入金額を記載してください。
- (注3)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4) 会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時点及び最初の同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。
- (注5) 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注6) 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

改正前

**特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書**  
(免除届出用)(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入力履歴	
相続特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項 第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項 における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。		の規定による免除届出書の提出	
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)		
死亡等の日 <sup>(第1)</sup> の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 <sup>(第2)</sup>	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日 事 由		

※ 死亡等の日が相続特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が相続特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第8項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であった場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は⑤欄から⑩欄までの記載は不要です。)	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円																																																							
② 直前の事業年度末における準備金の額	円																																																							
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている債券価額の総額	円																																																							
④ 直前の事業年度における総収入金額	円																																																							
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 <sup>(第3)</sup>	帳簿価額 運用収入																																																							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">有価証券</td> <td>資産保有型会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分</td> <td>a</td> <td>円</td> <td>j</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)</td> <td>b</td> <td>円</td> <td>k</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不動産</td> <td>現に自ら使用しているもの以外</td> <td>c</td> <td>円</td> <td>l</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利</td> <td>d</td> <td>円</td> <td>m</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石</td> <td>事業の用に供することを目的として有するもの以外</td> <td>e</td> <td>円</td> <td>n</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>現金及び預貯金その他これらに類する資産</td> <td>f</td> <td>円</td> <td>o</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現金、預貯金等</td> <td>特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産</td> <td>g</td> <td>円</td> <td>p</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額</td> <td>h</td> <td>円</td> <td>q</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)<sup>(第4)</sup></td> <td>会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額</td> <td>i</td> <td>円</td> <td>r</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)<sup>(第4)</sup></td> <td>s</td> <td>円</td> <td>t</td> <td>円</td> </tr> </table>	有価証券	資産保有型会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	円	m	円	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円	現金、預貯金等	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円	q	円	剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円	r	円	剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	s	円	t	円	円
有価証券		資産保有型会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円																																																		
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円																																																			
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円																																																			
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	円	m	円																																																			
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円																																																			
	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円																																																			
現金、預貯金等	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円																																																			
	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円	q	円																																																			
剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円	r	円																																																			
	剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	s	円	t	円																																																			
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円																																																							
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円																																																							
⑨ 特定資産の保有割合 <sup>(⑦)/(⑤+⑥)</sup>	%																																																							
⑩ 特定資産の運用収入割合 <sup>(⑧)/(④)</sup>	%																																																							

⑪ 死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に相続特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書<sup>(第5)</sup>又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合<sup>(第6)</sup>に該当することとなった事業の有無(いずれか先で記入してください)。

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)(特例措置)別紙(一定の事由による特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合を上回った場合)」を免除届出書に添付して提出する必要があります。(頁12②-43-1-A 4 様-)

**特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書**  
(免除届出用)(特例措置)

受贈者、相続人(受遺者)の氏名		入力履歴	
相続特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項 第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項 における特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。		の規定による免除届出書の提出	
特例認定(贈与・相続)承継会社の名称 (変更前)	本店の所在地 (変更前)		
死亡等の日 <sup>(第1)</sup> の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額 <sup>(第2)</sup>	① 直前の事業年度 円	② 2期前の事業年度 円	③ 3期前の事業年度 円
死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日 事 由		

※ 死亡等の日が相続特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、その死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る次に掲げる事項を記載してください。

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が相続特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第8項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であった場合に同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしています。(該当する場合は「□」にレ印を記入してください。なお、該当する場合は⑤欄から⑩欄までの記載は不要です。)	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

① 直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円																																																							
② 直前の事業年度末における準備金の額	円																																																							
③ 直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている債券価額の総額	円																																																							
④ 直前の事業年度における総収入金額	円																																																							
⑤ 直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入 <sup>(第3)</sup>	帳簿価額 運用収入																																																							
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">有価証券</td> <td>資産保有型会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分</td> <td>a</td> <td>円</td> <td>j</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)</td> <td>b</td> <td>円</td> <td>k</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不動産</td> <td>現に自ら使用しているもの以外</td> <td>c</td> <td>円</td> <td>l</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利</td> <td>d</td> <td>円</td> <td>m</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石</td> <td>事業の用に供することを目的として有するもの以外</td> <td>e</td> <td>円</td> <td>n</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>現金及び預貯金その他これらに類する資産</td> <td>f</td> <td>円</td> <td>o</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現金、預貯金等</td> <td>特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産</td> <td>g</td> <td>円</td> <td>p</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額</td> <td>h</td> <td>円</td> <td>q</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)<sup>(第4)</sup></td> <td>会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額</td> <td>i</td> <td>円</td> <td>r</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの)<sup>(第4)</sup></td> <td>s</td> <td>円</td> <td>t</td> <td>円</td> </tr> </table>	有価証券	資産保有型会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円	不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	円	m	円	絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円	現金、預貯金等	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円	q	円	剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円	r	円	剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	s	円	t	円	円
有価証券		資産保有型会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a	円	j	円																																																		
	特別子会社の株式又は持分以外のもの(上記株式又は持分を除く。)	b	円	k	円																																																			
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c	円	l	円																																																			
	ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	d	円	m	円																																																			
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e	円	n	円																																																			
	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f	円	o	円																																																			
現金、預貯金等	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g	円	p	円																																																			
	特別経営承継者及び当該特別経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h	円	q	円																																																			
剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	会社から支給された給付の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i	円	r	円																																																			
	剰余金の配当等の額(死亡等の日の直前の事業年度末以前5年間に支払われたもの) <sup>(第4)</sup>	s	円	t	円																																																			
⑦ 上記⑤及び⑥の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g+h+i)	円																																																							
⑧ 上記⑤の特定資産の運用収入の合計額 (j+k+l+m+n+o+p)	円																																																							
⑨ 特定資産の保有割合 <sup>(⑦)/(⑤+⑥)</sup>	%																																																							
⑩ 特定資産の運用収入割合 <sup>(⑧)/(④)</sup>	%																																																							

⑪ 死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に相続特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合<sup>(第5)</sup>又は同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合<sup>(第6)</sup>に該当することとなった事業の有無(いずれか先で記入してください)。

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「特例認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書(免除届出用)(特例措置)別紙(一定の事由による特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合を上回った場合)」を免除届出書に添付して提出する必要があります。(頁12②-43-1-A 4 様-)

添付には記載しないであらう。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税滞り等の免除届出書(特例措置)と一纏めに提出してください。

添付には記載しないであらう。この明細書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税滞り等の免除届出書(特例措置)と一纏めに提出してください。

改正後

改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号(第70条の7の8第11項において準用する場合を含みます。)に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与したときに限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
    - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
  - 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
  - 3 「特例経営承継者」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
    - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
  - 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)又は「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等若しくは特例経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の6第12項若しくは第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注1)「死亡等の日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2)死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日まで間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「③ 直前の事業年度末における会社の経理データの貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入割合(⑧/④)」欄までの記載は不要です。
- (注3)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4)会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時から及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時から支給されたものを除きます。
- (注5)「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注6)「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。
- (注7)この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の2及び第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。

(裏)

租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限り、この明細書を提出してください。

- 1 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第9号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
    - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
  - 2 「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第17項第2号イに定めるものをいいます。
  - 3 「特例経営承継者」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
    - ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
  - 4 「特例経営承継者と特別の関係がある者」とは、
    - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
    - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方及び非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の8第1項)の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の6第14項又は同令第40条の8の2第22項において準用する同法第70条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (注1)「死亡等の日」とは、
- イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項の特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の特例経営承継受贈者のうち最初同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の6第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の特例経営承継相続人等が死亡した日又は当該特例経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
- (注2)死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日まで間に、特例認定(贈与・相続)承継会社が租税特別措置法施行令第40条の8の5第5項において準用する同令第40条の8第6項又は同令第40条の8の6第6項において準用する同令第40条の8の2第7項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同令第40条の8の5第18項において準用する同令第40条の8第24項第2号イからハまで又は同令第40条の8の6第25項において準用する同令第40条の8の2第30項第2号イからハまでの要件を全て満たしているときは、「④ 直前の事業年度末における総収入金額」欄から「⑩ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合(⑧/④)」欄までの記載は不要です。
- (注3)「特定資産の帳簿価額」とは、事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。
- (注4)会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、最初の租税特別措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時から及び最初の同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時から支給されたものを除きます。
- (注5)「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書若しくは同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- (注6)「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書若しくは同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改 正 後

改 正 前

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙  
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) 事由の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 運用収入 \_\_\_\_\_%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）別紙  
【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
贈与者、被相続人の氏名		※	※
特例認定（贈与・相続）承継会社の名称			

1 一定の事由により特定資産の保有割合<sup>(注1)</sup>又は運用収入割合<sup>(注2)</sup>が基準割合以上となった場合における当該事由に関する事項

(1) 該当規定<sup>(注3、4、5)</sup>

イ	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書【一定の事由によりその事業年度の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

(2) 事由の生じた年月日（(1)ロの場合はその事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) 事由の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(4) 1の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

※ (1)イに該当する場合には(2)の年月日から6か月を経過する日が、(1)ロに該当する場合には(2)の事業年度終了の日の翌日以後6か月を経過する日の属する事業年度終了の日が、1の割合を減少すべき期限となります。

2 1の割合の減少に関する事項

(1) 減少後の保有割合 運用収入 \_\_\_\_\_%

(2) (1)の割合に減少させた年月日（(1)ロの場合は事業年度） 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

(注) 1(4)の「1の割合を減少すべき期限」が死亡等の日後に到来する場合には、2の事項の記載は不要です。

※ 欄は記入しないでください。

※ 欄は記入しないでください。

## 改正後

## 記載方法等

この明細書別紙は、死亡等の日が租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の6第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項又は同令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定により免除届出書を提出するときにおいて、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（同令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

7 この届出書における租税特別措置法施行令第40条の8の2及び第40条の8の6の規定には、同令第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。

## 改正前

## 記載方法等

この明細書別紙は、死亡等の日が租税特別措置法第70条の7第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日又は同法第70条の7の2第2項第6号イ若しくはロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合で、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者（以下「特例経営承継者」といいます。）が租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項又は同令第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定により免除届出書を提出するときにおいて、死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該死亡等の日までの間に、特例認定（贈与・相続）承継会社が、一定の事由により特定資産の保有割合が70%以上となったとき（同令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書に規定する場合）又は一定の事由により特定資産の運用収入が75%以上となったとき（同令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合）に、「特例認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用）（特例措置）」とともに免除届出書に添付して提出してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日における特例認定（贈与・相続）承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該特例認定（贈与・相続）承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例経営承継者及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別関係者が当該特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の特例認定（贈与・相続）承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第11項後段において準用する同令第40条の8第19項ただし書又は同令第40条の8の6第11項後段において準用する同令第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するための資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の8の5第13項後段において準用する同令第40条の8第22項ただし書又は同令第40条の8の6第13項後段において準用する同令第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合は、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

5 イに該当した場合にはその日の特定資産の保有割合を、ロに該当した場合にはその事業年度の特定資産の運用収入割合を記載してください。

6 「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第9号に規定する「経営贈与報告基準日」、同法第70条の7の6第2項第9号に規定する「経営報告基準日」又は同法第70条の7の8第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

改 正 後

改 正 前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書		受贈者、相 継人(受遺 者)の氏名	入 力 欄	認 認
( 免 除 届 出 用 ) ( 一 般 措 置 )			※	※
租税特別措置法施行令 第40条の8第37項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 第40条の8の2第43項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとお りです。				
番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円

(資12②)-18-A 4 統一)

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書		受贈者、相 継人(受遺 者)の氏名	入 力 欄	認 認
( 免 除 届 出 用 ) ( 一 般 措 置 )			※	※
租税特別措置法施行令 第40条の8第37項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 第40条の8の2第43項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日 の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 額の明細は、次のとお りです。				
番 号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付けてください。)	事由が生じた 年 月 日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円
	<input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円

(資12②)-18-A 4 統一)

※欄には記載しないでください。

※欄には記載しないでください。



## 改正後

(裏)

租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号(第70条の7の4第12項において準用する場合を含みます。)に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式等の全てを贈与したときに限りこの明細書を提出してください。

1. 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
  - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
2. 「期限の到来した事由」中
  - イ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は第70条の7の2第4項第1号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ハ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
3. 「事由が生じた年月日」とは、
  - イ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ハ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
4. 「死亡等の日」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項若しくは第40条の8の4第21項において準用する同法第40条の8の2第43項の経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者が死亡した日又はこれらの者が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

5. 6

## 改正前

(裏)

租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号に係る免除届出書を提出する場合には、対象非上場株式等の全てを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

1. 「経営(贈与・相続)報告基準日」とは、
  - イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
  - ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
  - ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の4第1項)の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。
2. 「期限の到来した事由」中
  - イ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」とは、租税特別措置法第70条の7第4項第1号又は第70条の7の2第4項第1号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」とは、同法第70条の7第4項第2号又は第70条の7の2第4項第2号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ハ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第70条の7第5項第2号又は第70条の7の2第5項第2号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」とは、同法第70条の7第5項第3号又は第70条の7の2第5項第3号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第70条の7第5項第4号又は第70条の7の2第5項第4号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ヘ 「会社分割」とは、同法第70条の7第5項第5号又は第70条の7の2第5項第5号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
  - ト 「組織変更」とは、同法第70条の7第5項第6号又は第70条の7の2第5項第6号(第70条の7の4第3項において準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
3. 「事由が生じた年月日」とは、
  - イ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部贈与」に該当する場合は、その贈与をした日をいいます。
  - ロ 「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ハ 「対象(受贈・相続)非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
  - ニ 「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
  - ホ 「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
  - ヘ 「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
  - ト 「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。
4. 「死亡等の日」とは、
  - イ 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第37項の経営承継受贈者若しくは当該経営承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の7第15項第2号の贈与者(非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係るものである場合には、その贈与者又はその贈与前に非上場株式等について同号の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最初に同条第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けていた者にその非上場株式等の贈与をした者をいいます。)が死亡した日又は当該経営承継受贈者が同法第70条の7第15項第3号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。
  - ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7の2第1項)の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8の2第43項の経営承継相続人等が死亡した日又は当該経営承継相続人等が租税特別措置法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

(注) 経営承継受贈者、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して1年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

30.12

改 正 後

改 正 前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書 ( 免 除 届 出 用 ) ( 特 例 措 置 )

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書 ( 免 除 届 出 用 ) ( 特 例 措 置 )

入 力 欄 記	受贈者、相続人(受遺者)の氏名	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書 ( 免 除 届 出 用 ) ( 特 例 措 置 )			
		事由が生じた年 月 日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額	備考
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項 第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第43項の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。					
番号		事由が生じた年 月 日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額	備考
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	※欄には記載しないでください。
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	

(資12②-43-A 4 統一)

入 力 欄 記	受贈者、相続人(受遺者)の氏名	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書 ( 免 除 届 出 用 ) ( 特 例 措 置 )			
		事由が生じた年 月 日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額	備考
租税特別措置法施行令 第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第37項 第40条の8の6第28項において準用する同令第40条の8の2第43項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。					
番号		事由が生じた年 月 日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額	備考
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	※欄には記載しないでください。
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	
	<input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部贈与 <input type="checkbox"/> 適格合併・適格交換等 <input type="checkbox"/> 特例対象(受贈・相続) 非上場株式等の一部譲渡等 <input type="checkbox"/> 合併により消滅 <input type="checkbox"/> 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 <input type="checkbox"/> 会社分割 <input type="checkbox"/> 組織変更	.	株(口)円	円	

(資12②-43-A 4 統一)



改 正 後

改 正 前

非上場株式等についての贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)

非上場株式等についての贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(一般措置)

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70条の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

第70条の7第15項第3号 贈与税  
同法 第70条の7の2第16項第2号 相続税  
第70条の7の4第12項

の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】  
〒 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

認定(贈与・相続)承継会社の商号 \_\_\_\_\_

- 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 \_\_\_\_\_年 月 日
- 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- 贈与の直前における贈与中 贈与税 額 \_\_\_\_\_円  
相続税 額 \_\_\_\_\_円
- 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)
- 贈与をした非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者(贈与した株式会社等)の数又は金額(単位:株(口・円))	
				①贈与の直前	②贈与をした株式等(③-①)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

6 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_円  
相続税 額 \_\_\_\_\_円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における贈与中 贈与税 額」 \_\_\_\_\_円 × 上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 \_\_\_\_\_株(口・円) = 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_円

上記3の「贈与の直前における贈与中 贈与税 額」 \_\_\_\_\_円 × 上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 \_\_\_\_\_株(口・円) = 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_円

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の2第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。  
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日 \_\_\_\_\_年 月 日

8 贈与者 被相続人 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日まで間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70条の7の5第1項 の規定の適用に係る贈与をし、

第70条の7第15項第3号 贈与税  
同法 第70条の7の2第16項第2号 相続税  
第70条の7の4第12項

の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】  
〒 住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

認定(贈与・相続)承継会社の商号 \_\_\_\_\_

- 対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 \_\_\_\_\_年 月 日
- 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- 贈与の直前における贈与中 贈与税 額 \_\_\_\_\_円  
相続税 額 \_\_\_\_\_円
- 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)
- 贈与をした非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者(贈与した株式会社等)の数又は金額(単位:株(口・円))	
				①贈与の直前	②贈与をした株式等(③-①)
イ	・ ・				
ロ	・ ・				
ハ	・ ・				

6 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_円  
相続税 額 \_\_\_\_\_円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における贈与中 贈与税 額」 \_\_\_\_\_円 × 上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 \_\_\_\_\_株(口・円) = 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_円

上記3の「贈与の直前における贈与中 贈与税 額」 \_\_\_\_\_円 × 上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 \_\_\_\_\_株(口・円) = 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_円

この欄の金額を「6 免除を受ける 贈与税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。  
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 \_\_\_\_\_年 月 日

8 被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

9 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日まで間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)(一般措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関係税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通達日付印の年月日(簿 影)	入 力	簿 影	納税猶予番号
年 月 日			

※ (資12②-19-1 A 4 統一) (令5.6)

関係税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通達日付印の年月日(簿 影)	入 力	簿 影	納税猶予番号
年 月 日			

※ (資12②-19-1 A 4 統一) (令5.6)

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

## 改正後

(裏)

## 1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営（贈与・相続）承継期間内にこれらの者がその有する非上場株式等に係る認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

## 2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等の <sup>贈与を受けた</sup> 相続(遺贈)があった 年月日」欄には、届出者が非上場株式等を贈与又は相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 <sup>贈与者</sup> 被相続人 の住所\_氏名\_」欄には、経営承継受贈者に係る贈与者又は経営承継相続人等若しくは経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

## 3 「経営承継者」とは、

イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

## 改正前

(裏)

## 1 届出書を提出する人

経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者が経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（経営贈与承継期間内に経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

## 2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の住所、氏名及び認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。

イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7第15項第3号又は第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の（特例）経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所\_氏名\_」欄には、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

## 3 「経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4 この届出書の添付書類は、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

改正後

改正前

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)

税務署  
受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 の規定の適用に係る贈与をし、  
第70条の7の5第1項

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号  
同法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 贈与税 相続税 を  
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号

免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

特例認定(贈与・相続)承継会社の商号 \_\_\_\_\_

- 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 \_\_\_\_\_年 月 日
- 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- 贈与の直前における贈与中 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_円
- 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)
- 贈与をした非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	全部の贈与者(贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円)))		
				④贈与の直前	⑤贈与をした株式等	⑥贈与をした日の後(②-⑤)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

6 免除を受ける 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における贈与中 贈与税 相続税 額」 \_\_\_\_\_円 ×  $\frac{\text{上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))}}{\text{上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))}}$  = 免除を受ける 贈与税 相続税 額 (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 相続税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。  
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

- 非上場株式等の 贈与を受けた 相続(遺贈)があった 年月日 \_\_\_\_\_年 月 日
- 贈与者 被相続人 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日まで間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した贈与中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した贈与中贈与税・相続税額の内訳書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関係税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

届出日付印の年月日(簿記)	入力	捺印	納税番号
年 月 日			

(資12②-44-1-A 4統一)(紙9)

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)

税務署  
受付印

令和 年 月 日

税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の7第1項 の規定の適用に係る贈与をし、  
第70条の7の5第1項

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号  
同法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号 の規定により次の 贈与税 相続税 を  
第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号

免除されたいので届け出ます。

【届出者】

〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

特例認定(贈与・相続)承継会社の商号 \_\_\_\_\_

- 特例対象(受贈・相続)非上場株式等(以下「非上場株式等」といいます。)の贈与をした年月日 \_\_\_\_\_年 月 日
- 非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名  
住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- 贈与の直前における贈与中 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_円
- 贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)
- 贈与をした非上場株式等の数又は金額 \_\_\_\_\_株(口・円)

【非上場株式等の内訳等】※ 記載に当たっては、裏面の「2 記載方法等」の(2)をご覧ください。

	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	全部の贈与者(贈与した株式等の数又は金額(単位:株(口・円)))		
				④贈与の直前	⑤贈与をした株式等	⑥贈与をした日の後(②-⑤)
イ	・	・				
ロ	・	・				
ハ	・	・				

6 免除を受ける 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_円

※ 次の欄の算式に従って計算し記載してください。

上記3の「贈与の直前における贈与中 贈与税 相続税 額」 \_\_\_\_\_円 ×  $\frac{\text{上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))}}{\text{上記4の「贈与の直前において有する非上場株式等の数又は金額」 (株(口・円))}}$  = 免除を受ける 贈与税 相続税 額 (円)

この欄の金額を「6 免除を受ける 相続税 額」欄に記載してください。

(注) 1 「贈与をした非上場株式等の数又は金額」には、贈与をした非上場株式等について、その贈与を受けた人が租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた非上場株式等の数又は金額を記載してください。  
2 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

- 非上場株式等を相続(遺贈)した年月日 \_\_\_\_\_年 月 日
- 被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_
- 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日まで間に特例経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した贈与中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した贈与中贈与税・相続税額の内訳書(免除届出用)(特例措置)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関係税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

届出日付印の年月日(簿記)	入力	捺印	納税番号
年 月 日			

(資12②-44-1-A 4統一)(紙3)

## 改正後

(基)

## 1 届出書を提出する人

特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営（贈与・相続）承継期間内にこれらの者がその有する非上場株式等に係る特例認定（贈与・相続）承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

## 2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の住所、氏名及び特例認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。  
イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項若しくは第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項若しくは第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同法第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等の <sup>贈与を受けた</sup> 年月日」欄には、届出者が非上場株式等を贈与又は相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 <sup>贈与者</sup> 被相続人 住所\_氏名\_」欄には、特例経営承継受贈者に係る贈与者又は特例経営承継相続人等若しくは特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

## 3 「特例経営承継者」とは、

イ 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の5第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。

ロ 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

ハ 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

## 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

## 改正前

(基)

## 1 届出書を提出する人

特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日（特例経営贈与承継期間内に特例経営承継受贈者がその有する非上場株式等に係る特例認定贈与承継会社の代表権を有しないこととなった場合（一定のやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その有しないこととなった日）以後に租税特別措置法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与をした場合には、この届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、その非上場株式等の贈与を受けた者がその非上場株式等について同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書を提出した日以後6か月以内に提出する必要があります。

## 2 記載方法等

(1) 届出者の欄には、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の住所、氏名及び特例認定（贈与・相続）承継会社の商号を記載してください。

(2) 「5 贈与をした非上場株式等の数又は金額」の記載に当たっては次の点に留意してください。  
イ 贈与をした株式等に非上場株式等以外のものが含まれる場合において、租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をしたときは、非上場株式等から先に贈与をしたものとみなされます。

ロ 租税特別措置法第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第15項第3号の規定又は同法第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第16項第2号の規定の適用に係る贈与をした場合は、その非上場株式等のうち先に取得をしたもの（先に取得をしたものが同法第70条の7第15項第3号（第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をした非上場株式等である場合には、その非上場株式等のうち先に同法第70条の7第1項又は第70条の7の5第1項の規定の適用を受けた他の特例経営承継受贈者に係るもの）から順次贈与をしたものとみなされます。

ハ 【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継受贈者が贈与の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項第3号（同法第70条の7の5第11項において準用する場合も含みます。）の規定の適用に係る贈与により取得をしたものである場合に記載してください。

この場合において、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同法第40条の8第5項各号に掲げる場合の区分に応じその各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

(3) 「7 非上場株式等を相続（遺贈）した年月日」欄には、届出者が非上場株式等を相続（遺贈）により取得をした年月日を記載してください。

(4) 「8 被相続人の住所\_氏名\_」欄には、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

## 3 「特例経営承継者」とは、

イ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。

ロ 非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

## 4 この届出書の添付書類は、「「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（特例措置）」の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。

## 改正後

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第8項（同条第17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し <sup>(※1)</sup>
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記3の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し <sup>(※1)</sup> 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し <sup>(※2)</sup>
---	---

(※1) ①の書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-19-2A4統一) (令5.6)

## 改正前

「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（贈与による免除）（一般措置）」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における認定（贈与・相続）承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第6項若しくは第12項（これらの規定を同条第16項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第2項（同条第3項において準用する場合を含みます。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第8項（同条17項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し <sup>(※1)</sup>
4	贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記3の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し <sup>(※1)</sup> 次に掲げる書類（合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。） イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。） ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項（これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。）の報告書の写し及び同条第37項の確認書の写し <sup>(※2)</sup>
---	---

(※1) ①の書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、上記（注）1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-19-2A4統一) (令3.6)



## 改正後

## 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第6項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第4項若しくは第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し <sup>(※1)</sup>
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記3の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し <sup>(※1)</sup> 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。) ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し <sup>(※2)</sup>
---	---

(※1) ①の書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-44-2A4統一)(令5.6)

## 改正前

## 「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(贈与による免除)(特例措置)」の添付書類一覧

この届出書には、贈与をした日における特例認定(贈与・相続)承継会社に係る書類で、次の表に掲げるものを添付して提出してください。

添付書類	
1	定款の写し
2	株主名簿の写しその他の書類で特例認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(特例認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限ります。)
3	贈与税について届出を行う場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第19項若しくは第28項において準用する同条第6項若しくは第12項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し又は同令第13条第4項若しくは第5項において準用する同条第2項の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第12項の確認書の写し、相続税について届出を行う場合には、同令第12条第20項又は第29項において準用する同条第8項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第37項の確認書の写し <sup>(※1)</sup>
4	贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書の写し若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し

(注) 1 上記3の書類は、贈与をした日が次の①又は②のいずれか早い日の翌日以後である場合には提出する必要はありません。

①	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日
②	特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者の最初の「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限の翌日以後5年を経過する日

2 贈与をした日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次に掲げる書類も併せて提出してください。

①	合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し <sup>(※1)</sup> 次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。) イ 合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類(合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。) ロ 合併又は株式交換等に係る中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第9項又は第10項(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含みます。)の報告書の写し及び同条第37項の確認書の写し <sup>(※2)</sup>
---	---

(※1) ①の書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(※2) ②ロの書類は、上記(注)1の①又は②のいずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には提出する必要はありません。

(資12②-44-2A4統一)(令3.6)

改正後

改正前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（一般措置）

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7第16項  
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税  
第70条の7の4第12項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7第16項  
租税特別措置法 第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税  
第70条の7の4第12項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

- 1 この申請に係る事由の別
- 認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_
  - ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(解散をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
  - ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当  
(吸収合併存続会社等<sup>(注1)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
(吸収合併存続会社等の所在地) \_\_\_\_\_
  - ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当  
(株式交換完全親会社等<sup>(注2)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
(株式交換完全親会社等の所在地) \_\_\_\_\_

- 1 この申請に係る事由の別
- 認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_
- ※ 該当する事由にレ点を付けてください。
- ① 租税特別措置法（第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号）に該当  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_
  - ② 租税特別措置法（第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(解散をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
  - ③ 租税特別措置法（第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号）に該当  
(吸収合併存続会社等<sup>(注1)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
(吸収合併存続会社等の所在地) \_\_\_\_\_
  - ④ 租税特別措置法（第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号）に該当  
(株式交換完全親会社等<sup>(注2)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
(株式交換完全親会社等の所在地) \_\_\_\_\_

2 1の事由が生じた年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

2 1の事情が生じた年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額 <sup>(注3)</sup>	.....	①	_____円
② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額 <sup>(注4)</sup>	.....	②	_____円
③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額 <sup>(注5)</sup>	.....	③	_____円
④ ②と③のいずれか大きい金額	.....	④	_____円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額） <sup>(注6)</sup>	.....	⑤	_____円

イ 経営承継者<sup>(注7)</sup>及び経営承継者と生計を一にする者が  
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額.....(イ \_\_\_\_\_円)

ロ 会社から支給された給与<sup>(注8)</sup>の額のうち、法人税法第  
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額.....(ロ \_\_\_\_\_円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①- (④+⑤)) .....⑥ \_\_\_\_\_円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額 <sup>(注3)</sup>	.....	①	_____円
② 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の譲渡等の対価の額 <sup>(注4)</sup>	.....	②	_____円
③ 対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額 <sup>(注5)</sup>	.....	③	_____円
④ ②と③のいずれか大きい金額	.....	④	_____円
⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額） <sup>(注6)</sup>	.....	⑤	_____円

イ 経営承継者<sup>(注7)</sup>及び経営承継者と生計を一にする者が  
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額.....(イ \_\_\_\_\_円)

ロ 会社から支給された給与<sup>(注8)</sup>の額のうち、法人税法第  
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額.....(ロ \_\_\_\_\_円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①- (④+⑤)) .....⑥ \_\_\_\_\_円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
※ 年 月 日				

通債日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
※ 年 月 日				

改正後

(表)

《添付書類等》

この申請書は、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

- 1 相続特別措置法(第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号)に該当する場合は、次の場合をいいます。
(1) 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定(贈与・相続)承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合
(2) 民事再生法の規定による更生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合(更生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。)

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
2 譲渡等後の認定(贈与・相続)承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数を確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限られます。)

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定(贈与・相続)承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「更生計画」…認定(贈与・相続)承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定(贈与・相続)承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定(贈与・相続)承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
2 譲渡後の認定(贈与・相続)承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地を確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限られます。)

- 2 相続特別措置法(第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号)に該当する場合は、認定(贈与・相続)承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
2 その他参考となる書類

- 3 相続特別措置法(第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号)に該当する場合は、認定(贈与・相続)承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
2 その他参考となる書類

- 4 相続特別措置法(第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号)に該当する場合は、認定(贈与・相続)承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等(注2)となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社(株式交換完全子会社)又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社(株式移転完全子会社)をいいます。
(注3) 認定(贈与・相続)承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、認定(贈与・相続)承継会社の解散の直前、認定(贈与・相続)承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。
(注4) 対象(受贈・相続)非上場株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額(吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。)、交換等対価の額(他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定(贈与・相続)承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。)

改正前

(裏)

《添付書類等》

この申請書は、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

- 1 相続特別措置法(第70条の7第16項第1号・第70条の7の2第17項第1号)に該当する場合は、次の場合をいいます。
(1) 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定(贈与・相続)承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合
(2) 民事再生法の規定による更生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合(更生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。)

【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
2 譲渡等後の認定(贈与・相続)承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数を確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限られます。)

【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定(贈与・相続)承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
・「更生計画」…認定(贈与・相続)承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「更生計画」…認定(贈与・相続)承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
・「債務処理計画」…認定(贈与・相続)承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
2 譲渡後の認定(贈与・相続)承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地を確認できる書類(認定(贈与・相続)承継会社が証明したものに限られます。)

- 2 相続特別措置法(第70条の7第16項第2号・第70条の7の2第17項第2号)に該当する場合は、認定(贈与・相続)承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
2 その他参考となる書類

- 3 相続特別措置法(第70条の7第16項第3号・第70条の7の2第17項第3号)に該当する場合は、認定(贈与・相続)承継会社が合併により消滅した場合をいいます。

【添付書類】

- 1 合併があったことを明らかにする書類
2 その他参考となる書類

- 4 相続特別措置法(第70条の7第16項第4号・第70条の7の2第17項第4号)に該当する場合は、認定(贈与・相続)承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等(注2)となった場合をいいます。

【添付書類】

- 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
2 その他参考となる書類

- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
(注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社(株式交換完全子会社)又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社(株式移転完全子会社)をいいます。
(注3) 認定(贈与・相続)承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、認定(贈与・相続)承継会社の解散の直前、認定(贈与・相続)承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税・相続税額をいいます。
(注4) 対象(受贈・相続)非上場株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額(吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。)、交換等対価の額(他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定(贈与・相続)承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。)

改 正 後

改 正 前

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

非上場株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（破産等免除）（特例措置）

税務署  
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

(電話番号 - - )

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項  
 租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る  
 第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項  
 贈与税・相続税  
 猶予中について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署  
受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒

住所

氏名

(電話番号 - - )

第70条の7の5第11項において準用する同法第70条の7第16項  
 租税特別措置法 第70条の7の6第12項において準用する同法第70条の7の2第17項の規定により納税の猶予に係る  
 第70条の7の8第11項において準用する同法第70条の7の2第17項  
 相続税  
 猶予中について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当する事由にレ点を付してください。

① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項  
 又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当  
 (譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
 (譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項  
 又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当  
 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
 (解散をした日) \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項  
 又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当  
 (吸収合併存続会社等<sup>(第11)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
 (吸収合併存続会社等の所在地) \_\_\_\_\_

④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項  
 又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当  
 (株式交換完全親会社等<sup>(第2)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
 (株式交換完全親会社等の所在地) \_\_\_\_\_

2 1の事情が生じた年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額<sup>(第3)</sup> ..... ① \_\_\_\_\_円

② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額<sup>(第4)</sup> ..... ② \_\_\_\_\_円

③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額<sup>(第5)</sup> ..... ③ \_\_\_\_\_円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ..... ④ \_\_\_\_\_円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額）<sup>(第6)</sup> ..... ⑤ \_\_\_\_\_円

イ 特例経営承継者<sup>(第7)</sup>及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ..... (イ \_\_\_\_\_円)

ロ 会社から支給された給与<sup>(第8)</sup>の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 ..... (ロ \_\_\_\_\_円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① - (④+⑤)) ..... ⑥ \_\_\_\_\_円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当する事由にレ点を付してください。

① 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項  
 又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当  
 (譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
 (譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項  
 又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当  
 (破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日  
 (解散をした日) \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

③ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項  
 又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当  
 (吸収合併存続会社等<sup>(第11)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
 (吸収合併存続会社等の所在地) \_\_\_\_\_

④ 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項  
 又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当  
 (株式交換完全親会社等<sup>(第2)</sup>の名称) \_\_\_\_\_  
 (株式交換完全親会社等の所在地) \_\_\_\_\_

2 1の事情が生じた年月日 \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額<sup>(第3)</sup> ..... ① \_\_\_\_\_円

② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額<sup>(第4)</sup> ..... ② \_\_\_\_\_円

③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額<sup>(第5)</sup> ..... ③ \_\_\_\_\_円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ..... ④ \_\_\_\_\_円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額）<sup>(第6)</sup> ..... ⑤ \_\_\_\_\_円

イ 特例経営承継者<sup>(第7)</sup>及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ..... (イ \_\_\_\_\_円)

ロ 会社から支給された給与<sup>(第8)</sup>の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 ..... (ロ \_\_\_\_\_円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① - (④+⑤)) ..... ⑥ \_\_\_\_\_円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

通債日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

## 改正後

(表)  
《添付書類等》

この申請書は、特別経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の一の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一の事由の生じた日から2か月以内に特別経営承継者が死亡した場合には、特別経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特別経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
    - ① 特別経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特別認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
 

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める者をいいます。
    - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特別認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
 

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。
  - 【①に該当する場合の添付書類】
    - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
    - 2 譲渡等後の特別認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特別認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特別認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特別認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
    - 3 その他参考となる書類
  - 【②に該当する場合の添付書類】
    - 1 次に掲げる特別認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
      - ・「再生計画」…特別認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
      - ・「更生計画」…特別認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
      - ・「債務処理計画」…特別認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
    - 2 譲渡後の特別認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特別認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特別認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
    - 3 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特別認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
 

【添付書類】

  - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
  - 2 その他参考となる書類
- 3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特別認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
 

【添付書類】

  - 1 合併があったことを明らかにする書類
  - 2 その他参考となる書類
- 4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特別認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等<sup>(注2)</sup>となった場合をいいます。
 

【添付書類】

  - 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
  - 2 その他参考となる書類
- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注3) 特別認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特別認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特別認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 特別対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特別認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特別認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- (注5) 「特別対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- (注6) 特別認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特別認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特別認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- (注7) 「特別経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特別経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特別経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特別経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

## 改正前

(裏)  
《添付書類等》

この申請書は、特別経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等の一の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（譲渡等の一の事由の生じた日から2か月以内に特別経営承継者が死亡した場合には、特別経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特別経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第1号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第1号）に該当する場合は、次の場合をいいます。
    - ① 特別経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特別認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
 

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項又は租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項若しくは第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第35項に定める者をいいます。
    - ② 民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画若しくは更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために特別認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合
 

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の6第28項若しくは第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。
  - 【①に該当する場合の添付書類】
    - 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
    - 2 譲渡等後の特別認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特別認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する特別認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特別認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
    - 3 その他参考となる書類
  - 【②に該当する場合の添付書類】
    - 1 次に掲げる特別認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
      - ・「再生計画」…特別認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
      - ・「更生計画」…特別認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
      - ・「債務処理計画」…特別認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
    - 2 譲渡後の特別認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特別認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名氏又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（特別認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。）
    - 3 その他参考となる書類
- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第2号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第2号）に該当する場合は、特別認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。
 

【添付書類】

  - 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
  - 2 その他参考となる書類
- 3 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第3号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第3号）に該当する場合は、特別認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。
 

【添付書類】

  - 1 合併があったことを明らかにする書類
  - 2 その他参考となる書類
- 4 租税特別措置法（第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第16項第4号・第70条の7の6第12項又は第70条の7の8第11項において準用する第70条の7の2第17項第4号）に該当する場合は、特別認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等<sup>(注2)</sup>となった場合をいいます。
 

【添付書類】

  - 1 株式交換等があったことを明らかにする書類
  - 2 その他参考となる書類
- (注1) 「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。
- (注2) 「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注3) 特別認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、特別認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、特別認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- (注4) 特別対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特別認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特別認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。
- (注5) 「特別対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- (注6) 特別認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの、特別認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたもの、特別認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年間に支払われたものをいいます。
- (注7) 「特別経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特別経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特別経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特別経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（一般措置）

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7第32項  
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税  
第70条の7の4第17項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7第32項  
租税特別措置法 第70条の7の2第33項の規定により納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税  
第70条の7の4第17項

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当する事由にレ点を付してください。

① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当  
(譲渡等をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(解散をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当する事由にレ点を付してください。

① 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当  
(譲渡等をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(解散をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

2 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注1）.....① \_\_\_\_\_円

② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額.....② \_\_\_\_\_円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注2）.....③ \_\_\_\_\_円

④ ②と③のいずれか大きい金額.....④ \_\_\_\_\_円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）.....⑤ \_\_\_\_\_円

イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が  
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額.....イ \_\_\_\_\_円

ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第  
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額.....ロ \_\_\_\_\_円

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））.....⑥ \_\_\_\_\_円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額（注1）.....① \_\_\_\_\_円

② 対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額.....② \_\_\_\_\_円

③ 対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注2）.....③ \_\_\_\_\_円

④ ②と③のいずれか大きい金額.....④ \_\_\_\_\_円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注3）.....⑤ \_\_\_\_\_円

イ 経営承継者（注4）及び経営承継者と生計を一にする者が  
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額.....イ \_\_\_\_\_円

ロ 会社から支給された給与（注5）の額のうち、法人税法第  
34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額.....ロ \_\_\_\_\_円

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））.....⑥ \_\_\_\_\_円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通債日付印の年月日	(捺印)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄には記入しないでください。(資12②-25-2-A4統一) (令5.0)

※	通債日付印の年月日	(捺印)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※欄には記入しないでください。(資12②-25-2-A4統一) (令3.0)

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」と一緒に提出してください。

## 改正後

## 《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合  
（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
  - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。  
（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第41項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

## 【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

## 【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
  - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

## 【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- （注）1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

## 改正前

## 《 添付書類等 》

この申請書は、認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限り、）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7第32項第1号・第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、
- ① 経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合  
（注） 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項、同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の9第35項及び同令第23条の10第33項に定める者をいいます。
  - ② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡等をした場合をいいます。  
（注） 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める事実をいい、「一定のもの」とは、同令第40条の8第40項又は同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

## 【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

## 【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
  - ・「再生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・「更生計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・「債務処理計画」…認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限り、）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7第32項第2号・第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

## 【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（一般措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- （注）1 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第36項又は同令第23条の10第34項に定める金額をいいます。
- 3 認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第2項第3号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の7の4第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書（災害等免除）（特例措置）

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項  
租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項の規定により納税の  
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項  
猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第32項  
租税特別措置法第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第33項の規定により納税の  
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第33項  
猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、次とおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当  
(譲渡等をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(解散をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当  
(譲渡等をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当  
(破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(解散をした日) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

2 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額 (特1) ..... ① \_\_\_\_\_円

② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ..... ② \_\_\_\_\_円

③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 (特2) ..... ③ \_\_\_\_\_円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ..... ④ \_\_\_\_\_円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額） (特3) ..... ⑤ \_\_\_\_\_円

イ 特例経営承継者 (特4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ..... (イ \_\_\_\_\_円)

ロ 会社から支給された給与 (特5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 ..... (ロ \_\_\_\_\_円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① - (④+⑤)) ..... ⑥ \_\_\_\_\_円

3 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※ 上記1の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

① 猶予中贈与税・相続税額 (特1) ..... ① \_\_\_\_\_円

② 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額 ..... ② \_\_\_\_\_円

③ 特例対象（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額 (特2) ..... ③ \_\_\_\_\_円

④ ②と③のいずれか大きい金額 ..... ④ \_\_\_\_\_円

⑤ 剰余金の配当等の額（イ+ロの金額） (特3) ..... ⑤ \_\_\_\_\_円

イ 特例経営承継者 (特4) 及び特例経営承継者と生計を一にする者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額 ..... (イ \_\_\_\_\_円)

ロ 会社から支給された給与 (特5) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額 ..... (ロ \_\_\_\_\_円)

⑥ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (① - (④+⑤)) ..... ⑥ \_\_\_\_\_円

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※ この申請に必要な書類については、裏面をご覧ください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
※ 年 月 日				

※欄には記入しないでください。 (資12②-46-A4統一) (令5.6)

通債日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
※ 年 月 日				

※欄には記入しないでください。 (資12②-46-A4統一) (令3.6)

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認書添付用紙（特例措置）」と「納税猶予届出用紙（特例措置）」と一緒に提出してください。

○この申請書は、必要な添付書類とともに「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認書添付用紙（特例措置）」と「納税猶予届出用紙（特例措置）」と一緒に提出してください。



## 改正後

(表)  
(添付書類等)

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、

① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第40条の9第35項に定める者をいいます。

② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

## 【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名義又は住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

## 【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
  - ・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名義又は住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

## 【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- 3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

## 改正前

(裏)  
(添付書類等)

この申請書は、特例認定（贈与・相続）承継会社が租税特別措置法第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項各号又は同法第70条の7の6第26項若しくは第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（災害等が発生した日以後の期間に限ります。）内に、譲渡等の一定の事由が生じたときにおいて、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、免除の事由に該当することとなった日から2か月以内（その該当することとなった日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」及び関係書類を添付して提出する必要があります。

- 1 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第1号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第1号）に該当する場合は、

① 特例経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合

(注) 上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第40項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第45項、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は、第23条の12の5第19項において準用する同令第40条の9第35項に定める者をいいます。

② 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（再生計画の認可の決定に準ずる一定の事実が生じた場合を含みます。）において、再生計画又は更生計画（債務の処理に関する計画として一定のものを含みます。）に基づき非上場株式会社等を消却するために特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の全部の譲渡等をした場合をいいます。

(注) 上記「一定の事実」とは、租税特別措置法施行令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める事実をい、「一定のもの」とは、同令第40条の8の5第21項において準用する同令第40条の8第41項、同令第40条の8の6第28項又は第40条の8の8第16項において準用する同令第40条の8の2第46項に定める計画（以下「債務処理計画」といいます。）をいいます。

## 【①に該当する場合の添付書類】

- 1 譲渡等があったことを明らかにする書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名義又は住所又は所在地並びにこれらの者が有する特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

## 【②に該当する場合の添付書類】

- 1 次に掲げる特例認定（贈与・相続）承継会社に係る計画の区分に応じて、それぞれ次に定める書類
  - ・「再生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・「更生計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - ・「債務処理計画」…特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画の写し及び債務処理計画が成立したことを証する書類
- 2 譲渡等後の特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名義又は住所又は所在地が確認できる書類（特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- 3 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 4 その他参考となる書類

- 2 租税特別措置法（第70条の7の5第25項において準用する第70条の7第32項第2号・第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第33項第2号）に該当する場合は、特例認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。

## 【添付書類】

- 1 破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類
- 2 「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書（特例措置）」の添付書類（既に当該届出書に当該書類を添付して提出している場合には、当該書類を重ねて提出する必要はありません。）
- 3 その他参考となる書類

- (注) 1 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等の直前、特例認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。
- 2 「特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第22項、第23条の12の3第22項又は第23条の12の5第19項において準用する同令第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- 3 特例認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式会社等の譲渡等があった日以前5年間に支払われたもの又は特例認定（贈与・相続）承継会社の解散前5年間に支払われたものをいいます。
- 4 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第2項第6号に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第2項第7号に規定する「特例経営承継相続人」及び同法第70条の7の8第2項第1号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- 5 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（一般措置）

税務署 受付印

税務署長 令和 年 月 日

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7第1項、第70条の7の2第1項、第70条の7の4第1項の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、  
 租税特別措置法 第21項、第22項、第13項の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める認定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める認定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第2号の資産認定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (a)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (b)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (c)	円
イ 経営承継者 (d) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (e) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①-②+③)	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限り。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株 (ロ × 円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (d)	円

(※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。)

関与税理士 電話番号

通印日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号

年 月 日 (資12②-32-A.4統一) (令5.6)

※ 欄は記入しなくても構いません。

税務署 受付印

税務署長 令和 年 月 日

〒 住所

氏名 (電話番号)

第70条の7第1項、第70条の7の2第1項、第70条の7の4第1項の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について、  
 租税特別措置法 第21項、第22項、第13項の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称 所在地

(※ 認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」に印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める認定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める認定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号に規定する事実に従って行う同項第二号の資産認定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 年 月 日

3 1の事情の詳細 (※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 (a)	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 (b)	円
③ 剰余金の配当等の額 (イ+ロ) (c)	円
イ 経営承継者 (d) 及び経営承継者と生計を一にする者が認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 (e) の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額 (①-②+③)	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限り。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株 (ロ × 円)
c 認可決定日における価額 (a × b) (d)	円

(※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。)

関与税理士 電話番号

通印日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予番号

年 月 日 (資12②-32-A.4統一) (令3.6)

※ 欄は記入しなくても構いません。

改正後

(義)

《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶子分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
    - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
    - 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
    - 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
  - 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
    - 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
    - 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
    - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、③の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶子中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶子分の贈与税額又は相続税額をいいます。  
 (注2) 「再計算猶子中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。  
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。  
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶子中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなくてはなりません。  
 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正前

(義)

《 添付書類等 》

この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶子分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に経営承継者が死亡した場合には、その経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）
    - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - 認可決定日における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
    - 認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
    - 認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
  - 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）
    - 申請事由の③の事実が生じた日における認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
    - 申請事由の③の事実が生じた時における認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
    - 認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限ります。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
    - 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、③の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの
- (注1) 「猶子中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶子分の贈与税額又は相続税額をいいます。  
 (注2) 「再計算猶子中贈与税・相続税額」とは、認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7第1項又は同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその認定（贈与・相続）承継会社の対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。  
 (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。  
 なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶子中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなくてはなりません。  
 (注4) 「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7第23項に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の7の2第24項に規定する「経営承継相続人等」又は同法第70条の7の4第13項に規定する「経営承継受贈者」をいいます。  
 (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改正後

改正前

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書（特例措置）

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第1項  
 贈与税特別措置法 第70条の7の6第1項  
 第70条の7の8第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、

第20項において準用する同法第70条の7第21項  
 次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたいので、  
 第12項において準用する同法第70条の7の2第22項

関係書類を添付して申請します。

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署長

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第1項  
 贈与税特別措置法 第70条の7の6第1項  
 第70条の7の8第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税 について、

第20項において準用する同法第70条の7第21項  
 次のとおり同条 第21項において準用する同法第70条の7の2第22項 の規定の適用を受けたいので、  
 第12項において準用する同法第70条の7の2第22項

関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

(※ 特例認定（贈与・相続）承継会社について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める評定が行われたこと

② 会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号で定める評定が行われたこと

③ 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事実に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

2 1の事情が生じた年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_

(※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。)

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 <sup>(R1)</sup>	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 <sup>(R2)</sup>	円
③ 剰余金の配当等の額（イ+ロ） <sup>(R3)</sup>	円
イ 特例経営承継者 <sup>(R4)</sup> 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 <sup>(R5)</sup> の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額（①-②+③）	円

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 猶予中贈与税・相続税額 <sup>(R1)</sup>	円
② 再計算猶予中贈与税・相続税額 <sup>(R2)</sup>	円
③ 剰余金の配当等の額（イ+ロ） <sup>(R3)</sup>	円
イ 特例経営承継者 <sup>(R4)</sup> 及び特例経営承継者と生計を一にする者が特例認定（贈与・相続）承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定（贈与・相続）承継会社から支給された給与 <sup>(R5)</sup> の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
④ 再計算免除贈与税・相続税額（①-②+③）	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ・円）
c 認可決定日における価額（a×b） <sup>(R2)</sup>	円

(※ 再計算猶予中贈与税・相続税額の計算の基となる特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額を計算します。)

特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額の計算

a 認可決定日の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の発行済株式又は出資（議決権があるものに限ります。）の総数又は総額の全てを贈与又は相続により取得したとした場合のその贈与又は相続の時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株式又は出資の価額の1単位当たりの価額	円
b 認可決定日の直前において有していた特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の数又は金額	株（ロ・円）
c 認可決定日における価額（a×b） <sup>(R2)</sup>	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②-47-A 4統一) (令5.6)

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
年 月 日				

(資12②-47-A 4統一) (令3.6)

## 改正後

(裏)  
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評価が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

## 【添付書類】

1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

- (1) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (3) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- (4) 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評価に基づいて作成された貸借対照表

2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

- (1) 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (3) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限り。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
- (4) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、③の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
- (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
- (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。  
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
- (注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- (注6) この申請書における租税特別措置法施行令第40条の8及び第40条の8の2の規定には、同令第40条の8の5、第40条の8の6又は第40条の8の8において準用される場合を含んでいます。

## 改正前

(裏)  
《添付書類等》

この申請書は、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に、特例認定（贈与・相続）承継会社について、民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定等があった場合において、その特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産につき評価が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①から③に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例経営承継者が死亡した場合には、その特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）がその特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

## 【添付書類】

1 民事再生法の規定による再生計画又は会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①又は②に該当する場合）

- (1) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 認可決定日における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (3) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画（民事再生法第2条第3号に規定する再生計画で同法第174条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類又はその特例認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画（会社更生法第2条第2項に規定する更生計画で同法第199条第1項の規定により認可の決定がされたものに限ります。）の写し及びその更生計画の認可の決定があったことを証する書類
- (4) 特例認定（贈与・相続）承継会社の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の8第47項第1号又は第40条の8の2第52項第1号に規定する評価に基づいて作成された貸借対照表

2 租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の③に該当する場合）

- (1) 申請事由の③の事実が生じた日における特例認定（贈与・相続）承継会社の定款の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第2条に規定する中小企業者であること及びその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等が非上場株式等に該当することを証するもの
- (2) 申請事由の③の事実が生じた時における特例認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で、その特例認定（贈与・相続）承継会社の全ての株主又は社員の名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有するその特例認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（その特例認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
- (3) 特例認定（贈与・相続）承継会社に係る債務処理計画（その債務処理計画に係る法人税法施行令第24条の2第1項第1号に規定する一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則が、産業競争力強化法第135条第1項に規定する中小企業再生支援協議会が定めたものである場合に限り。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
- (4) 法人税法施行規則第8条の6第1項第1号に掲げる者が作成した書類で、③の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の8第41項又は第40条の8の2第46項に規定するものである旨を証するもの

- (注1) 「猶予中贈与税・相続税額」とは、認可決定日の直前の納税猶予分の贈与税額又は相続税額をいいます。
- (注2) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等の認可決定日における価額として租税特別措置法施行規則第23条の9第38項の規定により算出した金額を、租税特別措置法第70条の7の5第1項又は同法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象（受贈・相続）非上場株式等のその贈与又は相続の時における価額とみなして再計算をした金額をいいます。
- (注3) 「剰余金の配当等の額」とは、認可決定日前5年間に支払われたものをいいます。  
なお、「剰余金の配当等の額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「剰余金の配当等の額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。
- (注4) 「特例経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の7の5第20項において準用する同法第70条の7第23項に規定する「特例経営承継受贈者」、同法第70条の7の6第21項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営承継相続人等」及び同法第70条の7の8第12項において準用する同法第70条の7の2第24項に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。
- (注5) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。

改 正 後

改 正 前

贈与税  
相続税  
非上場株式等についての納税猶予取りやめ届出書（一般措置）

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長

〒

届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

第70条の7第1項  
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等  
第70条の7の4第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 対象（受贈・相続）非上場株式等  
の 贈与を受けた 年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
相続(遺贈)があった

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 \_\_\_\_\_ 名称 \_\_\_\_\_

4 猶予中贈与税額（相続税額） \_\_\_\_\_ 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日（当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者  
(経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。)が死  
亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを  
知った日の翌日から6か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限  
までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-20-1 A 4 統一) (98.6)

贈与税  
相続税  
非上場株式等についての納税猶予取りやめ届出書（一般措置）

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

税務署  
受付印

\_\_\_\_\_ 税務署長

〒

届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 - - )

第70条の7第1項  
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の7の2第1項の規定に基づく非上場株式等  
第70条の7の4第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 対象（受贈・相続）非上場株式等  
の 贈与を受けた 年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
相続(遺贈)があった

3 認定(贈与・相続)承継会社の所在地 \_\_\_\_\_ 名称 \_\_\_\_\_

4 猶予中贈与税額（相続税額） \_\_\_\_\_ 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日（当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者  
(経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。)が死  
亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを  
知った日の翌日から6か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限  
までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※欄は記入しなくても構いません。

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-20-1 A 4 統一) (98.3)

## 改 正 後

(裏)

## 使用目的

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

## 改 正 前

(裏)

## 使用目的

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改 正 後

改 正 前

贈与税 相続税  
非上場株式等についての 納税猶予取りやめ届出書(特例措置)

贈与税 相続税  
非上場株式等についての 納税猶予取りやめ届出書(特例措置)

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 届出者住所

氏名

(電話番号 - - )

第70条の7の5第1項  
第70条の7の6第1項の規定に基づく非上場株式等  
第70条の7の8第1項

私は、下記に係る租税特別措置法  
第70条の7の5第1項  
第70条の7の6第1項  
第70条の7の8第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 特例対象(受贈・相続)非上場株式等  
の 贈与を受けた 年月日 年 月 日  
相続(遺贈)があった

3 特例認定(贈与・相続)承継会社の所在地 名称

4 猶予中贈与税額(相続税額) 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

〒 届出者住所

氏名

(電話番号 - - )

第70条の7の5第1項  
第70条の7の6第1項の規定に基づく非上場株式等  
第70条の7の8第1項

私は、下記に係る租税特別措置法  
第70条の7の5第1項  
第70条の7の6第1項  
第70条の7の8第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 氏名

2 特例対象(受贈・相続)非上場株式等  
の 贈与を受けた 年月日 年 月 日  
相続(遺贈)があった

3 特例認定(贈与・相続)承継会社の所在地 名称

4 猶予中贈与税額(相続税額) 円

(注) この届出書を提出した日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

関与税理士 電話番号

関与税理士 電話番号

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				



## 改 正 後

(裏)

## 使用目的

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

## 改 正 前

(裏)

## 使用目的

この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正後

改正前

確認  
\*

租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項  
・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置）

令和 年 月 日

税務署長 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_  
住所(居所)

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項第4号  
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号の規定の  
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号

特例認定贈与承継会社  
適用を引き続き受けたいので、特例認定承継会社 に係る売上割合及び雇割割合等について確認し、  
特例認定相続承継会社

この書類に関係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	② 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の取得年月日(注1)	③ 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の取得年月日(注1)
② 本店の所在地	中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日(注2)	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当

(注)1 会社が「特例認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。  
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。

2 会社の売上割合及び雇割割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額		B 特例適用対象贈与(相続開始)の際における常時使用従業員の数		人
要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日		
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額		
円	円	円		
b 売上割合(a + A × 100)	b 売上割合(a + A × 100)	b 売上割合(a + A × 100)		
%	%	%		
c 雇割判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇割判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇割判定基準日の常時使用従業員の数		
人	人	人		
d 雇割割合(c + B × 100)	d 雇割割合(c + B × 100)	d 雇割割合(c + B × 100)		
%	%	%		

※ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には記入してください。  
「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無  有  無

3 添付書類  
次に掲げる書類を提出してください。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第13項において準用する同条第2項(同条第5項(同条第14項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

(資12②-51-2-A4統一) (令5.6)

\*欄には記載しない(ただし、この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税滞りの継続届出書と一緒に提出してください。)

確認  
\*

租税特別措置法第70条の7の5第25項・第70条の7の6第26項  
・第70条の7の8第14項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書（特例措置）

令和 年 月 日

税務署長 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_  
住所(居所)

氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

第70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項第4号  
租税特別措置法 第70条の7の6第26項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号の規定の  
第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項第4号

特例認定贈与承継会社  
適用を引き続き受けたいので、特例認定承継会社 に係る売上割合及び雇割割合等について確認し、  
特例認定相続承継会社

この書類に関係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	② 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の取得年月日(注1)	③ 特例対象(受贈・相続)非上場株式会社等の取得年月日(注1)
② 本店の所在地	中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由が発生した年月日(注2)	<input type="checkbox"/> 3号該当 <input type="checkbox"/> 4号該当

(注)1 会社が「特例認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。  
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産業大臣の指定する事由が発生した日」を記載してください。

2 会社の売上割合及び雇割割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売上金額		B 特例適用対象贈与(相続開始)の際における常時使用従業員の数		人
要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日	要件緩和期間 年 月 日～ 年 月 日		
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額		
円	円	円		
b 売上割合(a + A × 100)	b 売上割合(a + A × 100)	b 売上割合(a + A × 100)		
%	%	%		
c 雇割判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇割判定基準日の常時使用従業員の数	c 雇割判定基準日の常時使用従業員の数		
人	人	人		
d 雇割割合(c + B × 100)	d 雇割割合(c + B × 100)	d 雇割割合(c + B × 100)		
%	%	%		

※ 基準日が特例経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には記入してください。  
「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無  有  無

3 添付書類  
次に掲げる書類を提出してください。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第13項において準用する同条第2項(同条第5項(同条第14項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

(資12②-51-2-A4統一) (令2.6)

\*欄には記載しない(ただし、この届出書は、非上場株式会社等についての贈与税・相続税の納税滞りの継続届出書と一緒に提出してください。)

## 改正後

## 《記載要領等》

## 1 届出をする必要のある方

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の7の6第2項第1号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の7の8第2項第2号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項（第4号に係る部分に限ります。）、第70条の7の6第26項又は第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項（第4号に係る部分に限ります。）、の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

## 2 届出期限

① 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日

② 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日

（注）「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

## 3 書き方等

① A欄は、中小企業信用保証法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「贈与」特定事業年度」といいます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

② 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

③ a欄～d欄は次のとおり記入します。

イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日まで間に終了する各事業年度（中小企業信用保証法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）の売上金額を記入します。

ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。

ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。

（注）「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

④ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。

⑤ 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

（注）1 「特例適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。

2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7の5第2項第1号イ（第70条の7の6第2項第1号イ、第70条の7の8第2項第2号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「（贈与）特定期間」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。

4 「雇用判定基準日」とは、措置令第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第61項第1号及び第2号）に規定する雇用判定基準日をいいます。

5 「特例経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（措置法第70条の7の6第26項又は措置法第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項第1号）に規定する期間をいいます。

## 改正前

## 《記載要領等》

## 1 届出をする必要のある方

この届出書は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の7の5第2項第1号に規定する特例認定贈与承継会社、同法第70条の7の6第2項第1号に規定する特例認定承継会社又は同法第70条の7の8第2項第2号に規定する特例認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、措置法70条の7の5第25項において準用する同法第70条の7第30項（第4号に係る部分に限ります。）、第70条の7の6第26項及び第70条の7の8第14項において準用する同法第70条の7の2第31項（第4号に係る部分に限ります。）、の規定の適用を受けている方（「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに特例認定（贈与・相続）承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

## 2 届出期限

① 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日

② 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日

（注）「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。なお、経営（贈与・相続）報告基準日とは、措置法第70条の7の5第2項第9号（第70条の7の6第2項第9号、第70条の7の8第2項第6号）に規定する経営（贈与・相続）報告基準日をいいます。

## 3 書き方等

① A欄は、中小企業信用保証法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「贈与」特定事業年度」といいます。）の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

② 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

③ a欄～d欄は次のとおり記入します。

イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日まで間に終了する各事業年度（中小企業信用保証法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）の売上金額を記入します。

ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷（贈与）特定事業年度の売上金額（上記①により計算された金額）×100」により計算します。

ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与（相続開始）の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。

（注）「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、措置法第70条の7の5第3項において準用する同法第70条の7第3項第9号（措置法第70条の7の6第3項又は措置法第70条の7の8第3項において準用する措置法第70条の7の2第3項第9号）等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。

④ 基準日が特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A（贈与）特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。

⑤ 特例認定（贈与・相続）承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

（注）1 「特例適用対象贈与の時」とは措置法第70条の7の5第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「相続開始の時」とは措置法第70条の7の6第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。

2 「常時使用従業員」とは、措置法第70条の7の5第2項第1号イ（第70条の7の6第2項第1号イ、第70条の7の8第2項第2号イ）に規定する常時使用従業員をいいます。

3 「要件緩和期間」とは、原則として基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日からその基準日までの期間（その基準日が最初の経営（贈与・相続）報告基準日である場合には、特例対象贈与（相続開始）の日の属する年分の贈与税（相続税）の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営（贈与・相続）報告基準日が（贈与）特定期間内にある場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日から1年を経過することの日（以下「特定基準日」といいます。）の直前の特定基準日（その1年を経過する日が最初の特定基準日である場合には、特例経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日から次の特定基準日までの期間）をいいます。なお、「（贈与）特定期間」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（租税特別措置法施行令（以下「措置令」といいます。）第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第51項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）（同法第70条の7の2第31項第1号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に規定する（贈与）特定期間をいいます。

4 「雇用判定基準日」とは、措置令第40条の8の5第36項において準用する措置令第40条の8第57項第1号及び第2号（措置令第40条の8の6第43項又は措置令第40条の8の8第19項において準用する措置令第40条の8の2第61項第1号及び第2号）に規定する雇用判定基準日をいいます。

5 「特例経営（贈与・相続）承継期間」とは、措置法第70条の7の5第25項において準用する措置法第70条の7第30項第1号（措置法第70条の7の6第26項又は措置法第70条の7の8第14項において準用する第70条の7の2第31項第1号）に規定する期間をいいます。

改正後

改正前

贈与税 相続税 の特例対象株式等についての納税猶予の差額免除申請書（特例措置）

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項  
租税特別措置法 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に  
第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において  
準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

租税特別措置法第70条の7の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当

租税特別措置法第70条の7の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当  
(譲渡等先<sup>(※1)</sup>の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡等先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

2 1の事情が生じた年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の8の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等<sup>(※2)</sup>

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・口・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・口・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するもの数又は金額 (株・口・円)
イ	・				
ロ	・				
ハ	・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株式数又は金額を記入してください。  
(裏面に続きます。)

※欄は記入しなくても構いません。

贈与税 相続税 の特例対象株式等についての納税猶予の差額免除申請書（特例措置）

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第12項 第70条の7の5第13項  
租税特別措置法 第70条の7の6第13項 又は 第70条の7の6第14項 の規定により納税の猶予に  
第70条の7の8第17項において 第70条の7の8第17項において  
準用する第70条の7の6第13項 準用する第70条の7の6第14項

係る猶予中の 贈与税 相続税 について、次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

1 この申請に係る事由の別

特例認定（贈与・相続）承継会社の名称 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

※ 該当するものにレ点を付し、適用を受けようとする条項を記載してください。

租税特別措置法第70条の7の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当

租税特別措置法第70条の7の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当し、かつ、租税特別措置法第70条の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当  
(譲渡等先<sup>(※1)</sup>の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡等先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

2 1の事情が生じた年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 会社の事業の継続が困難な事由の別

租税特別措置法施行令第40条の8の\_\_\_\_第\_\_\_\_項第\_\_\_\_号に該当

5 4の事由が生じた事情の詳細 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください

6 株式等の譲渡等が特例対象株式等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等<sup>(※2)</sup>

	① 取得年月日	② 特例贈与者又は特例被相続人の氏名	③ 株式数又は金額 (株・口・円)	④ ②のうち、譲渡等した株式数又は金額 (株・口・円)	⑤ ④のうち、免除を申請するもの数又は金額 (株・口・円)
イ	・				
ロ	・				
ハ	・				

※ 特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象（受贈・相続）非上場株式等（以下「特例対象株式等」といいます。）以外の株式等については、③及び④のみ、その株式数又は金額を記入してください。  
(裏面に続きます。)

※欄は記入しなくても構いません。

改正後

改正前

(裏面)

(裏面)

**7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	株(ロ・円)
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	株(ロ・円)
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(ホの額に基づき再計算した金額) <sup>(第3)</sup>	円
イ 対価の額 <sup>(第4)</sup>	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 <sup>(第5)</sup>	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額(解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額(イ+ロ) <sup>(第6)</sup>	円
イ 経営承継者 <sup>(第7)</sup> 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定(贈与・相続)承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与 <sup>(第8)</sup> の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(①)(特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②)ー(③+④)	円

**8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等**

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項(第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定の適用を受ける場合には1)、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項(第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。)の規定の適用を受ける場合には2)に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額(7①)	円
② 納付する税額(7③+7④)(合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ) <sup>(第9)</sup>	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(7③)のうち株式等以外の財産の価額(7③ロ)に対応する金額(7③×7③ロ/7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額(7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額(7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額(7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①+②)	円

関与税理士  電話番号

※	通達日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-52-A4統一)(令5.6)

**7 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算**

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、特例対象株式等の一部を譲渡等した場合における、その譲渡等した特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額 (①×ロ/イ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
イ 譲渡等の直前において有していたその会社の特例対象株式等の数又は金額	円
ロ イのうち譲渡等した特例対象株式等の数又は金額	円
③ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(ホの額に基づき再計算した金額) <sup>(第3)</sup>	円
イ 対価の額 <sup>(第4)</sup>	円
ロ イのうち、株式等以外の財産の価額	円
ハ 1の事由が生じた直前における特例対象株式等の時価に相当する金額 <sup>(第5)</sup>	円
ニ ハの2分の1に相当する金額	円
ホ イとニのいずれか大きい金額(解散による場合はイの金額)	円
④ 剰余金の配当等の額(イ+ロ) <sup>(第6)</sup>	円
イ 経営承継者 <sup>(第7)</sup> 及び経営承継者と生計を一にする者が特例認定(贈与・相続)承継会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	円
ロ 特例認定(贈与・相続)承継会社から支給された給与 <sup>(第8)</sup> の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(①)(特例対象株式等の一部を譲渡等した場合には②)ー(③+④)	円

**8 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額の計算等**

租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定の適用を受ける場合には1)、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定の適用を受ける場合には2)に記載してください。

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第12項・第70条の7の6第13項の規定により納付する税額の計算等

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額(7①)	円
② 納付する税額(7③+7④)(合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、イ+ロ) <sup>(第9)</sup>	円
イ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額(7③)のうち株式等以外の財産の価額(7③ロ)に対応する金額(7③×7③ロ/7③ホ) ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。	円
ロ 剰余金の配当等の額(7④)	円
③ 免除を受けようとする贈与税・相続税額(7⑤)	円
④ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①-②-③)	円

(2) 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額の計算等

① 租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額(7③+7④)	円
② 特例対象株式等の一部を譲渡等した場合におけるその譲渡等した特例対象株式等以外の特例対象株式等に対応する猶予中贈与税・相続税額(7①-7②)	円
③ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額(①+②)	円

関与税理士  電話番号

※	通達日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

(資12②-52-A4統一)(令3.6)

## 改正後

## 《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

## 【添付書類】

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第4号若しくは第5号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）第4号若しくは第5号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

- (注1) 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等（以下「特例対象株式会社等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注2) 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象株式会社等以外のものを有する場合には、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式等について記入します。
- (注3) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式会社等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。
- (注4) 「対価の額」とは、特例対象株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式会社等の時価に相当する金額をいいます。
- (注5) 「特例対象株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- (注6) 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。
- (注7) 承継会社の特例対象株式会社等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- (注9) 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

## 改正前

## 《 添付書類等 》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例経営（贈与・相続）承継期間（以下「承継期間」といいます。）の末日の翌日以後、一定の譲渡等を行ったときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内（一定の譲渡等の事由の生じた日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）（以下「経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

## 添付書類

- (1) 譲渡等（譲渡又は贈与をいいます。以下同じです。）に係る契約書、合併契約書、株式交換契約書又は株式移転計画書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- (2) 譲渡の対価、合併対価又は交換等対価の額及びその額のうち株式等以外の財産の価額を証する書類
- (3) 租税特別措置法施行令第40条の8の5第22項第4号若しくは第5号又は第40条の8の6第29項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。）第4号若しくは第5号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- (4) 租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定の適用を受けようとする場合には、同法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなった時の直前における特例認定（贈与）承継会社の常時使用従業員（同条第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。）の一覧表及び従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。）その他の書類で当該常時使用従業員が租税特別措置法施行規則第23条の12の2第3項又は第23条の12の3第4項（第23条の12の5第2項において準用する場合を含みます。）において準用する第23条の9第4項各号のいずれに該当するかを明らかにする書類の写し
- (5) その他参考となるべき事項を記載した書類
- (6) 担保提供書及び担保関係書類

- (注1) 「譲渡等先」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等（以下「特例対象株式会社等」といいます。）の譲渡先又は贈与先、吸収合併存続会社等（会社法第749条第1項に規定する吸収合併存続会社又は第753条第1項に規定する新設合併設立会社をいいます。）、株式交換完全親会社等（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は第773条第1項第5号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。
- (注2) 「6 株式等の譲渡等が特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合等における譲渡等の直前において有する株式等の明細等」には、1の事由のうち、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項第1号の規定の適用に係る譲渡等がその特例対象株式会社等の一部の譲渡等である場合又は、その譲渡等の直前において特例経営（相続）承継受贈者（相続人等）が特例認定（贈与・相続）承継会社（以下「承継会社」といいます。）の株式等のうち、特例対象株式会社等以外のものを有する場合には、その譲渡等の直前において経営承継者が有していた承継会社の株式等について記入します。
- (注3) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ホの額に基づき再計算した金額）」とは、7③ホの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与若しくは相続又は遺贈により取得をしたその承継会社の特例対象株式会社等のその贈与若しくは相続又は遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。
- (注4) 「対価の額」とは、特例対象株式会社等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）、解散の直前における特例対象株式会社等の時価に相当する金額をいいます。
- (注5) 「特例対象株式会社等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第29項、第23条の12の3第29項又は第23条の12の5第19項において準用する第23条の9第36項に定める金額をいいます。
- (注6) 「④ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロに掲げる各金額をいいます。
- (注7) 承継会社の特例対象株式会社等の譲渡等があった日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前5年以内に支払われたもの、承継会社の解散の日以前5年以内に支払われたものをいいます。
- (注8) 「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。
- (注9) 「納付する税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

改 正 後

改 正 前

特例対象株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）

特例対象株式会社等についての納税猶予の贈与税・相続税の追加免除申請書（特例措置）

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第14項第1号  
第70条の7の6第15項第1号  
第70条の7の8第17項において  
準用する第70条の7の6第15項第1号

贈与税  
相続税

の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、  
準用する第70条の7の6第15項第1号

次のおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

第70条の7の5第14項第1号  
第70条の7の6第15項第1号  
第70条の7の8第17項において  
準用する第70条の7の6第15項第1号

贈与税  
相続税

の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、  
準用する第70条の7の6第15項第1号

次のおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しないでください。

※欄は記入しないでください。

1 この申請に係る会社に関する事項

1 この申請に係る会社に関する事項

- ① 会社の名称 \_\_\_\_\_
- ② 会社の所在地 \_\_\_\_\_
- ③ 業務の内容 \_\_\_\_\_
- ④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時<sup>(第11)</sup>の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員<sup>(第2)</sup>であった者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。）<sup>(第3)</sup> \_\_\_\_\_

- ① 会社の名称 \_\_\_\_\_
- ② 会社の所在地 \_\_\_\_\_
- ③ 業務の内容 \_\_\_\_\_
- ④ 譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時<sup>(第11)</sup>の直前において特例認定（贈与・相続）承継会社の常時使用従業員<sup>(第2)</sup>であった者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑤ ④の常時使用従業員であった者のうち譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日まで引き続き会社の常時使用従業員である者の数 \_\_\_\_\_人
- ⑥ ④・⑤の常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するもののうち会社が所有又は賃借をしているものの所在地（②の所在地と同じ場合には記載不要です。）<sup>(第3)</sup> \_\_\_\_\_

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等

① 猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。）の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）	円
イ 対価の額 <sup>(第4)</sup>	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額） <sup>(第5)</sup>	円
ハ 剰余金の配当等の額 <sup>(第6)</sup>	円
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ）） <sup>(第7)</sup>	円
イ 対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ/③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）	円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）	円

① 猶予中贈与税・相続税額	円
② ①のうち、租税特別措置法第70条の7の5第13項・第70条の7の6第14項の規定により猶予中贈与税・相続税額とされる金額	円
③ 特例再計算贈与・相続税額の計算（ロ＋ハ）	円
イ 対価の額 <sup>(第4)</sup>	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額） <sup>(第5)</sup>	円
ハ 剰余金の配当等の額 <sup>(第6)</sup>	円
④ 納付する贈与税・相続税額（③（合併又は株式交換等に際して株式等以外の財産がある場合には、ロ＋ハ）） <sup>(第7)</sup>	円
イ 対価の額（③イ）のうち、株式等以外の財産の価額	円
ロ 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（③ロ）のうち、株式等以外の財産の価額（イ）に対応する金額（③ロ×イ/③イ） ※ 計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	円
ハ 剰余金の配当等の額（③ハ）	円
⑤ 免除を受けようとする贈与税・相続税額（②－③）	円
⑥ 引き続き納税の猶予がされる猶予中贈与税・相続税額（①－④－⑤）	円

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

※	通信日付印の年月日	(確認)	入力	確認	納税猶予番号
	年 月 日				

## 改正後

(裏)  
《記載要領等》

この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第13項又は第70条の7の6第14項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）において、会社がその事業を継続している場合<sup>(6)</sup>に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者又は特例経営承継相続人等（以下「特例経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項（第40条の8の8第21項において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

1 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

(注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

(注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

(注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。

(注4) 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

(注5) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等その贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

(注6) 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

## 3 添付書類

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第31項第5号、第23条の12の3第31項第5号又は第23条の12の5第23項において準用する第23条の12の3第31項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表

(2) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの

## 改正前

(裏)  
《記載要領等》

この申請書は、租税特別措置法第70条の7の5第12項各号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受けた者が、譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった日から2年を経過する日（当該2年を経過する日前に特例経営承継受贈者若しくは当該特例経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合又は特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）において、会社がその事業を継続している場合<sup>(6)</sup>に該当することにより、同法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号の規定により、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の免除申請を行う場合に使用します。

なお、免除申請を行う場合には、当該2年を経過する日から2か月以内（当該2年を経過する日から2か月以内に特例経営（相続）承継受贈者又は特例経営承継相続人等（以下「特例経営承継者」といいます。）が死亡した場合には、特例経営承継者の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内、以下「申請期限」といいます。）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

※ 事業を継続している場合とは、表面の1の⑤の人数が④の人数の2分の1に相当する数（その数に1人未満の端数があるときはこれを切り捨てた数とし、④の数が1人のときは1人とします。）以上であるなど、租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項各号又は第40条の8の6第38項（第40条の8の8第21項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）各号に掲げる要件の全てを満たす場合をいいます。詳しくは税務署にお尋ねください。

1 「1 この申請に係る会社に関する事項」欄には、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の名称、所在地、業務の内容等の事項について記載します。

(注1) 「譲渡等、合併又は株式交換等に該当することとなった時」とは、特例対象（受贈・相続）非上場株式会社等の全部又は一部について、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号又は第70条の7の6第13項（第70条の7の8第17項の規定において準用する場合を含みます。以下同じです。）第1号に該当する譲渡等をした時、特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第2号又は第70条の7の6第13項第2号に該当する合併により消滅した時又は特例認定（贈与・相続）承継会社が第70条の7の5第12項第3号又は第70条の7の6第13項第3号に該当する株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった時をいいます。

(注2) 「常時使用従業員」とは、会社の従業員であって、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項各号に掲げるいずれかの者をいいます。

(注3) 常時使用従業員が勤務している事務所、店舗、工場その他これらに類するものうち所有又は賃借をしているものが2以上ある場合には、主たるものの所在地を記載します。

2 「2 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算等」欄には、この免除申請に係る贈与税・相続税の計算の明細について記載します。

(注4) 「対価の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号又は第70条の7の6第15項第1号の規定の適用に係る譲渡等の対価の額、合併対価（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する特例認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）の額、株式交換等の対価（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった特例認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）の額をいいます。

(注5) 「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（イの額に基づき再計算した納税猶予分の贈与税・相続税の金額）」とは、③イの額を租税特別措置法第70条の7の5第1項、第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例認定（贈与・相続）承継会社の特例対象株式等その贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の7の5第2項第8号、第70条の7の6第2項第8号又は第70条の7の8第2項第4号の規定により計算をした金額をいいます。

(注6) 「ハ 剰余金の配当等の額」とは、租税特別措置法第70条の7の5第12項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロ又は第70条の7の6第13項第1号ロ、第2号ロ若しくは第3号ロに掲げる各金額をいいます。

(注7) 「④ 納付する贈与税・相続税額」については、申請期限までに納付する必要があります。

## 3 添付書類

(1) 租税特別措置法第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日における第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社の従業員数証明書その他の書類で租税特別措置法施行規則第23条の12の2第31項第5号、第23条の12の3第31項第5号又は第23条の12の5第23項において準用する第23条の12の3第31項第5号の数を証するもの及び常時使用従業員である者の一覧表

(2) 登記事項証明書その他の書類で租税特別措置法第70条の7の5第14項第1号イからハまで又は第70条の7の6第15項第1号イからハまでに掲げる会社が第70条の7の5第14項又は第70条の7の6第15項の2年を経過する日において租税特別措置法施行令第40条の8の5第31項第3号又は第40条の8の6第38項第3号の事務所、店舗、工場その他これらに類するものを所有していること又は賃借していることを証するもの



改 正 後

改 正 前

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書

事業用資産についての 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

届出者 住所 氏名 (電話番号 - - )

第70条の6の8第1項 贈与税 第70条の6の10第1項 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

第9項 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の 贈与を受けた年月日	令和 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

この届出書は、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 令和 年 月 日

2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 円 相続税 額 円

【添付書類】  
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(継続届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税額・相続税額の明細書(継続届出用)」※2
5	報告基準日における特例(受贈)事業用資産の区分に応じ、固定資産税の通知書の写し等(詳細は、裏面をご覧ください。)
6	特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
7	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 今回の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日			

※欄は記入しなくても構いません。

税務署 受付印

令和 年 月 日

税務署長

届出者 住所 氏名 (電話番号 - - )

第70条の6の8第1項 贈与税 第70条の6の10第1項 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、

第9項 第10項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の 贈与を受けた年月日	令和 年 月 日
贈与者 住所	氏名
被相続人	

この届出書は、贈与者・被相続人ごとに作成してください。

1 特例(贈与・相続)報告基準日(以下「報告基準日」といいます。) 令和 年 月 日

2 1の報告基準日における猶予中 贈与税 額 円 相続税 額 円

【添付書類】  
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(継続届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「事業用資産についての納税の猶予に係る期限が到来した又は免除された猶予中贈与税・相続税額の明細書」※2
5	報告基準日における特例(受贈)事業用資産の区分に応じ、固定資産税の通知書の写し等(詳細は、裏面をご覧ください。)
6	特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年以前3年内の各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
7	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。

※2 今回の報告基準日の直前の報告基準日の翌日から今回の報告基準日までの間に、特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額等がある場合に提出してください。

※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

関与税理士 電話番号

通信日付印の年月日 (確認)	入力	確認	納税猶予整理番号
年 月 日			

※欄は記入しなくても構いません。

## 改 正 後

(裏)

## 1 届出書を提出する人

特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項・同法第70条の6の10第1項）の適用を受けている特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日<sup>※1</sup>の翌日から3か月を経過する日までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります<sup>※2</sup>。

※1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

※2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の継続届出書」を使用してください。

## 2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「贈与者・被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 4 【添付書類】の5の書類は、具体的には次の表のとおりです。

特例（受贈）事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

## 改 正 前

(裏)

## 1 届出書を提出する人

特例（受贈）事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の8第1項・同法第70条の6の10第1項）の適用を受けている特例事業受贈者・相続人等は、特例（贈与・相続）報告基準日<sup>※1</sup>の翌日から3か月を経過する日までに贈与税・相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨を税務署長に届け出る必要があります<sup>※2</sup>。

※1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

※2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての相続税・贈与税の納税猶予の継続届出書」を使用してください。

## 2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 「贈与者・被相続人」欄には、特例事業受贈者に係る贈与者又は特例事業相続人等に係る被相続人の住所及び氏名を記載してください。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

- (1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。
- (2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 4 【添付書類】の5の書類は、具体的には次の表のとおりです。

特例（受贈）事業用資産の種類	添付書類
地方税法に規定する償却資産	固定資産税の通知書の写し等（次の事項が記載されたものに限ります。） イ 償却資産の所有者の住所及び氏名 ロ 償却資産の所在、種類、数量及び価格
自動車・軽自動車・原動機付自転車	自動車検査証の写し、自動車税等課税明細書の写し等で特例（受贈）事業用資産に該当することを明らかにするもの
果樹等	果樹等が所在する土地が耕作の用に供されていることを証する書類（農業委員会等に書類の発行の依頼をしてください。）

改 正 後

改 正 前

事業用資産に係る事業に関する明細書 (継続届出用)

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項 の規定による継続届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項

Table with 2 columns: 番号 (Number) and 所在場所 (Location)

2 この届出書を提出する日の属する年の前年以前の各年(その特例(贈与・相続)報告基準日(第11)以下「報告基準日」といいます。)(直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。)(特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

Table with 3 columns: 前年 (Previous Year), 前々年 (Two Years Before), 前々々年 (Three Years Before)

3 資産保有型事業等に関する事項

① 報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

② 報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額

③ 報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入(第2)

Main table for asset details with columns for asset type (e.g., 有価証券, 不動産), description, and amounts.

④ 必要経費不算入対応等(第4)(報告基準日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)

⑤ 上記②及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)

⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④)) % ⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②) %

4 報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(当該報告基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。)(規定する場合(第5、6)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

事業用資産に係る事業に関する明細書 (継続届出用)

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第28項 第40条の7の10第26項 の規定による継続届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する明細は、次のとおりです。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項

Table with 2 columns: 番号 (Number) and 所在場所 (Location)

2 この届出書を提出する日の属する年の前年以前の各年(その特例(贈与・相続)基準日(第11)以下「報告基準日」といいます。)(直前の特例(贈与・相続)基準日の属する年の前年以前の各年を除きます。)(特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額

Table with 3 columns: 前年 (Previous Year), 前々年 (Two Years Before), 前々々年 (Three Years Before)

3 資産保有型事業等に関する事項

① 報告基準日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

② 報告基準日の属する年の前年における当該事業に係る事業所得に係る総収入金額

③ 報告基準日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入(第2)

Main table for asset details with columns for asset type (e.g., 有価証券, 不動産), description, and amounts.

④ 必要経費不算入対応等(第4)(報告基準日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)

⑤ 上記②及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)

⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)

⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④)) % ⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②) %

4 報告基準日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(当該報告基準日が最初の基準日である場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の翌日から当該報告基準日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。)(規定する場合(第5、6)に該当することとなった事業の有無(いずれかを丸で囲んでください。)

有 無

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(継続届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又は運用収入割合が基準以上となった場合】」を継続届出書に添付して提出する必要があります。

※ 欄には記載しないこと。

※ 欄には記載しないこと。

## 改 正 後

## 記載方法等

1 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

5 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

5. 6

## 改 正 前

## 記載方法等

1 この明細書は、贈与税又は相続税の納税猶予を引き続いて受ける場合に租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の規定により提出する継続届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

※ 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、この明細書の提出は不要です。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

(注) 1 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

2 「特定資産の帳簿価額」とは、基準日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、基準日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

3 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

4 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

5 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

改正前

事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書

税務署  
 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記の事業について、特定資産の保有割合<sup>(第1)</sup>を基準割合未満に減少させたので、  
 特定資産の運用収入割合<sup>(第2)</sup>を基準割合未満に減少させたので、

租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第17項  
 第23条の8の9第15項の規定により下記のとおり届け出ます。

※欄は記入しなくても構いません。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項  
屋号 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

税務署  
 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号 \_\_\_\_\_)

下記の事業について、特定資産の保有割合<sup>(第1)</sup>を基準割合未満に減少させたので、  
 特定資産の運用収入割合<sup>(第2)</sup>を基準割合未満に減少させたので、

租税特別措置法施行規則 第23条の8の8第19項  
 第23条の8の9第17項の規定により下記のとおり届け出ます。

※欄は記入しなくても構いません。

1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項  
屋号 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

3 該当規定<sup>(第3、4)</sup>

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。) 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。) 【一定の事由によりその年の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

3 該当規定<sup>(第3、4)</sup>

(1)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。) 【一定の事由によりその日の特定資産の保有割合が70%以上】	【保有割合】	%
(2)	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。) 【一定の事由によりその年の特定資産の運用収入割合が75%以上】	【運用収入割合】	%

4 3の事由が生じた年月日(3(2)の場合は年分) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日(令和\_\_\_\_年分)

5 3の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 ※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の年分の翌年12月31日が、3の割合を減少すべき期限となります。

4 3の事由が生じた年月日(3(2)の場合は年分) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日(令和\_\_\_\_年分)

5 3の割合を減少すべき期限<sup>※</sup> 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
 ※ 3(1)に該当する場合には、4の年月日から6か月を経過する日が、3(2)に該当する場合には4の年分の翌年12月31日が、3の割合を減少すべき期限となります。

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の特定資産の保有割合 \_\_\_\_\_ %  
 運用収入 \_\_\_\_\_ %

(2) (1)の割合に減少させた年月日(3(2)の場合は年分) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日(令和\_\_\_\_年分)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

6 特定資産の保有割合又は運用収入割合の減少に関する事項

(1) 減少後の特定資産の保有割合 \_\_\_\_\_ %  
 運用収入 \_\_\_\_\_ %

(2) (1)の割合に減少させた年月日(3(2)の場合は年分) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日(令和\_\_\_\_年分)

(3) (1)の割合に減少させた事情の詳細  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

関与税理士	電話番号				
※	通信日付印の年月日	捺印	入力	確認	納税番号管理番号
	年 月 日				

(資12②-13-3-A.4統一)(令5.6)

関与税理士	電話番号				
※	通信日付印の年月日	捺印	入力	確認	納税番号管理番号
	年 月 日				

(資12②-13-3-A.4統一)(令4.6)

## 改正後

(裏)

1 この届出書は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から3か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第9項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の6の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合  
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

## 改正前

(裏)

1 この届出書は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から3か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第9項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の6の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

2 標題の「特定資産の保有割合  
特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を抹消してください。

(注)1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B+C}{A+C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。

3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。

4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

改正前

買換資産の取得価額等の明細書

買換資産の取得価額等の明細書

税務署  
受付印

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
税務署長 \_\_\_\_\_

申請者  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項  
第40条の7の10第18項の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額  
等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続(遺贈)のあった年月日 令和 ____年 ____月 ____日				
贈与を受けた特例(受贈)事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産		
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈与 相続(遺贈)の時の価額	①	円	
	贈与の 年月日	令和 ____年 ____月 ____日		
贈与の 対価の額	②	円		
取得をした事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合 計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	取 得 対 価	円	円	円
	取得に要した費用の額	円	円	円
	取得価額(③+④)	円	円	A 円
	買 入 先	住所又は所在地		
	氏名又は名称			
贈与の対価の額(②)のうち、取得 価額(⑤)に充てられた金額	⑥		円	
事業の用に供されなくなった部分 (①×(②-⑤)/②)	⑦		円	
特例(受贈)事業用資産とみなさ れる取得をした事業用資産の価額	⑧	(B×⑤/A) 円	(B×⑤/A) 円 B (①-⑦) 円	

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日 (捺 認) 入 力 確 認 納税猶予整理番号  
\* 年 月 日 \_\_\_\_\_ (資 12⑤-21-A 4 統一) (令 5.6)

税務署  
受付印

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
税務署長 \_\_\_\_\_

申請者  
氏名 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日提出

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第21項  
第40条の7の10第18項の規定による承認申請に係る買換資産の取得価額  
等は、下記のとおりです。

贈与者又は被相続人	住所	氏名		
贈与を受けた又は相続(遺贈)のあった年月日 令和 ____年 ____月 ____日				
贈与を受けた特例(受贈)事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産		
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	贈与 相続(遺贈)の時の価額	①	円	
	贈与の 年月日	令和 ____年 ____月 ____日		
贈与の 対価の額	②	円		
取得をした事業用資産	種 類	宅地等・建物・減価償却資産	宅地等・建物・減価償却資産	合 計
	名 称			
	所 在 場 所			
	面 積			
	取 得 年 月 日	令和 ____年 ____月 ____日	令和 ____年 ____月 ____日	
	取 得 対 価	円	円	円
	取得に要した費用の額	円	円	円
	取得価額(③+④)	円	円	A 円
	買 入 先	住所又は所在地		
	氏名又は名称			
贈与の対価の額(②)のうち、取得 価額(⑤)に充てられた金額	⑥		円	
事業の用に供されなくなった部分 (①×(②-⑤)/②)	⑦		円	
特例(受贈)事業用資産とみなさ れる取得をした事業用資産の価額	⑧	(B×⑤/A) 円	(B×⑤/A) 円 B (①-⑦) 円	

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日 (捺 認) 入 力 確 認 納税猶予整理番号  
\* 年 月 日 \_\_\_\_\_ (資 12⑤-21-A 4 統一) (令 4.6)

## 改 正 後

## 記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23条の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法第70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法第70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。  
この場合、次の欄は次により記載してください。
  - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
  - 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
  - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
  - 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額の合計額（A）が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額の合計額（A）が②の金額未満である場合には、⑤の金額の合計額（A）を記載してください。
- 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。
- 各事業用資産の⑧欄の金額の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、各事業用資産の⑧欄の合計額が「合計」の⑧欄の金額（B）と一致するよう調整をしてください。
- 譲渡をした特例（受贈）事業用資産が2以上ある場合において、その譲渡対価がいずれの買換資産の取得価額に充てられたかは、この明細書を提出する者の任意によります。  
この場合における「取得をした事業用資産」の「取得対価（③）」欄及び「取得に要した費用の額（④）」欄の記載については、この明細書に係る譲渡をした特例（受贈）事業用資産に対応する金額とともに、それぞれの総額を括弧書きで記載してください。

## 改 正 前

## 記載方法等

この明細書は、特例（受贈）事業用資産の譲渡をした日から1年以内に買換資産の取得をする見込みにつき税務署長の承認を受けた場合において、その譲渡の日から1年を経過する日までに買換資産を取得したときに、その承認を受けた税務署長に提出する租税特別措置法施行規則第23条の8の8第11項（同令第23条の8の9第8項において準用する場合を含みます。）に規定する書類として使用してください。

なお、その譲渡の対価の額のうち、その1年を経過する日までに買換資産の取得に充てられていない部分に対応する贈与税額又は相続税額については、同日から2か月を経過する日に猶予期限が確定します。

- この明細書を提出する場合、贈与税の納税猶予について租税特別措置法70条の6の8第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の10第18項」の文字を、相続税の納税猶予について同法70条の6の10第5項の承認を受けた場合は、本文中の「第40条の7の8第21項」の文字を横線で抹消してください。
- 「譲渡をした特例（受贈）事業用資産」の各欄には、譲渡をした特例（受贈）事業用資産に関する事項について、税務署長の承認を受けた「買換資産の取得に関する承認申請書」の記載に基づき記載してください。
- 「取得をした事業用資産」の各欄には、承認申請に基づき取得をした事業用資産に関する事項について、取得した事業用資産ごとに記載してください。  
この場合、次の欄は次により記載してください。
  - 「種類」欄は、該当するものを丸で囲んでください。
  - 「名称」欄は、減価償却資産の取得をした場合に記入してください。
  - 「面積」欄は、宅地等、建物又は果樹等の取得をした場合にその面積を記載してください。
  - 事業用資産の取得対価や仲介料等につき課された消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）がある場合の「取得対価」及び「取得に要した費用の額」欄の金額については、申請者が課税事業者であるときには、事業所得に係る経理方式に従い税込価額（消費税等の対価を含んだ取引の対価の額をいいます。）又は税抜価額（消費税等の対価を含まない取引の対価の額をいいます。）により、申請者が課税事業者以外の者であるときには税込価額により記載してください。
- 「譲渡の対価の額（②）のうち、取得価額（⑤）に充てられた金額」欄は、⑤の金額の合計額（A）が②の金額以上である場合には、②の金額を、⑤の金額の合計額（A）が②の金額未満である場合には、⑤の金額の合計額（A）を記載してください。
- 「事業の用に供されなくなった部分」欄と「特例（受贈）事業用資産とみなされる取得をした事業用資産の価額」欄は、上記2から4までに記載した事項に基づいて記載してください。
- 各事業用資産の⑧欄の金額の計算上、1円未満の端数が生じた場合には、各事業用資産の⑧欄の合計額が「合計」の⑧欄の金額（B）と一致するよう調整をしてください。
- 譲渡をした特例（受贈）事業用資産が2以上ある場合において、その譲渡対価がいずれの買換資産の取得価額に充てられたかは、この明細書を提出する者の任意によります。  
この場合における「取得をした事業用資産」の「取得対価（③）」欄及び「取得に要した費用の額（④）」欄の記載については、この明細書に係る譲渡をした特例（受贈）事業用資産に対応する金額とともに、それぞれの総額を括弧書きで記載してください。



改正後

改正前

**贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）**

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に 贈与者 受贈者 (氏名: \_\_\_\_\_) 相続人等 (住所: \_\_\_\_\_) が死亡し、租税特別措置法第70条の6の8第14項第\_\_\_\_号 第70条の6の10第15項第1号 の規定により、次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者 受贈者との続柄 \_\_\_\_\_ 相続人等 電話 \_\_\_\_\_

1 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 相続（遺贈）があった

2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 \_\_\_\_\_ 円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

免除対象贈与に係るもの	④ 贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額 (①-②)
上記以外				

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × 上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 (円) = 免除を受ける贈与税額 (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。  
2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関係税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日 (捺印) 入力 確認 納税猶予整理番号

※ \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ (資12②-23-A4統一) (令6.6)

**贈与税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）**

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日に 贈与者 受贈者 (氏名: \_\_\_\_\_) 相続人等 (住所: \_\_\_\_\_) が死亡し、租税特別措置法第70条の6の8第14項第\_\_\_\_号 第70条の6の10第15項第1号 の規定により、次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

【届出者】※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 贈与者 受贈者との続柄 \_\_\_\_\_ 相続人等 電話 \_\_\_\_\_

1 特例（受贈）事業用資産の 贈与を受けた 年月日 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 相続（遺贈）があった

2 死亡日の直前における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額 \_\_\_\_\_ 円

【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】

免除対象贈与に係るもの	④ 贈与者の氏名	① 贈与時の価額	② 左のうち免除を受けるもの	③ 残額 (①-②)
上記以外				

4 免除を受ける 贈与税 相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

※ 贈与者が死亡した場合の贈与税の免除（租税特別措置法第70条の6の8第14項第2号）を受ける場合には、次の欄の算式に従って計算し、記載してください。

上記2の「死亡日の直前における猶予中贈与税額」 (円) × 上記3の「死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の価額」 (円) = 免除を受ける贈与税額 (円)

この欄の金額を上記4の「免除を受ける贈与税額」欄に記載してください。

(注) 1 【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】の「②左のうち免除を受けるもの」欄に記載した金額を転記してください。  
2 計算した金額が百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨ててください。

5 贈与者 被相続人 の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

6 死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

関係税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通信日付印の年月日 (捺印) 入力 確認 納税猶予整理番号

※ \_\_\_\_\_ 年 月 日 \_\_\_\_\_ (資12②-23-A4統一) (令6.6)

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

## 改正後

## (英)

## 1 届出書を提出する人

贈与者<sup>(英1)</sup>、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(英2)</sup>。

(注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「**免除対象贈与**」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「**前の贈与者**」といいます。）となります。

2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「**現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）**」を使用してください。

## 2 記載方法等

(1) 標題の「**贈与税・相続税**」や本文の「**受贈者**」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者（氏名：\_\_\_\_）（住所：\_\_\_\_）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3) 「**受贈者**」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。

なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑧ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

(5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例（贈与・相続）報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」 <sup>*1</sup>
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」 <sup>*2</sup>
5	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 <sup>*3</sup>
6	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し <sup>*4</sup>

\*1 「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要です。

\*2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

\*3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

\*4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

## 改正前

## (英)

## 1 届出書を提出する人

贈与者<sup>(英1)</sup>、特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、その死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります<sup>(英2)</sup>。

(注)1 特例受贈事業用資産の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与（以下「**免除対象贈与**」といいます。）により取得したものである場合における当該特例受贈事業用資産に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者（以下「**前の贈与者**」といいます。）となります。

2 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「**現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）**」を使用してください。

## 2 記載方法等

(1) 標題の「**贈与税・相続税**」や本文の「**受贈者**」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

なお、租税特別措置法第70条の6の8第14項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第\_\_\_\_号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分	記載例
① 贈与者の死亡の時以前に特例事業受贈者が死亡した場合	第1号
② 贈与者が死亡した場合	第2号

(2) 本文の「\_\_\_\_年\_\_月\_\_日に受贈者（氏名：\_\_\_\_）（住所：\_\_\_\_）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。

(3) 「**受贈者**」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4) 「3 死亡日の直前において事業の用に供されていた特例受贈事業用資産の贈与時の価額」欄は、贈与者が死亡した場合の免除の届出をする場合に、「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」の「1 特例（受贈）事業用資産の明細」欄及び「2 特例受贈事業用資産の内訳」欄に記載に基づき、記載してください。

なお、【特例受贈事業用資産の贈与時の価額の内訳等】欄の「⑧ 左のうち免除を受けるもの」は、死亡した贈与者又は前の贈与者に係る「④ 贈与時の価額」欄に記載した金額を転記してください。

(5) 贈与者、特例事業受贈者又は特例事業相続人等が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後3年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に特例（贈与・相続）報告基準日がないときは、6の「死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 【添付書類】

この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書（免除届出用）」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書（免除届出用）」及び「（同）別紙」 <sup>*1</sup>
3	「必要経費不算入対価等の明細書」
4	「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税の明細書（免除届出用）」 <sup>*2</sup>
5	死亡日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の属する年から死亡の日の属する年の前年までの各年における特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書 <sup>*3</sup>
6	特例（受贈）事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例（受贈）事業用資産が5の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
7	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第12項の確認書の写し <sup>*4</sup>

\*1 「（同）別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要です。

\*2 納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。

\*3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例（受贈）事業用資産に係る事業のみである場合には不要です。

\*4 贈与税について届出を行う場合で、都道府県知事から交付を受けているときに限ります。

改正後

改正前

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)

事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書(事業継続困難免除)

税務署 受付印

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 贈与税  
第70条の6の10第15項第3号 相続税 を免除されたいので届け  
出ます。

【届出者】  
〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日  
相続(遺贈)があった \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

2 この届出に係る事由の別  
(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第3項に規定する障害等級が一级である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	②	身体障害者福祉法第16条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一级又は二级である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 . .

3 事業継続困難日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円  
相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

5 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円  
相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

6 贈与者 氏名 \_\_\_\_\_  
被相続人 住所 \_\_\_\_\_

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】  
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。  
 ※2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。  
 ※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日(確認) 入力 確認 納税猶予整理番号

※ 年 月 日

(関2②-24-A4続一) (95.0)

※ 欄は記入しなくても構いません。

税務署 受付印

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

私は、租税特別措置法 第70条の6の8第14項第4号 贈与税  
第70条の6の10第15項第3号 相続税 を免除されたいので届け  
出ます。

【届出者】  
〒 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_)

1 特例(受贈)事業用資産の 贈与を受けた 年月日  
相続(遺贈)があった \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

2 この届出に係る事由の別  
(※ 特例事業受贈者・相続人等について、該当する事由の「□」にレ印を記入してください。)

<input type="checkbox"/>	①	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第9条第3項に規定する障害等級が一级である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	②	身体障害者福祉法第16条第4項の規定により身体障害者手帳(身体上の障害の程度が一级又は二级である者として記載されているものに限る。)の交付を受けたこと。	交付年月日 . .
<input type="checkbox"/>	③	介護保険法第19条第1項の規定による同項に規定する要介護認定(同項の要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項第5号に掲げる区分に該当するものに限る。)を受けたこと。	認定年月日 . .

3 事業継続困難日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

4 事業継続困難日の直前における猶予中 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円  
相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

5 免除を受ける 贈与税 額 \_\_\_\_\_ 円  
相続税 額 \_\_\_\_\_ 円

6 贈与者 氏名 \_\_\_\_\_  
被相続人 住所 \_\_\_\_\_

7 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】  
この届出書には、次の表に掲げる書類を添付して提出してください。

1	「事業用資産に関する明細書(免除届出用)」
2	「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)」及び「(同)別紙」※1
3	納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書(免除届出用)※2
4	事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の属する年から事業継続困難日の属する年の前年までの各年における特例(受贈)事業用資産に係る事業の貸借対照表、損益計算書※3
5	特例(受贈)事業用資産とその他の資産の内訳を記載した書類でその特例(受贈)事業用資産が4の貸借対照表に計上されていることを明らかにするもの
6	当該特例事業受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写しその他の書類で当該特例事業受贈者・相続人等が上記①～③に掲げる事由のいずれかに該当することとなったこと及びその該当することとなった年月日を明らかにするもの

※1 「(同)別紙」については、一定の場合にのみ添付が必要となります。  
 ※2 事業継続困難日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日の翌日から事業継続困難日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が到来した税額がない場合には不要です。  
 ※3 特例事業受贈者・相続人等が営む事業がその特例(受贈)事業用資産に係る事業のみである場合には除きます。

関与税理士 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

通債日付印の年月日(確認) 入力 確認 納税猶予整理番号

※ 年 月 日

(関2②-24-A4続一) (95.0)

※ 欄は記入しなくても構いません。

## 改 正 後

(英)

## 1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等<sup>(英)</sup>がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項（同令第23条の8の9第19項において準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注) 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

## 2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。

(3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

## 改 正 前

(英)

## 1 届出書を提出する人

特例事業受贈者・相続人等<sup>(英)</sup>がその有する特例（受贈）事業用資産に係る事業を継続することができなくなった場合（その事業を継続することができなくなったことについて租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項（同令第23条の8の9第21項で準用する場合を含みます。）で定めるやむを得ない理由がある場合に限ります。）には、その該当することとなった日（事業継続困難日）から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります。

(注) 会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている特例事業受贈者・相続人等については、事業継続困難免除の適用はありません。

## 2 記載方法等

(1) 表題の「贈与税」や本文の「贈与を受けた相続(遺贈)があった」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2) 届出者の欄には、特例事業受贈者又は特例事業相続人等の住所、氏名を記載してください。

(3) 「3 事業継続困難日」欄は、「2 この届出に係る事由の別」欄の事由により事業の継続が困難となった年月日を記載してください。

## 3 「特例事業受贈者・相続人等」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業受贈者」をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第2号に規定する「特例事業相続人等」をいいます。

改正後

改正前

**事業用資産に係る事業に関する明細書 (免除届出用)**

受贈者、相続人(受遺者)の氏名 \_\_\_\_\_ 人 力 確 認  
 贈与者、被相続人の氏名 \_\_\_\_\_ 印 印

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業  
 第40条の7の10第27項 に関する明細は、次のとおりです。

**1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項**

屋号	所在場所
----	------

**2 死亡等の日<sup>(注1)</sup>の属する年の前年以前の各年(死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注2)</sup>(以下「報告基準日」といいます。))の属する年の前年以前の各年を除きます。の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額**

前年	前々年	前々々年
円	円	円

**3 資産保有型事業等に関する事項**

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 \_\_\_\_\_ 円

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額 \_\_\_\_\_ 円

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入<sup>(注3)</sup>

	帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 a	円 h
不動産	現に自ら使用しているもの以外 b	円 i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外 c	円 j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 d	円 k
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 e	円 l
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 <sup>(注4)</sup> に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 f	円 m
④ 必要経費不算入対価等 <sup>(注5)</sup> (死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)	円	円
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)	円	円
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)	円	円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))	%	%
⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)	%	%

**4 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(直前の特例(贈与・相続)報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の日日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合<sup>(注6、7)</sup>に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)**

有 <sup>*</sup>	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又はは運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

(資12⑤-27-1-A 4 統一)

**事業用資産に係る事業に関する明細書 (免除届出用)**

受贈者、相続人(受遺者)の氏名 \_\_\_\_\_ 人 力 確 認  
 贈与者、被相続人の氏名 \_\_\_\_\_ 印 印

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による免除届出書の提出における特例(受贈)事業用資産に係る事業  
 第40条の7の10第27項 に関する明細は、次のとおりです。

**1 特例(受贈)事業用資産に係る事業に関する事項**

屋号	所在場所
----	------

**2 死亡等の日<sup>(注1)</sup>の属する年の前年以前の各年(死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日<sup>(注2)</sup>(以下「報告基準日」といいます。))の属する年の前年以前の各年を除きます。の特例(受贈)事業用資産に係る事業の総収入金額**

前年	前々年	前々々年
円	円	円

**3 資産保有型事業等に関する事項**

① 死亡等の日の属する年の前年12月31日における当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額 \_\_\_\_\_ 円

② 死亡等の日の属する年の前年における総収入金額 \_\_\_\_\_ 円

③ 死亡等の日の属する年の前年における特定資産の帳簿価額及び運用収入<sup>(注3)</sup>

	帳簿価額	運用収入
有価証券	金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により有価証券とみなされる権利 a	円 h
不動産	現に自ら使用しているもの以外 b	円 i
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外 c	円 j
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的財産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外 d	円 k
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 e	円 l
	特例事業受贈者・相続人等及び当該特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者 <sup>(注4)</sup> に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産 f	円 m
④ 必要経費不算入対価等 <sup>(注5)</sup> (死亡等の日の属する年の前年以前5年間に支払われたもの)	円	円
⑤ 上記③及び④の帳簿価額の合計額 (a+b+c+d+e+f+g)	円	円
⑥ 上記③の特定資産の運用収入の合計額 (h+i+j+k+l+m)	円	円
⑦ 特定資産の保有割合 (⑤/(①+④))	%	%
⑧ 特定資産の運用収入割合 (⑥/②)	%	%

**4 死亡等の日の直前の特例(贈与・相続)報告基準日(直前の特例(贈与・相続)報告基準日がない場合には、贈与税の申告書又は相続税の申告書の提出期限)の日日からその死亡等の日までの間に、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書(同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に規定する場合<sup>(注6、7)</sup>に該当することとなった事実の有無(いずれかを丸で囲んでください。)**

有 <sup>*</sup>	無
----------------	---

※ 「有」に該当する場合には、この明細書とともに「事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)別紙【一定の事由により特定資産の保有割合又はは運用収入割合が基準割合以上となった場合】」を免除届出書に添付して提出する必要があります。

※ 欄には記載しないこと。

(資12⑤-27-1-A 4 統一)

## 改正後

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。  
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第19項において準用する同令第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。  
なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

## 改正前

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合における免除届出書に添付して提出してください。  
なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

特例（受贈）事業用資産に係る事業が2以上ある場合には、「1 特例（受贈）事業用資産に係る事業に関する事項」欄は主たるものを記載し、その他の欄は、それらの事業に係る金額の合計額を記載してください。

また、特例事業受贈者・相続人等が特例（受贈）事業用資産に係る事業とそれ以外の事業とを営んでいる場合の各欄の記載については、特例（受贈）事業用資産に係る事業のみの金額を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第21項において準用する同令第23条の8の8第23項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「特定資産の帳簿価額」とは、死亡等の日の前年において特例（受贈）事業用資産に係る事業の貸借対照表に計上されている特定資産の帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、死亡等の日の前年における特定資産の運用収入をいいます。

4 「特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者」とは、特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法施行令第40条の7の8第15項に定める特別の関係がある者をいいます。

5 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等と特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。  
なお、必要経費不算入対価等の計算については「必要経費不算入対価等の明細書」を使用してください。

6 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。

7 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書に規定する場合」とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。

改正後

改正前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額の明細書（免除届出用）  
贈与税 相続税

受贈者、相続人等の氏名				※	入方	※	通 算
贈与者、被相続人の氏名				※			
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 <sup>(第1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(第2)</sup> の翌日 第40条の7の10第27項 の規定による死亡等の日 <sup>(第1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(第2)</sup> の翌日 からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額の明細は、次のとおりです。							
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額の計算							
番号							
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日				イ		ロ
②	通知の有無				有・無		有・無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額						
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(第3)</sup>			A		B	
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(第3)</sup>						
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中の贈与税・相続税額 <sup>(②×(④/⑤))</sup>						
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1②～⑤及び下記2の記載は不要です。							
2 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産							
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(第3)</sup>		
イ							
					A		
合 計					A		
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(第3)</sup>		
ロ							
					B		
合 計					B		
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。							

(資12⑤-27-3-A 4 統一)

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額の明細書（免除届出用）  
贈与税 相続税

受贈者、相続人等の氏名				※	入方	※	通 算
贈与者、被相続人の氏名				※			
租税特別措置法施行令 第40条の7の8第29項 の規定による死亡等の日 <sup>(第1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(第2)</sup> の翌日 第40条の7の10第27項 の規定による死亡等の日 <sup>(第1)</sup> の直前の特例(贈与・相続)報告基準日 <sup>(第2)</sup> の翌日 からその死亡等の日までの間に、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税額の明細は、次のとおりです。							
1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額の計算							
番号							
①	特例(受贈)事業用資産の全部又は一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日				イ		ロ
②	通知の有無				有・無		有・無
③	事業の用に供されなくなった時の直前における納税猶予分の贈与税・相続税額						
④	当該事業の用に供されなくなった特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(第3)</sup>			A		B	
⑤	当該事業の用に供されなくなった時の直前において当該事業の用に供されていた全ての特例(受贈)事業用資産の贈与・相続時の価額 <sup>(第3)</sup>						
⑥	事業の用に供されなくなった部分に対応する部分の金額として期限が到来した猶予中の贈与税・相続税額 <sup>(②×(④/⑤))</sup>						
※ 納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額につき「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」の送付を受けている場合、その通知書に係るものは、通知書に記載された「猶予期限が確定した贈与税・相続税の額(猶予確定税額)」を⑥欄に記載し、1②～⑤及び下記2の記載は不要です。							
2 納税猶予に係る期限が到来した特例(受贈)事業用資産							
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(第3)</sup>		
イ							
					A		
合 計					A		
番号	種類	名称	所在場所	面積	贈与・相続時の価額 <sup>(第3)</sup>		
ロ							
					B		
合 計					B		
※ 2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。							

(資12⑤-27-3-A 4 統一)

※欄には記載しないようご注意ください。

※欄には記載しないようご注意ください。

## 改正後

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第19項において準用する同令第23条の8の8第21項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。

## 改正前

## 記載方法等

1 この明細書は、租税特別措置法第70条の6の8第14項又は第70条の6の10第15項の規定により贈与税又は相続税の免除を受ける場合において、その死亡等の日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその死亡等の日までの間に特例事業受贈者・相続人等につき納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税・相続税額があるときに免除届出書に添付して提出してください。

なお、特例事業受贈者に係る贈与者が2以上いる場合には、その贈与者が異なるものごとに作成してください。

## 2 記載方法

(1) 「1 納税猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額・相続税額の計算」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとに記載してください。

なお、「通知の有無」欄は、「猶予期限が確定した事業用資産についての贈与税額・相続税額の通知書」による通知の有無を記載してください。

(2) 「2 納税猶予に係る期限が到来した特例（受贈）事業用資産」欄は、特例（受贈）事業用資産の一部が特例事業受贈者・相続人等の事業の用に供されなくなった日ごとにその供されなくなった特例（受贈）事業用資産の内訳を記載してください。

イ 「種類」欄は、宅地等、建物及び減価償却資産の別を記載し、「名称」欄は、特例（受贈）事業用資産が減価償却資産である場合に記入してください。

ロ 「面積」欄は、死亡等の日において特例事業受贈者・相続人等が有する特例（受贈）事業用資産が宅地等、建物又は果樹等である場合にその面積を記載してください。

(注) 1 「死亡等の日」とは、

(1) 「事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の8）の適用を受けている方（特例事業受贈者）は、①特例事業受贈者が死亡した日、②特例事業受贈者に係る贈与者が死亡した日、③特例事業受贈者が同法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与をした日又は④特例事業受贈者が租税特別措置法施行規則第23条の8の8第23項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例受贈事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

(2) 「事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の6の10）の適用を受けている方（特例事業相続人等）は、①特例事業相続人等が死亡した日、②特例事業相続人等が同法第70条の6の10第15項第2号の規定の適用に係る贈与をした日又は③特例事業相続人等が租税特別措置法施行規則第23条の8の9第21項において準用する同令第23条の8の8第23項の規定に係る事由に該当したことによりその有する特例事業用資産に係る事業を継続できなくなった場合におけるその事業を継続することができなくなった日をいいます。

2 「特例（贈与・相続）報告基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日をいいます。）の翌日から起算して3年を経過するごとの日をいいます。

3 「贈与・相続時の価額」は、租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与税の申告書又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続税の申告書に記載した特例（受贈）事業用資産の価額をいいます。

ただし、特例事業受贈者・相続人等が、租税特別措置法第70条の6の8第18項又は第70条の6の10第19項の規定による免除の適用を受けた場合には、これらの規定の「認可決定日における価額」となります。



改 正 後

改 正 前

**贈与税 相続税** 事業用資産についての納税猶予取りやめ届出書

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

税務署  
\_\_\_\_\_  
税務署長

〒  
届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定に基づく事業用資産  
第70条の6の10第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

3 猶予中贈与税額(相続税額) \_\_\_\_\_ 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 (年 月 日)	(確認)	入力 確認 納税猶予整理番号

(資12⑤-29-A4統一) (令5.6)

**贈与税 相続税** 事業用資産についての納税猶予取りやめ届出書

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

税務署  
\_\_\_\_\_  
税務署長

〒  
届出者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 - - )

私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の6の8第1項 の規定に基づく事業用資産  
第70条の6の10第1項

についての納税猶予について、この制度の適用を受けることを取りやめたいので、その旨  
届け出ます。

記

1 贈与者又は被相続人の住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

2 特例(受贈)事業用資産を取得した年月日 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

3 猶予中贈与税額(相続税額) \_\_\_\_\_ 円

(注) この届出書の提出があった日から2か月を経過する日(当該2か月を経過する日までの間に届出書を提出した者(特例事業受贈者・相続人等をいいます。以下「届出者」といいます。)が死亡した場合には、届出者の相続人(包括受遺者を含みます。)が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から6か月を経過する日)が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税(相続税)及び利子税を納付する必要があります。

※欄は記入しなくても構いません。

関与税理士		電話番号	
※	通信日付印の年月日 (年 月 日)	(確認)	入力 確認 納税猶予整理番号

(資12⑤-29-A4統一) (令4.6)

## 改 正 後

(裏)

## 使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

## 改 正 前

(裏)

## 使用目的

この届出書は、事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の制度の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。

改正後

改正前

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書

税務署  
受付印

税務署  
受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の6の8第17項 贈与税について、  
第70条の6の10第18項 相続税 の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税

次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_税務署長

〒  
住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の6の8第17項 贈与税について、  
第70条の6の10第18項 相続税 の規定により納税の猶予に係る猶予中の相続税

次のとおり納税猶予の免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※欄は記入しなくても構いません。

※欄は記入しなくても構いません。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事由の別 (※1)

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法 (第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号) に該当  
(譲渡等があった年月日) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法 (第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号) に該当  
(事業の廃止をした日) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

1 この申請に係る事由の別 (※1)

※ 該当する事由にレ点を付けてください。

① 租税特別措置法 (第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号) に該当  
(譲渡等があった年月日) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
(譲渡先の氏名又は名称) \_\_\_\_\_  
(譲渡先の住所又は所在地) \_\_\_\_\_

② 租税特別措置法 (第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号) に該当  
(事業の廃止をした日) 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

3 事業の継続が困難な事由の別 (※2)

租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第\_\_\_\_号 (同令第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。) に該当

3 事業の継続が困難な事由の別 (※2)

租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項第\_\_\_\_号 (同令第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。) に該当

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (二の額に基づき再計算した金額) (※3)	円
イ 対価の額 (※4)	円
ロ 1の事由が生じた直前における特例 (受贈) 事業用資産の時価に相当する金額	円
ハ ロの2分の1に相当する金額	円
ニ イとハのいずれか大きい金額 (事業の廃止による場合はイの金額)	円
③ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等 (※5) の合計額	円
④ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

4 免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

① 1の事由が生じた直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額 (二の額に基づき再計算した金額) (※3)	円
イ 対価の額 (※4)	円
ロ 1の事由が生じた直前における特例 (受贈) 事業用資産の時価に相当する金額	円
ハ ロの2分の1に相当する金額	円
ニ イとハのいずれか大きい金額 (事業の廃止による場合はイの金額)	円
③ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等 (※5) の合計額	円
④ 免除を受けようとする贈与税・相続税額 (①- (②+③))	円

関与税理士	電話番号
※ 通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号	
年 月 日	

関与税理士	電話番号
※ 通信日付印の年月日 (確認) 入力 確認 納税猶予整理番号	
年 月 日	

(資12⑩-34-A4統一) (令5.6)

(資12⑩-34-A4統一) (令4.6)

## 改正後

## 《添付書類等》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産の全てについて一定の譲渡等をしたとき又は事業を廃止したときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等をした日又は事業を廃止した日から2か月以内（これらの日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

（注）特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」を使用してください。

（注1）「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産の全てを特例事業受贈者・相続人等と同法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者のうち1人の者として一定のものに譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）をした場合をいい、「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第2号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産に係る事業の廃止をした場合をいいます。

（注2）「第 号」の箇所については、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	直前3年内の各年 <sup>※</sup> のうち2以上の年において特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に金額が零未満である場合	第1号
②	直前3年内の各年 <sup>※</sup> のうち2以上の年において、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の総収入金額が、その各年の総収入金額を下回る場合	第2号
③	特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなった場合	第3号

※「直前3年内の各年」とは、1の事由が生じた日の属する年の前年以前3年内の各年をいいます。

（注3）「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ニの額に基づき再計算した金額）」とは、6②ニの額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。

（注4）「対価の額」とは、特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額をいいます。

なお、特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額については、「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」の記載に基づいて記載してください。

（注5）「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は事業の廃止をした日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の計算書」を使用し当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

## 【添付書類】

- 譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の6の8第17項各号又は第70条の6の10第18項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 譲渡の対価の額を証する書類（事業を廃止した場合は不要です。）
- 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項各号（第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」
- その他参考となるべき事項を記載した書類

## 改正前

## 《添付書類等》

この申請書は、事業の継続が困難な事由が生じた場合において、特例（受贈）事業用資産の全てについて一定の譲渡等をしたとき又は事業を廃止したときに、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税の再計算による差額免除の申請を行う場合に使用します。

なお、再計算による差額免除の申請を行う場合には、一定の譲渡等をした日又は事業を廃止した日から2か月以内（これらの日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。

（注）特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請書」を使用してください。

（注1）「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第1号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産の全てを特例事業受贈者・相続人等と同法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者（以下「特別関係者」といいます。）以外の者のうち1人の者として一定のものに譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）をした場合をいい、「租税特別措置法（第70条の6の8第17項第1号又は第70条の6の10第18項第2号）に該当する場合」とは、事業の継続が困難な事由が生じた場合に特例（受贈）事業用資産に係る事業の廃止をした場合をいいます。

（注2）「第 号」の箇所については、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

	区分	記載例
①	直前3年内の各年 <sup>※</sup> のうち2以上の年において特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に金額が零未満である場合	第1号
②	直前3年内の各年 <sup>※</sup> のうち2以上の年において、特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得の総収入金額が、その各年の総収入金額を下回る場合	第2号
③	特例事業受贈者・相続人等が心身の故障その他の事由により特例（受贈）事業用資産に係る事業に従事することができなくなった場合	第3号

※「直前3年内の各年」とは、1の事由が生じた日の属する年の前年以前3年内の各年をいいます。

（注3）「再計算した納税猶予分の贈与税・相続税額（ニの額に基づき再計算した金額）」とは、6②ニの額を租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続若しくは遺贈により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続若しくは遺贈の時における価額とみなして第70条の6の8第2項第3号又は第70条の6の10第2項第3号の規定により計算をした金額をいいます。

（注4）「対価の額」とは、特例（受贈）事業用資産の譲渡等の対価の額又は事業の廃止の直前における特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額をいいます。

なお、特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額については、「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」の記載に基づいて記載してください。

（注5）「必要経費不算入対価等」とは、譲渡等があった日又は事業の廃止をした日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の計算書」を使用し当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

## 【添付書類】

- 譲渡等に係る契約書の写しその他の書類で、租税特別措置法第70条の6の8第17項各号又は第70条の6の10第18項各号のいずれかに掲げる場合に該当することとなったことを証するもの
- 譲渡の対価の額を証する書類（事業を廃止した場合は不要です。）
- 「事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の差額免除申請に係る事業継続困難事由書」
- 貸借対照表、損益計算書その他の書類で租税特別措置法施行令第40条の7の8第35項各号（第40条の7の10第31項において準用する場合を含みます。）各号に掲げる事由のいずれに該当するかを明らかにする書類
- 「特例（受贈）事業用資産の時価に相当する金額の明細（破産等免除・差額免除用）」
- その他参考となるべき事項を記載した書類

改 正 後

改 正 前

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 贈与税  
第70条の6の10第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 相続税 について、  
第18項 次とおり同条 第19項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

税務署 受付印

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

\_\_\_\_ 税務署長

〒 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_  
(電話番号 \_\_\_\_\_)

租税特別措置法 第70条の6の8第1項 贈与税  
第70条の6の10第1項 の規定による納税の猶予に係る猶予中の 相続税 について、  
第18項 次とおり同条 第19項 の規定の適用を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

贈与者 被相続人	住所	氏名
-------------	----	----

1 この申請に係る事由の別

該当する事由の「□」にレ点を付けてください。

- ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号（同令第40条の7の10第32項において準用する場合を含みます。以下同じです。）で定める評定が行われたこと
- ② 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事項に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

1 この申請に係る事由の別

該当する事由の「□」にレ点を付けてください。

- ① 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、その会社の有する資産につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号（同令第40条の7の10第32項において準用する場合を含みます。）で定める評定が行われたこと
- ② 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定に準ずるものとして租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項（同令第40条の7の10第30項において準用する場合を含みます。）に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合において、その会社の有する資産につき同項第1号イに規定する事項に従って行う同項第2号の資産評定が行われたこと

2 1の事情が生じた年月日（認可決定日）

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2 1の事情が生じた年月日（認可決定日）

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

3 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 1の事情の詳細

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

※ 書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 認可決定日の直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額	円
③ ②の価額に基づき計算した再計算猶予中贈与税・相続税額 <sup>(※1)</sup>	円
④ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等の合計額 <sup>(※2)</sup>	円
⑤ 免除を受けようとする再計算免除贈与税・相続税額（①－③＋④）	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

4 再計算猶予中贈与税・相続税額及び再計算免除贈与税・相続税額の計算

① 認可決定日の直前における猶予中贈与税・相続税額	円
② 特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額	円
③ ②の価額に基づき計算した再計算猶予中贈与税・相続税額 <sup>(※1)</sup>	円
④ 特別関係者が受けた必要経費不算入対価等の合計額 <sup>(※2)</sup>	円
⑤ 免除を受けようとする再計算免除贈与税・相続税額（①－③＋④）	円

※ この申請に必要な書類等については、裏面をご覧ください。

関与税理士	電話番号		
通信日付印の年月日 (捺 印)	入 力	課 税	納税猶予整理番号
※ 年 月 日			

(資12②-37-A 4 統一) (令5.6)

関与税理士	電話番号		
通信日付印の年月日 (捺 印)	入 力	課 税	納税猶予整理番号
※ 年 月 日			

(資12②-37-A 4 統一) (令4.6)

※ 欄は記入しなくても構いません。

※ 欄は記入しなくても構いません。

## 改 正 後

(裏)

## 《 添付書類等 》

この申請書は、特例事業受贈者・相続人等について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その特例事業受贈者・相続人等の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①又は②に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

(注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の再計算免除申請書」を使用してください。

## 【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①に該当する場合）
  - 特例事業受贈者・相続人等に係る再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号に規定するもの）に限ります。以下同じです。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - 特例事業受贈者・相続人等の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
  - 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」
- 租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の②に該当する場合）
  - 特例事業受贈者・相続人等に係る租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号に規定する債務処理計画（以下「債務処理計画」といいます。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
  - ①の債務処理計画に係る債務者である特例事業受贈者・相続人等及び債権者以外の者で、当該債務処理計画について利害関係を有しないものうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者として租税特別措置法第23条の8の8第29項第2号ロに定める者が作成した書類で①の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項に規定するものである旨を証するもの
  - 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」

(注1) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額を、租税特別措置法第70条の6の8第1項又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における贈与税又は相続税の額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注2) 「必要経費不算入対価等」とは、認可決定日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

また、「必要経費不算入対価等の合計額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「必要経費不算入対価等の合計額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

## 改 正 前

(裏)

## 《 添付書類等 》

この申請書は、特例事業受贈者・相続人等について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その特例事業受贈者・相続人等の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①又は②に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用します。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

(注) 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の再計算免除申請書」を使用してください。

## 【添付書類】

- 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①に該当する場合）
  - 特例事業受贈者・相続人等に係る再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号に規定するもの）に限ります。以下同じです。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類
  - 特例事業受贈者・相続人等の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号又は第40条の7の10第32項に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
  - 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」
- 租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項又は第40条の7の10第30項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の②に該当する場合）
  - 特例事業受贈者・相続人等に係る租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号に規定する債務処理計画（以下「債務処理計画」といいます。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
  - ①の債務処理計画に係る債務者である特例事業受贈者・相続人等及び債権者以外の者で、当該債務処理計画について利害関係を有しないものうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者として租税特別措置法第23条の8の8第31項第2号ロに定める者が作成した書類で①の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項又は第40条の7の10第30項に規定するものである旨を証するもの
  - 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」

(注1) 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額を、租税特別措置法第70条の6の8第1項又は同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における贈与税又は相続税の額とみなして再計算をした金額をいいます。

(注2) 「必要経費不算入対価等」とは、認可決定日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

また、「必要経費不算入対価等の合計額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「必要経費不算入対価等の合計額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。

改正後

改正前

10-6 法人の事業の規模等—宗教法人

10-6 法人の事業の規模等—宗教法人

(令和 年 月 日現在)

包括 法人	所在地		包括法人か らみた寄附 を受けた 法人の地位					
	名称							
信者の数		名		宗教事業の開始年月	年 月			
運営等に 関係する 人の状況	氏名	年齢	職業	住職等との関係	氏名	年齢	職業	住職等との関係
		歳				歳		
幼稚園の設 置の有無	有・無	左において「有」に○を表示した場合⇒ 第11表の(1)欄及び(3)欄に記入します。						
国宝、重要文化財又 は重要美術品の有無	有・無	左において「有」に○を表示した場合⇒ 下の10-7の表の「国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの」欄に記入します。						

第15表 (美術館等を設置運営する法人用)

10-7 法人の事業の規模等—美術館等を設置運営する法人

10-7 法人の事業の規模等—美術館等を設置運営する法人

(令和 年 月 日現在)

館長・学芸員の氏名		博物館法の登録に関する事項				美術品の公開に関する事項																																							
館長		博物館法第11条の登録の有無	有・無	1年間の開館(予定)日数	開館・予定	日																																							
		登録年月日	・	1年間の入館者(予定者)数	入館者・予定者	名																																							
学芸員		登録「有」の場合	登録番号	大人1人当たりの入館料金	一般展	円	特別展	円																																					
		登録「無」の場合	申請中 (申請年月日)																																										
(注) 開館後3年間における寄附財産の展示計画の説明書を添付します。																																													
所有する美術品等の状況	種類	日本画	洋画	陶磁器						合計																																			
	数量	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点																																			
<table border="1"> <tr> <th>国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの</th> <th>名称</th> <th>指定年月日</th> <th>名称</th> <th>指定年月日</th> <th>名称</th> <th>指定年月日</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> </table>											国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの	名称	指定年月日	名称	指定年月日	名称	指定年月日			・		・		・			・		・		・			・		・		・			・		・		・
国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの	名称	指定年月日	名称	指定年月日	名称	指定年月日																																							
		・		・		・																																							
		・		・		・																																							
		・		・		・																																							
		・		・		・																																							

(資13-1-18-A4統一)(令5.6)

(令和 年 月 日現在)

包括 法人	所在地		包括法人か らみた寄附 を受けた 法人の地位					
	名称							
信者の数		名		宗教事業の開始年月	年 月			
運営等に 関係する 人の状況	氏名	年齢	職業	住職等との関係	氏名	年齢	職業	住職等との関係
		歳				歳		
幼稚園の設 置の有無	有・無	左において「有」に○を表示した場合⇒ 第11表の(1)欄及び(3)欄に記入します。						
国宝、重要文化財又 は重要美術品の有無	有・無	左において「有」に○を表示した場合⇒ 下の10-7の表の「国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの」欄に記入します。						

第15表 (美術館等を設置運営する法人用)

(令和 年 月 日現在)

館長・学芸員の氏名		博物館法の登録に関する事項				美術品の公開に関する事項																																							
館長		博物館法第10条の登録の有無	有・無	1年間の開館(予定)日数	開館・予定	日																																							
		登録年月日	・	1年間の入館者(予定者)数	入館者・予定者	名																																							
学芸員		登録「有」の場合	登録番号	大人1人当たりの入館料金	一般展	円	特別展	円																																					
		登録「無」の場合	申請中 (申請年月日)																																										
(注) 開館後3年間における寄附財産の展示計画の説明書を添付します。																																													
所有する美術品等の状況	種類	日本画	洋画	陶磁器						合計																																			
	数量	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点	( )点																																			
<table border="1"> <tr> <th>国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの</th> <th>名称</th> <th>指定年月日</th> <th>名称</th> <th>指定年月日</th> <th>名称</th> <th>指定年月日</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> <td></td> <td>・</td> </tr> </table>											国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの	名称	指定年月日	名称	指定年月日	名称	指定年月日			・		・		・			・		・		・			・		・		・			・		・		・
国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの	名称	指定年月日	名称	指定年月日	名称	指定年月日																																							
		・		・		・																																							
		・		・		・																																							
		・		・		・																																							
		・		・		・																																							

(資13-1-18-A4統一)(令元.6)

## 改正後

## 【第15表の記載要領等】

## 《使用区分》

この表は、宗教法人又は美術館等（美術館や博物館など）を設置運営する法人に寄附をした場合に使用します。

## 《記載要領》

この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。  
 (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

寄附を受けた法人が美術館等を設置運営する法人である場合は、次の1から3までの書類  
 1 美術館等を設置運営する法人がその設置する美術館等について博物館法第11条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し（申請中の場合は、その登録申請関係書類の写し等）  
 2 美術館等のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの）（注1）  
 3 寄附後3年間における事業計画書及び展示計画書（注2）  
 (注) 1 法人のホームページに掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。  
 2 申請書第3表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。

## 改正前

## 【第15表の記載要領等】

## 《使用区分》

この表は、宗教法人又は美術館等（美術館や博物館など）を設置運営する法人に寄附をした場合に使用します。

## 《記載要領》

この表は、申請書を提出する日の直前の状況により記載してください。  
 (注) 既存の書類等でこの表に記載すべき内容が記載されたものがある場合には、この表の適宜の箇所に「別紙のとおり」と記載の上、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

## 《添付書類》

寄附を受けた法人が美術館等を設置運営する法人である場合は、次の1から3までの書類  
 1 美術館等を設置運営する法人がその設置する美術館等について博物館法第10条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し（申請中の場合は、その登録申請関係書類の写し等）  
 2 美術館等のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの）（注1）  
 3 寄附後3年間における事業計画書及び展示計画書（注2）  
 (注) 1 法人のホームページに掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨記載していただければ、書面での提出を省略していただいても差し支えありません。  
 2 申請書第3表の添付書類と同じ書類ですので、重複して提出していただく必要はありません。



改正後

改正前

(令和5年1月分以降用)

(税務署受付印)

## 相続税の更正の請求書

\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

納税地 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出

フリガナ氏名又は名称 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号 \_\_\_\_\_

(法人等の場合)  
代表者等氏名 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日  
令和 \_\_\_\_ 年分 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

2. 申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等  
次表のとおり

3. 添付した書類  
\_\_\_\_\_

4. 更正の請求をする理由  
\_\_\_\_\_

5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項  
\_\_\_\_\_

6. 受付を 受けよ うとす る銀行 等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀 行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 農協・漁協 _____ 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 _____			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">関与税理士</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%;">電話番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>			関与税理士		電話番号
関与税理士		電話番号				

税額 等別 書類	通達日付(年月日)	(課税額)	税額	税 率	名 額	課税標準	身元控額	備 考
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日								<input type="checkbox"/> 貸 <input type="checkbox"/> 未済 <small>個人番号カード / 通知カード / 通知カード との照合</small>

(資 15-1-1-A 4 統一)

(税務署受付印)

## 税の更正の請求書

\_\_\_\_ 税務署長 \_\_\_\_\_ (前納税地 \_\_\_\_\_)

住所又は所在地 \_\_\_\_\_ 〒 \_\_\_\_\_

納税地 \_\_\_\_\_

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日提出

フリガナ氏名又は名称 \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号 \_\_\_\_\_

(法人等の場合)  
代表者等氏名 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日  
平成 \_\_\_\_ 年分 \_\_\_\_\_ 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等  
次表のとおり

3. 添付した書類  
\_\_\_\_\_

4. 更正の請求をする理由  
\_\_\_\_\_

5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項  
\_\_\_\_\_

6. 受付を 受けよ うとす る銀行 等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀 行 _____ 本店・支店 _____ 金庫・組合 _____ 出張所 _____ 農協・漁協 _____ 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____	3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 _____			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">関与税理士</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 10%;">電話番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>			関与税理士		電話番号
関与税理士		電話番号				

税額 等別 書類	通達日付(年月日)	(課税額)	税額	税 率	名 額	課税標準	身元控額	備 考
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日								<input type="checkbox"/> 貸 <input type="checkbox"/> 未済 <small>個人番号カード / 通知カード / 通知カード との照合</small>

(資 15-1-1-A 4 統一)

## 改 正 後

## 書 き か た

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入してください。
- 3 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。  
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。  
なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いは十分ご注意ください。
- 5 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。  
(例) 令和〇〇年分相続税申告書 令和〇〇年〇月〇日提出  
令和〇〇年分相続税決定通知書 令和〇〇年〇月〇日遺産分割
- 6 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。  
(例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 7 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 8 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。  
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。  
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合  
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。  
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合  
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。  
(3) 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合  
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取りに行かれる郵便局名を記入してください。  
  
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

## 改 正 前

## 書 き か た

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「相続税」又は「贈与税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。  
なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。
- 4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。  
なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12桁)を、法人等の場合は法人番号(13桁)を記入してください。  
なお、この請求書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いは十分ご注意ください。
- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。  
(例) 平成(令和)〇〇年分相続税申告書 平成(令和)〇〇年〇月〇日提出  
平成(令和)〇〇年分相続税決定通知書 平成(令和)〇〇年〇月〇日遺産分割
- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。  
(例) 相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇,〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。  
預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。  
(1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合  
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。  
(2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合  
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。  
(3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合  
「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。  
  
(注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。

改正後

改正前

被相続人	住所	〒	-	相続の年月日	年	月	日
	フリガナ氏名			職業			

(令和5年1月分以降用)

次業

申告又は通知に係る税額及び更正の請求による課税標準等又は税額等 (相続税)

(1) 税額等の計算明細		請求額
区分		円
① 取得財産の価額		
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額		
④ 純資産価額 (①+②-③)		
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑥ 課税価格 (④+⑤)		,000
⑦ 相続税の総額 (②)の⑥の金額		00
一般の場合	⑧ 同上的あん分割合 %	
	⑨ 算出税額 (⑦×⑧)	円
前掲特別増徴法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合		
	⑩ 算出税額 (付表1(1)の⑩)	
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額		
税額控除額	⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額	
	⑬ 配偶者の税額軽減額	
	⑭ ⑬-⑬以外の税額控除額 (付表7 1⑮)	
	⑯ 計	
	⑰ 差引税額 (⑬+⑭-⑯)又は (⑰+⑱-⑲)	
	⑲ 相続時精算課税分の贈与税額控除額	00
	⑳ 医療法人持分税額控除額	
	㉑ 小計 (⑰-⑲-⑳)	
	㉒ 納税猶予税額 (付表7 2㉓)	00
(㉔-㉕)	㉔ 申告期限までに納付すべき税額	00
	㉕ 還付される税額	△
更正前の	㉖ 小計	
の	㉗ 納税猶予税額	00
	㉘ 申告納税額 (還付の場合は、頭に△を記載)	
	㉙ 小計の減少額 (㉖-㉘)	△
	㉚ この請求により還付される税額又は納付すべき税額 (還付の場合は、頭に△を記載) (㉙又は㉚)-㉚	

(2) 相続税の総額の計算明細		請求額
区分		円
① 取得財産価額の合計額		
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額		
③ 債務及び葬式費用の合計額		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
⑤ 課税価格の合計額		,000
⑥ 法定相続人の数		人
⑦ 遺産に係る基礎控除額		円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤-⑦)		,000,000
⑨ 計算の基礎となる金額 (⑤-⑦)		,000
⑩ 相続税の総額		00

(資15-1-2-A4統一)

被相続人	住所	〒	-	相続の年月日	年	月	日
	フリガナ氏名			職業			

(平成31年1月分以降用)

次業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相続税)

(1) 税額等の計算明細		申告(更正・決定)額	請求額
区分		円	円
① 取得財産の価額			
② 相続時精算課税適用財産の価額			
③ 債務及び葬式費用の金額			
④ 純資産価額 (①+②-③)			
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑥ 課税価格 (④+⑤)		,000	,000
⑦ 相続税の総額 (②)の⑥の金額		00	00
一般の場合	⑧ 同上的あん分割合 %		%
	⑨ 算出税額 (⑦×⑧)	円	円
前掲特別増徴法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合			
	⑩ 算出税額 (付表1(1)の⑩)		
⑪ 相続税法第18条の規定による加算額			
税額控除額	⑫ 暦年課税分の贈与税額控除額		
	⑬ 配偶者の税額軽減額		
	⑭ 未成年者控除額		
	⑮ 障害者控除額		
	⑯ 相次相続控除額		
	⑰ 外国税額控除額		
	⑱ 計		
	㉒ 差引税額 (⑬+⑭-⑱)又は (㉒+㉓-㉔)		
	㉔ 相続時精算課税分の贈与税額控除額	00	00
	㉕ 医療法人持分税額控除額		
	㉖ 小計 (㉒-㉔-㉕)		
	㉗ 納税猶予税額	00	00
(㉙-㉚)	㉙ 申告期限までに納付すべき税額	00	00
	㉚ 還付される税額		

(2) 相続税の総額の計算明細		申告(更正・決定)額	請求額
区分		円	円
① 取得財産価額の合計額			
② 相続時精算課税適用財産価額の合計額			
③ 債務及び葬式費用の合計額			
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
⑤ 課税価格の合計額		,000	,000
⑥ 法定相続人の数		人	人
⑦ 遺産に係る基礎控除額		円	円
⑧ 計算の基礎となる金額 (⑤-⑦)		,000,000	,000,000
⑨ 計算の基礎となる金額 (⑤-⑦)		,000	,000
⑩ 相続税の総額		00	00

(資15-1-2-A4統一)

改正後

改正前

次業

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相統税 - 付表 1)

〔租税特別措置法第70条の6(農地等についての相統税の納税猶予)の適用を受けている人がある場合の算出税額等の計算明細表〕

(1) 税額等の計算明細

区 分		請 求 額
① 農業投資価格に基づく 取得財産の価額(注2)	農業相続人の場合	円
	その他の人の場合	
② 債務及び葬式費用の金額		
③ 純資産価額(①-②)		
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		
⑤ 課税価格(③+④)		,000
⑥ 農業投資価格に基づく相統税の総額 ( $\frac{⑤}{2}$ )の⑧)		00
⑦ 同上のあん分割合		%
⑧ 算出税額(⑥×⑦)		円
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨ 相統税の総額の差額 (本表(1)の⑤-上記⑥)	00
	⑩ 農業投資価格超過額の総額	
	⑪ 取得した農地等の農業投資価格超過額	
	⑫ あん分額(⑩×①+⑪)	
⑬ 農業投資価格に基づく算出税額(⑧+⑫)		

(2) 農業投資価格に基づく相統税の総額の計算明細

区 分		請 求 額
① 農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額(注2)	農業相続人	円
	その他の人	
② 債務及び葬式費用の合計額		
③ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額		
④ 課税価格の合計額		,000
⑤ 法定相続人の数		人
⑥ 遺産に係る基礎控除額		,000,000
⑦ 計算の基礎となる金額(④-⑥)		,000
⑧ 農業投資価格に基づく相統税の総額		00

(注1) この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相統税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

(注2) (1)の①及び(2)の①の各欄は、相続時精算課税適用財産の価額を含めて記入します。

(資15-1-3-1-A4統一)

(令和5年1月分以降用)

次業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相統税 - 付表 1)

〔租税特別措置法第70条の6(農地等についての相統税の納税猶予)の適用を受けている人がある場合の算出税額等の計算明細表〕

(1) 税額等の計算明細

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
① 農業投資価格に基づく 取得財産の価額(注2)	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
② 債務及び葬式費用の金額			
③ 純資産価額(①-②)			
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤ 課税価格(③+④)			
⑥ 農業投資価格に基づく相統税の総額 ( $\frac{⑤}{2}$ )の⑧)			
⑦ 同上のあん分割合		%	%
⑧ 算出税額(⑥×⑦)		円	円
農業相続人の農業投資価格超過額に対する税額	⑨ 相統税の総額の差額 (本表(1)の⑤-上記⑥)		
	⑩ 農業投資価格超過額の総額		
	⑪ 取得した農地等の農業投資価格超過額		
	⑫ あん分額(⑩×①+⑪)		
⑬ 農業投資価格に基づく算出税額(⑧+⑫)			

(2) 農業投資価格に基づく相統税の総額の計算明細

区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
① 農業投資価格に基づく取得財産価額の合計額(注2)	農業相続人	円	円
	その他の人		
② 債務及び葬式費用の合計額			
③ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④ 課税価格の合計額			
⑤ 法定相続人の数		人	人
⑥ 遺産に係る基礎控除額		円	円
⑦ 計算の基礎となる金額(④-⑥)			
⑧ 農業投資価格に基づく相統税の総額			

(注1) この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等についての相統税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

(注2) (1)の①及び(2)の①の各欄は、相続時精算課税適用財産の価額を含めて記入します。

(資15-1-3-1-A4統一)

改正後

改正前

次葉

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相統税 - 付表 2)

租税特別措置法第 70 条の7の2(非上場株式等)についての相続税の納税猶予及び免除)及び同法第 70 条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(令和5年1月分以降用)

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

Table with columns: 区, 分, 請求額. Includes sub-section (1) '特定価額に基づく課税遺産総額' and (2) '特定価額に基づく相続税の総額'.

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with columns: 区, 分, 請求額. Includes calculation steps for tax deferral based on inheritance tax total.

(資15-1-3-2-A 4 続一)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相統税 - 付表 2)

租税特別措置法第 70 条の7の2(非上場株式等)についての相続税の納税猶予及び免除)及び同法第 70 条の7の4(非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(平成31年1月分以降用)

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

Table with columns: 区, 分, 申告(更正・決定)額, 請求額. Includes sub-section (1) '特定価額に基づく課税遺産総額' and (2) '特定価額に基づく相続税の総額'.

2 株式等納税猶予税額の計算

Table with columns: 区, 分, 申告(更正・決定)額, 請求額. Includes calculation steps for tax deferral based on inheritance tax total.

(資15-1-3-2-A 4 続一)

改正後

改正前

次葉

次葉

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相続税 - 付表 2の2)

租税特別措置法第 70 条の7の6(非上場株式等)についての相続税の納税猶予及び免除の特例)及び同法第 70 条の7の8(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相続税 - 付表 2の2)

租税特別措置法第 70 条の7の6(非上場株式等)についての相続税の納税猶予及び免除の特例)及び同法第 70 条の7の8(非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(令和5年1月分以降用)

(平成31年1月分以降用)

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

Table with columns for '区分' and '請求額'. Includes sub-section (1) '特定価額に基づく課税遺産総額' and (2) '特定価額に基づく相続税の総額'.

Table with columns for '区分', '申告(更正・決定)額', and '請求額'. Includes sub-section (1) '特定価額に基づく課税遺産総額' and (2) '特定価額に基づく相続税の総額'.

2 特例株式等納税猶予税額の計算

2 特例株式等納税猶予税額の計算

Table with columns for '区分' and '請求額'. Details calculations for special dividend tax relief.

Table with columns for '区分', '申告(更正・決定)額', and '請求額'. Details calculations for special dividend tax relief.

改正後

改正前

次葉

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相統税 - 付表 3)

〔 租税特別措置法第70条の6の6(山林についての相統税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

(令和5年1月分以降用)

1 山林納税猶予税額の基となる相統税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		区	分	請求額	
①	林業経営相続人の特別山林の価額の合計額			円	
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④	控除未済債務額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)				
⑤	特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)			,000	
⑥	特定価額の20%に相当する金額 (⑤×20%) (1,000円未満切捨て)			,000	
⑦	林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額			,000	
⑧	基礎控除額			,000,000	
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑦-⑧)			,000	
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (⑥+⑦-⑧)			,000	
(2)「特定価額に基づく相統税の総額」等の計算 (請求額)					
⑪法定相続人の氏名	⑫法定相続分	特定価額に基づく相統税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相統税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫)	⑭相統税の基となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	⑯相統税の基となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑫相統税の総額 (⑬の合計額)	00	⑯相統税の総額 (⑰の合計額)	00

2 山林納税猶予税額の計算

区	分	請求額
①	林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時特種課税分の贈与税額控除額の合計から前年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円
②	特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の⑫×1の⑬/1の⑭+⑮)	
③	特定価額に基づき相統税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)	
a	(②+③)-林業経営相続人の前年課税分の贈与税額控除額の金額 (赤字の場合は0)	
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の⑫×1の⑬/1の⑭+⑮)	
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相統税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)	
b	(④+⑤)-林業経営相続人の前年課税分の贈与税額控除額の金額 (赤字の場合は0)	
⑥	林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)	
⑦	(①+a-b-⑥) の金額 (赤字の場合は0)	
⑧	山林納税猶予税額 (a-b-⑦) の金額 (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)	00

(資15-1-3-3-A4 統一)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相統税 - 付表 3)

〔 租税特別措置法第70条の6の6(山林についての相統税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表 〕

(平成30年分以降用)

1 山林納税猶予税額の基となる相統税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	林業経営相続人の特別山林の価額の合計額			円	円
②	林業経営相続人に係る債務及び葬式費用の金額				
③	林業経営相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額				
④	控除未済債務額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)				
⑤	特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)				
⑥	特定価額の20%に相当する金額 (⑤×20%) (1,000円未満切捨て)				
⑦	林業経営相続人以外の相続人等の課税価格の合計額				
⑧	基礎控除額				
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑦-⑧)				
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (⑥+⑦-⑧)				
(2)「特定価額に基づく相統税の総額」等の計算 (請求額)					
⑪法定相続人の氏名	⑫法定相続分	特定価額に基づく相統税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相統税の総額の計算	
		⑬法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×⑫)	⑭相統税の基となる税額	⑮法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×⑫)	⑯相統税の基となる税額
		円	円	円	円
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
		,000		,000	
法定相続分の合計	1	⑫相統税の総額 (⑬の合計額)	00	⑯相統税の総額 (⑰の合計額)	00

2 山林納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請求額
①	林業経営相続人の税額控除額の合計と相続時特種課税分の贈与税額控除額の合計から前年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②	特定価額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の⑫×1の⑬/1の⑭+⑮) (1申告(更正・決定)額) 欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の附随の金額)		
③	特定価額に基づき相統税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a	(②+③)-前年課税分の贈与税額控除額の金額 (赤字の場合は0)		
④	特定価額の20%に相当する金額に基づく林業経営相続人の算出税額 (1の⑫×1の⑬/1の⑭+⑮) (申告(更正・決定)額) 欄については更正の請求前における申告書第8の3表等の附随の金額)		
⑤	特定価額の20%に相当する金額に基づき相統税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)		
b	(④+⑤)-前年課税分の贈与税額控除額の金額 (赤字の場合は0)		
⑥	林業経営相続人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
⑦	(①+a-b-⑥) の金額 (赤字の場合は0)		
⑧	山林納税猶予税額 (a-b-⑦) の金額 (100円未満切捨て) (赤字の場合は0)		

(資15-1-3-3-A4 統一)

改正後

改正前

次葉

次葉

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相 統 税 - 付 表 4)

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相 統 税 - 付 表 4)

租税特別措置法第70条の7の12(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)又は同法第70条の7の13(医療法人の持分についての相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

租税特別措置法第70条の7の12(医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除)又は同法第70条の7の13(医療法人の持分についての相続税の税額控除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

(令和5年1月分以降用)

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

1 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の基となる相続税の総額の計算

Table with columns: 区, 分, 請求額. Includes sub-tables for (1) '特定価額に基づく課税遺産総額' and (2) '特定価額に基づく相続税の総額'.

Table with columns: 区, 分, 申告(更正・決定)額, 請求額. Includes sub-tables for (1) '特定価額に基づく課税遺産総額' and (2) '特定価額に基づく相続税の総額'.

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

2 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算

Table with columns: 区, 分, 請求額. Includes sub-tables for (1) '医療法人持分相続人等の税額控除額の合計' and (2) '特定価額に基づき医療法人持分相続人等の算出税額'.

Table with columns: 区, 分, 申告(更正・決定)額, 請求額. Includes sub-tables for (1) '医療法人持分相続人等の税額控除額の合計' and (2) '特定価額に基づき医療法人持分相続人等の算出税額'.

(注) 申告書第8の4表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。

(資15-1-3-4-A-4 統一)

(注) 申告書第8の4表の付表に基づいて計算した金額を記載してください。

(資15-1-3-4-A-4 統一)



改正後

改正前

次業

次業

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相続税 - 付表 5)

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相続税 - 付表 5)

租税特別措置法第 70 条の6の7(特定の美術品についての相続税の納  
税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

租税特別措置法第 70 条の6の7(特定の美術品についての相続税の納  
税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

1 美術品納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		区 分	請 求 額
①	寄託相続人の特定美術品の価額の合計額		円
②	寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額		
③	寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額		
④	控除未済債務額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)		
⑤	特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		,000
⑥	特定価額の20%に相当する金額 (⑤×20%) (1,000円未満切捨て)		,000
⑦	寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額		,000
⑧	基礎控除額		,000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑦-⑧)		,000
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (⑥+⑦-⑧)		,000
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)			
①法定相続人の氏名	②法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ③法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×②)	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ④法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×②)
		円	円
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
法定相続分の合計	1	⑨相続税の総額(⑨)の合計額	00 ⑩相続税の総額(⑩)の合計額

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算		区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
①	寄託相続人の特定美術品の価額の合計額		円	円
②	寄託相続人に係る債務及び葬式費用の金額			
③	寄託相続人が相続又は遺贈により取得した財産の価額			
④	控除未済債務額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は0)			
⑤	特定価額 (①-④) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		,000	,000
⑥	特定価額の20%に相当する金額 (⑤×20%) (1,000円未満切捨て)		,000	,000
⑦	寄託相続人以外の相続人等の課税価格の合計額		,000	,000
⑧	基礎控除額		,000,000	,000,000
⑨	特定価額に基づく課税遺産総額 (⑤+⑦-⑧)		,000	,000
⑩	特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額 (⑥+⑦-⑧)		,000	,000
(2)「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算 (請求額)				
①法定相続人の氏名	②法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ③法定相続分に応ずる取得金額 (⑨×②)	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ④法定相続分に応ずる取得金額 (⑩×②)	
		円	円	円
		,000	,000	,000
		,000	,000	,000
		,000	,000	,000
		,000	,000	,000
		,000	,000	,000
法定相続分の合計	1	⑨相続税の総額(⑨)の合計額	00 ⑩相続税の総額(⑩)の合計額	00

2 美術品納税猶予税額の計算

2 美術品納税猶予税額の計算

区 分	請 求 額
① 寄託相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円
② 特定価額に基づく寄託相続人の算出税額 (1の②×1の⑤/1の(⑤+⑦))	
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)	
a (②+③-寄託相続人の暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)	
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額 (1の②×1の⑥/1の(⑥+⑦))	
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)	
b (④+⑤-寄託相続人の暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)	
e 寄託相続人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)	
⑥ (①+a-b-e) の金額 (赤字の場合は0)	
⑦ (a-b-⑥) の金額 (赤字の場合は0)	
⑧ 特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額	
イ (特定美術品の名称) (⑦×イの特定美術品に係る価額/1の⑧) (100円未満切捨て) に係る美術品納税猶予税額	00
ロ (特定美術品の名称) (⑦×ロの特定美術品に係る価額/1の⑧) (100円未満切捨て) に係る美術品納税猶予税額	00
ハ (特定美術品の名称) (⑦×ハの特定美術品に係る価額/1の⑧) (100円未満切捨て) に係る美術品納税猶予税額	00
⑨ 美術品納税猶予税額 (⑧の金額 (100円未満切捨て) (又は⑧の金額の合計額))	00

区 分	申告(更正・決定)額	請 求 額
① 寄託相続人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
② 特定価額に基づく寄託相続人の算出税額 (1の②×1の⑤/1の(⑤+⑦)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の5表等の開票の金額)		
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a (②+③-暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)		
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく寄託相続人の算出税額 (1の②×1の⑥/1の(⑥+⑦)) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前における申告書第8の5表等の開票の金額)		
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)		
b (④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額) の金額 (赤字の場合は0)		
e 寄託相続人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
⑥ (①+a-b-e) の金額 (赤字の場合は0)		
⑦ (a-b-⑥) の金額 (赤字の場合は0)		
⑧ 特定美術品が2以上ある場合の特定美術品ごとの美術品納税猶予税額		
イ (特定美術品の名称) (申告(更正・決定)額) (⑦×イの特定美術品に係る価額/1の⑧) (100円未満切捨て) に係る美術品納税猶予税額	00	00
ロ (特定美術品の名称) (申告(更正・決定)額) (⑦×ロの特定美術品に係る価額/1の⑧) (100円未満切捨て) に係る美術品納税猶予税額	00	00
ハ (特定美術品の名称) (申告(更正・決定)額) (⑦×ハの特定美術品に係る価額/1の⑧) (100円未満切捨て) に係る美術品納税猶予税額	00	00
⑨ 美術品納税猶予税額 (⑧の金額 (100円未満切捨て) (又は⑧の金額の合計額))	00	00

(令和5年1月1日以降適用)

(平成31年4月1日以降適用)

改正後

改正前

次業

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相統税 - 付表 6)

次業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相統税 - 付表 6)

〔 租税特別措置法第 70 条の6の 10(個人の事業用資産についての相統税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算  
明細表 〕

〔 租税特別措置法第 70 条の6の 10(個人の事業用資産についての相統税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算  
明細表 〕

(令和 5 年 1 月 1 日 以降 用)

(平成 31 年 1 月 1 日 以 降 用)

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相統税の総額の計算

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相統税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	請 求 額	
①	特別事業用資産の価額		円
②	特別事業相統人等に係る特定債務額		
③	特定価額 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)		,000
④	特別事業相統人等以外の相統人等の課税価格の合計額		,000
⑤	基礎控除額		,000,000
⑥	特定価額に基づく課税遺産総額 (③+④-⑤)		,000
(2) 「特定価額に基づく相統税の税額」等の計算 (請求額)			
⑦ 法定相統人の氏名	⑧ 法定相統分	特定価額に基づく相統税の総額の計算	
		⑨ 法定相統分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩ 相統税の税率の基礎となる税額
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相統分の合計	1	⑨ 相統税の総額 (⑩の合計額)	00

(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
区	分	申告 (更正・決定) 額	請 求 額
①	特別事業用資産の価額	円	円
②	特別事業相統人等に係る特定債務額		
③	特定価額 (①-②) (1,000円未満切捨て) (赤字の場合は0)	,000	,000
④	特別事業相統人等以外の相統人等の課税価格の合計額	,000	,000
⑤	基礎控除額	,000,000	,000,000
⑥	特定価額に基づく課税遺産総額 (③+④-⑤)	,000	,000
(2) 「特定価額に基づく相統税の総額」等の計算 (請求額)			
⑦ 法定相統人の氏名	⑧ 法定相統分	特定価額に基づく相統税の総額の計算	
		⑨ 法定相統分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)	⑩ 相統税の税率の基礎となる税額
		円	円
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
		,000	
法定相統分の合計	1	⑨ 相統税の総額 (⑩の合計額)	00

2 事業用資産納税猶予税額の計算

2 事業用資産納税猶予税額の計算

区	分	請 求 額
①	特別事業相統人等の税額控除額の合計と相統時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円
②	特定価額に基づく特別事業相統人等の算出税額 (1の①×1の②/1の②+③)	
③	特定価額に基づき相統税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)	
a	(②+③-特別事業相統人等の暦年課税分の贈与税額控除額)の金額 (赤字の場合は0)	
b	特別事業相統人等の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)	
④	(①+a-b)の金額 (赤字の場合は0)	
⑤	事業用資産納税猶予税額 (a-④)の金額 (赤字の場合は0)	00

区	分	申告 (更正・決定) 額	請 求 額
①	特別事業相統人等の税額控除額の合計と相統時精算課税分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額控除額を差し引いた額	円	円
②	特定価額に基づく特別事業相統人等の算出税額 (1の②×1の②/1の②+③) (「申告 (更正・決定) 額」欄については更正の請求前における申告書第 8 の 6 表の同欄の金額)		
③	特定価額に基づき相統税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (②×20%)		
a	(②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額 (赤字の場合は0)		
b	特別事業相統人等の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合は0)		
④	(①+a-b)の金額 (赤字の場合は0)		
⑤	事業用資産納税猶予税額 (a-④)の金額 (赤字の場合は0)	00	00

(資15-1-3-7-A4 続一)

(資15-1-3-7-A4 続一)

改正後

改正前

次業

更正の請求による課税標準等又は税額等  
(相統税 - 付表 7)

〔 税額控除額及び相統税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の合計額の計算明細表 〕

(令和5年1月分以降用)

1 税額控除額の計算

区 分	請 求 額
① 未成年者控除額	円
② 障害者控除額	
③ 相次相統控除額	
④ 外国税額控除額	
⑤ 合計 (①+②+③+④)	

2 納税猶予税額の計算

区 分	請 求 額
① 農地等納税猶予税額	円 00
② 株式等納税猶予税額	00
③ 特例株式等納税猶予税額	00
④ 山林納税猶予税額	00
⑤ 医療法人持分納税猶予税額	00
⑥ 美術品納税猶予税額	00
⑦ 事業用資産納税猶予税額	00
⑧ 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	00

(資15-1-3-8-A4統一)

次業

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相統税 - 付表 7)

〔 相統税の納税猶予の適用を受けている人の納税猶予税額の合計額の計算明細表 〕

○ 納税猶予税額の計算

区 分	申告 (更正・決定) 額	請 求 額
① 農地等納税猶予税額	円	円
② 株式等納税猶予税額		
③ 特例株式等納税猶予税額		
④ 山林納税猶予税額		
⑤ 医療法人持分納税猶予税額		
⑥ 美術品納税猶予税額		
⑦ 事業用資産納税猶予税額		
⑧ 合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		

(資15-1-3-8-A4統一)